

第二章 産業・経済

一 産業の推移

明治維新によって年貢（物納）は地租（金納）に変わったので、今まで米で納めていたものを、金に換えてから納めなければならなくなった。

この時点から我が国の産業は換金に有利な作物が要求されるようになり、また、金納するためには商業が介在するようになった。特に本町のように交通不便の山間部では農産物を換金することは大変なことであった。

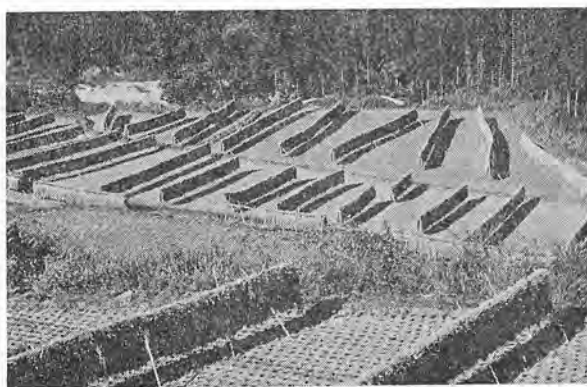
明治四年（一八七一）九月「田畑勝手作」許可によって、何でも有利な作物を作ってよいことになったが、輸送と販売の不便を考えるとおのずから作目に制約を受けるので、明治二十七年（一八九四）に国道三十二号線が開通するまでは、藩政時代の作目とさしたる変化はなかったようである。

米・麦・雑穀は、ごく一部の農家を除いてほとんど自家用の域を出ず、換金作物としては葉煙草・茶・製紙原料が主なものであろう。

明治後期になって養蚕が導入されたが、まだ量的には微々たるものであった。製紙原料にしても、畑の畦畔に作るくらいで、食糧自給の關係から、畑に作付けすることはなかった。したがって、村内で製紙、あるいは太布用にした残余のものを、伊予川之江方面に販売した程度である。

(一) 農業の振興

明治二十七年（一八九四）四国循環県道完工に伴い、明治三十年ごろには、郡道本山・杉線が、同三十三年には、安野々・久生野線が開通し、「土陽新聞」によると、立川線が明治三十五年九月県道編入とあるので、それ以前に郡道としてあったことがうかがえる。



稲作の苦勞も実って秋の収穫（小川）

これらの道路網の発達によって、荷馬車による運搬が可能になり、農業の発展に多大の影響をもたらした。

更に、自給自足農業から近代化へ脱皮する上に、見逃すことのできないのは、高知県農学校の開設である。明治二十三年（一八九〇）八月、高知市北門筋に校舎の落成を待ち、九月から授業を開始した。

その規則によれば「農業に従事せんとする者の為に須要の学理と実業とを教授す。」とあり、生徒数は百人、修業年限二年、入学資格は十五歳以上三十歳以下の男子で、本人又はその父兄が田地七反以上を所有するものであることを条件とした。翌年九月の改正で田地七反以上所有の条件は削られた。

明治二十八年（一八九五）一月には、文部省の「簡易農学校規定」に準拠して高知県簡易農学校と改称、同年四月には実習選科を付設、更に研究科を設けて耕種・養蚕・畜産・農産製造・農業経済・林学の研究機関とした。その後、幾多の変遷はあったが、これが現在の高知県立高知農業高等学校の前身である。

身である。開設当時の入学資格が、七反歩以上の所有であることが示すように、優秀な農村の子弟がこれに学び町村の発展、なかでも農業の振興に大いに寄与したのである。

次いで明治三十三年（一九〇〇）には、高知県農業試験場が設立され、農業に関する各種の試験、研究をし、その結果を町村農会を通じて普及をするなど労働生産性、土地生産性の向上に貢献するところが大きかった。

これよりも早く大豊町内では、旧東豊永村の勸業会頭秋山楠藏によって、明治二十八年（一八九五）十二月「東豊永村勸業会第一回品評会」を開催した。その出品物規則によると、葉煙草・繭・茶・三桎・楮・米・漆・大豆・小豆・太布・紙の十一品目である。これによって当時の主要産物をおおよそ知ることができる。

その品評会の審査員は田中馬之丞・田中存念・上村幸次・三谷忠太郎の四人と佐竹県属によって行われ、同年十二月十日、石田英吉県知事の臨場のもとに褒賞授与式が挙行された。

また、東豊永村西峰の青年は、明治二十九年西峰正念会を組織、農事試験田を設置し、桑・三桎・野菜などの栽培研究を始めた。その他夜学会などその活動は抜群であり、明治四十二年高知県知事から賞与金を下賜されている。時の会長は三谷亀松であった。同会は、財団法人西峰正念会として現在も活動している。

1 明治の産業経済状況

明治三十三年（一九〇〇）から翌三十四年（一九〇一）に、高知商業会議所が各地から求めた報告書によると、次のとおりである。

西豊永村

当地は区域最も広大の地にして殊に四国貫通の国道を通じ輸出入貨物集散地なり。而して当地の特産物は葉煙草・三桎・楮・木材・しゅろ・太布・竹皮・碁石茶・葉藍（山田に次ぐ）・菜種・豆類等にして輸出品は重に右特産物なり。就中木材の如きは吉野川に頼り著しく輸出額嵩み居りしも明治三十年頃より以後は稍々減退せし姿なり。其原因は要するに民林伐採し尽

さること、伐採業者の減少等による。然るに貨物は国道開通以前は主として三県へ輸出ありしも、今日は運輸交通益々便となりし故、主に高知市へ輸送せり。殊に葉煙草は本県の特産物にして、豊永の名は、^{アノ}県下に冠たり。而して近年は更にその産額を増加したり。其の葉煙草は専売所の買取する所なるも、又売下は独り本県の煙草商店のみならず徳島・香川・愛媛三県商店にあるを以て、自ら豊永煙草は其販路を拡張したる結果を生じたり。而して又輸入品に在っては米・豆類・清酒・焼酎・食塩・其他雜貨物等にして、此は大概徳島県より輸入す。然れども本村は地勢上より見れば比較的戸数多けれども、概して農民地にて商業に就ては最も不振の状態なるを以て商業上別に報告の事項なし。

東本山村立川（旧大杉村）

当地は区域広大の地にして戸数僅かに二百四十戸に過ぎざれども、貨物の集散は比較的多く調査上最も適當の地と認む。而してその特産物は三桎・楮白皮・基石茶・菜種・豆類・杉・檜板等なり。輸出品に在ては国道開通以前は別として、近時は運輸交通の便なるより大概六、七割は高知市に運送す。

然れども大体今日は先年に比して輸出減少せり。而して輸入品に在っては米・清酒・麦・反物・食塩・素麵等にして、就中清酒のごときは一ケ年に二百石も輸入あり。

此輸入品は皆地方民に供給する所とす。其輸入品の運輸は、当地には大西与一外二名が雜貨店主に問屋業を営み、当地方民は其特産物を以て該商店に於て需要品と交換す。

また其商店は交換品を仲持人に託し徳島地方に輸出し、また輸入品は右輸出したる仲持人をして地方の需要品を購買する方を採れり。而して商業に在っては、農業地なる故商業上別に報告の事項なし。

東本山村奥太田

当地は区域狹隘の地にして戸数僅か三十戸余に過ぎざる故、物貨の集散は誠に僅少なり。而して特産物は基石茶・菜種・豆類・三桎・楮・杉・檜皮等にして、輸入品貨物に就ては立川部落と異ならざる故之を省略す。（『高知県史近代編』による）

高知商業会議所の調査による三地区の物産交流の状態は以上であるが、同じ時期に土陽新聞社が調査した旧二か村の明治三十四年（一九〇一）九月中の輸出入の記録が、同年十月六日付けの新聞に次のようにある。

東本山村（旧大杉村）九月中の輸出入高

輸出の部

樅 板	三 桎	品 名
数		
六五〇間	九九〇	五〇貫量
価		
三九〇	二六一	二〇〇円格
同	同	伊予先

輸入の部

刻 煙	木 綿 反	小 間 物	清 酒	国 内 米	品 名
数					
三〇〇斤	二〇〇反	二個	一三石	一〇石八斗	一二石量
価					
一〇五	二〇〇	一四〇	四四五	一〇二円	二〇四円格
同	伊予	大坂	同	伊予	伊予先

西豊永村

輸出の部

製 造 金 物	活 馬	活 牛	太 布	諸 紙	製 茶	乾 魚	品 名
数							
一二〇貫	二五頭	一二〇頭	四八〇貫	三九丸	二、八三七斤	二〇〇貫	量
価							
一二六	六〇〇	二四〇	三三六円四〇銭	三二二	一一八	一五〇円	格
同	同	同	同	同	同	徳島	輸出先

輸入の部

注 乾魚とあるのは鮎の乾燥したものである。

品名	数量	価格	輸入先
内国米	七石	一一五円五〇銭	徳島
清酒	一二石	二七二円	同
小間物	五、〇〇〇個	一五〇円	同
活牛	七五頭	二、二二五円	同
木綿	一、八〇〇反	二、五二〇円	同
刻煙	三、三八〇斤	五七一円二〇銭	同
うど	五〇〇貫	二四〇円	同
三ど	四〇〇貫	九二円	同
タゾ糊	一八〇貫	四五〇円	同

注 旧天坪村・東豊永村記載なし。

以上明治三十四年（一九〇一）の旧大杉村・同西豊永村の物産の輸出入状況をみてきたが輸出より輸入が多く、数字でみる限り農家の生活は苦しかったことが推察できる。

2 明治後期・大正・昭和期の農業の発展

明治後期から前述の農学校、農業試験場の開設に伴って、民間の篤農家によって進められてきた技術改良や、育種の技術が学校、試験研究機関によって更に改良され、反当収量が増大した。急速に収量が増大したのは、明治末・大正初期から化学肥料が普及するようになってからである。それまでの大豊地方の肥料は、刈り草、きゅう肥、人ふん尿が主体であった。やがて大豆かすが若干用いられてきたが、大正初期から、硫酸アンモニアをはじめ、塩化カリ・

蜂

蜜

二八〇貫

一〇六

同

磷酸などの化学肥料が普及することによって、米麦の主要食糧の増収をみた。

耕地にゆとりを生じてきた時点から、作付けが換金作物、すなわち葉煙草・桑に変わり、本町の農業の主体が徐々に変わってきた。

3 太平洋戦争前後の農業状態

戦争末期の社会状態は、青壮年の兵役と軍用施設への出夫などに追われ、農業は片手間仕事の様相であった。終戦後も混乱の中で、食糧増産に追われ、肥料も配給制度が続いた。

昭和三十年三月三十一日、嶺東四か村が合併して大豊村となったが、当時の農家の一戸当たりの耕作反別を規模別にみると、五畝一一反が二百六戸、一反一三反が八百八十五戸、三反一五反が八百七十五戸、五反一町が千八十四戸、一町一・五町が百戸であるから、零細規模の山村といわざるを得ない数字であった。

村当局は、立村計画として、財政再建計画を昭和三十一年から三十七年まで七か年、農業振興計画を同三十一年から三か年、新村建設計画を同三十一年から五か年をもって進めた。

4 農業構造改善事業

高度成長政策からくる農業と他産業との所得格差は、昭和三十六年ごろから一段と開いてきた。

政府はその原因の一つを、日本農業が零細家族経営に基づく構造的な弱点にあるとして、大規模機械利用や経営規模拡大に活路を求め、土地基盤整備や、経営近代化施設の増大を図るために資本を投下するなどの、いわゆる構造改善事業に乗り出した。

昭和三十六年「農業基本法」を制定して、国の農業に関する政策目標を設定し、国の施策を掲げ、農基法農政が始

まった。国は、農業生産の選択的拡大により農業総生産の増大を図るため、「農業経営の規模拡大、農地の集団化、

家畜の導入、機械化その他農地の合理化及び農業経営の近代化」を行うとした。

それにより、他産業との生産性の格差が是正され、農業従事者が所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことができるものと考えたのが、「農業構造改善事業」である。大豊町の農業構造改善事業は、昭和三十七年度に本事業の計画地域に指定され、同三十八年十二月に計画書を提出、三十九年度に実施地域に認定され、三十九～四十年に第一次の事業が完了した。

事業の概要は次のとおりである。



基盤整備事業の農道（日浦地区）

第一次実施事業（三十九～四十一年）

土地基盤整備

事業種別	実施地域	事業量	事業費
一般農道	和田・日浦・大野・西峰土地改良区	五、九〇六m	五四、七〇六千円
索道	和田土地改良区、野々屋農事組合	二、四〇二	四、八六六
集団桑園	和田・安戸・日浦養蚕組合	一五・五九ha	三、四四六

経営近代化施設

事業種別	実施主体	事業量	事業費
壮蚕共同飼育所 稚蚕共同飼育所 やさい集荷所	日浦・和田養蚕組合 大杉農業協同組合 東豊永農業協同組合	八棟一、二一八㎡ 一棟 四八三㎡ 一棟 四一六㎡	六、一八六千円 九、二二二 五、四二六

第二次実施事業（四十三年～四十五年）

土地基盤整備

事業種別	施行箇所名	事業量	事業費
一般農道 " " 桑園造成改良	永測（受益者三十九戸） 庵谷（" 二十八戸） 永測・柳野・大砂子・大久保・庵谷 永測・大砂子・大久保・庵谷	一、〇三五㎡ 二、一四六 五地区延べ、 二、七三六 四九・五〇ha	二一、一二八千円 二九、二五七 八、五五五 二四、一四一

経営近代化施設

事業種別	設置箇所	事業量	事業費
稚蚕共同飼育所	舟戸（大豊村農協）	一棟 五五九㎡	一一、〇四五千円

融資単独事業

事業種別	設置箇所	事業量	事業費
壮蚕飼育所	村東部十三棟(個人)	延べ九、六六八㎡	六、四二七千円
"	庵谷四棟(個人)	" 三五二㎡	二、二四〇

この融資事業は、補助金はなく「公庫資金」の融資で個人が実施したものである。

5 山村振興特別対策事業

昭和三十九年溝渕知事は、山村振興にきめの細かい施策を進めるため、県単独事業で「山村振興特別対策事業」を打ち出した。この事業は、さきに実施された国の構造改善事業の小型のもので、山村における基幹作物の生産基盤を強化・助長する上に、格好の事業で、大豊町の基幹作物とする養蚕・野菜の生産・流通に多大の成果を上げることができた。次に年次ごとの事業の概要を記載する。

年次	事業種別	事業量	事業費	備考
昭和四〇年度	わさび田植苗生産	五	三八〇千円	
"	壮蚕飼育所	四棟	八〇〇	
"	自然上ぞく器	一、五〇〇組	九〇〇	
"	搬送施設	三か所	一、二七四	
"	肥育素牛	二五頭	一、七五〇	県融資
"	計		五、一〇四	
四一年度	しいたけ乾燥場	五台	五五〇	
"	搬送施設	三か所	一、二一八	
"	集荷	一棟	二〇〇	
"	わさび田造成	一〇ヶ所	三二三	

年次	事業種別	事業量	事業費	備考
四二年度	桑園造成(新) 壮蚕飼育所 しいたけ乾燥場 搬送施設 集荷所 肥育素牛 計	八〇〇 ^{アール} 八棟 三台 四か所 三棟 三〇頭	七二〇 一、六〇〇 一、二〇〇 三三〇 二〇〇 六〇〇 二、七〇〇 七、一五三	桧生・上桃原・下桃原・八川 永刈・下桃原・馬瀬・西川・三津子野・ 大平・奥太田・寺内 尾生・怒田・下桃原 大砂子・柚木・峰・穴内二区 連火・下大王・大田口 融資
四三年度	壮蚕飼育所 しいたけ乾燥場 搬送施設 桑園造成 肥育素牛導入 計	八棟 三台 三か所 二五 ^{アール} 二〇頭	一、六〇〇 三三〇 一、五〇〇 三八七 二、〇〇〇 五、八一七	穴内・久寿軒・黒石・西寺内・谷・下桃 原・上桃原・久寿軒 式岩・大砂子・北川 久寿軒
四四年度	稚蚕共同飼育所 壮蚕飼育所 しいたけ乾燥場施設 簡易搬送施設 簡易集荷所 肥育素牛導入 計	一棟 七棟 一台 三か所 一棟 一六頭	七五〇 一、四〇〇 一一〇 一、五〇〇 二〇〇 五、五六〇	大平 西川・立野・下桃原・下大王・谷・庵 谷・大平 野々屋・三谷・安野々 谷 単独融資

四五年度	壮蚕飼育所	八棟	一、六〇〇	立野・黒石・北川・怒田・連火・岩原・三谷・三津子野
"	しいたけ乾燥場施設	二台	二二六	立野・和田
"	簡易搬送施設	四か所	二、〇〇〇	野々屋・石堂・上桃原・大畑井
"	簡易集荷所	一棟	二〇〇	三谷
"	肥育素牛導入	二四頭	二、四〇〇	単独融資
計			六、四二六	
四九年度	低温貯蔵施設	三二・四坪 ^{補助}	四、〇〇〇	昭和四十八年より新山村特別対策事業となる。
"	肉用素牛導入	八頭	二、一〇〇	融資
五〇年度	上族室兼壮蚕共同飼育所	二棟	二、四〇〇	柚木
"	桑園造成	一ヘクタール	五〇四	柚木
"	耕作道整備	一、三九〇・五坪 ^{補助}	二、一六二	岩原
"	"	一八八坪 ^{補助}	一、二〇〇	
"	機械保管庫	一棟	六八〇	
"	自然上族器導入	二〇セット	六〇〇	北川・立川
"	アメゴふ化場施設	五二・九八坪 ^{補助}	九、二〇〇	
計				
五一年度	耕作道整備	二七五坪 ^{補助}	一、二六六	柚木（これは総合整備に含む）
"	"	四一八・五坪 ^{補助}	一、五六四	柚木・葛原
"	移動蚕座導入	四三一坪 ^{補助}	一、〇二七・五	桧生
"	林業用作業路開設	二六〇坪 ^{補助}	一、六七〇	西梶ヶ内
"	肉用素牛導入	二六頭	七、八〇〇	融資
計			一三、三七・五	
五二年度	自動収繭毛羽取機	二台	二七六	柚木（総合整備）
"	耕作道整備	（二線）五〇〇坪 ^{補助}	二、〇八四・六一八	桧生
"	移動蚕座導入	四三一坪 ^{補助}	一、〇二七・五	

年次	事業種別	事業量	事業費	備考
五二年度	林業用索道 肉用素牛導入 移動蚕座導入 暖房機 計	八〇〇台 二組七頭 五九四頭 一台	二、〇〇〇千円 二、一〇〇 一九一 一二〇 七、七九・一八	融資 "
五四年度	ゼンマイ園造成 農業機械施設 計	一・五四台 一五台	四、〇四七 二、二〇七 六、二五四	昭和五十一年より「山村集落総合整備特別対策事業」となり、大豊町は五十四年度に指定された。
五五年度	耕作 ゼンマイ園造成 農業機械設備 計	二八〇台 八〇台 一・一七台 七台	八、六〇〇 三、四〇〇 三、一四五 一、四二〇 一六、五六五	三谷線 赤根線 融資事業 "
五六年度	耕作 ゼンマイ園造成 集出荷施設 計	五二〇台 二・〇台 一棟	一、〇〇〇 五、七二〇 一、三三二 一九、〇五二	三谷線 融資事業 "

6 農林業の改良普及事業

農業構造改善事業及び山村振興事業が施行される以前の昭和二十三年八月一日、政府は、「農業改良助長法」を公布、これに基づいて高知県は、農林業に関する技術改良普及事業にとりかかり、市町村に県の出先指導機関を設置、

専門の技術者を駐在させて、農林業の技術改良を推進することになった。

蚕業技術指導所

養蚕業では、昭和二十三年十月、土佐郡・長岡郡を所管区域として「土佐長岡蚕業技術指導所」が大田口の消防会館を間借りして開設された。現在の蚕業指導所の前身である。

農業相談所

昭和二十四年五月、天坪村・大杉村・西豊永村・東豊永村の四か村を対象として、事務所を大杉村役場内に置き「嶺東地区農業相談所」が開設された。現在の農業改良普及所大豊支所の前身である。

林業指導員駐在所

昭和二十六年、豊永・大杉の二か所に、林業指導員の駐在所を置き、林業に関する技術・知識の普及に当たってきた。現在の林業指導出張所の前身である。

第二次大戦の戦中・戦後を通じて、荒廃した本町の農林業の振興に、右三者の果たした役割は大きいものがある。

(二) 普通作物

1 米・麦

明治初期の主要作物である米麦の栽培技術は、江戸時代の延長で、次に掲げる表のように、一反歩の収穫高は、極めて低かった。

この記録は、明治十年ごろの大平村地主惣代の所持していたものである。

表の示すとおり、現在の大豊地区は、各区とも五斗ないし六斗余り、南部六小区では、米の収穫高一石四斗余りで三俵半強である。これに比して大豊地方では一俵半内外であり、当時の山間地農民の生活が思いやられるのである。

明治中期から、大正・昭和へかけて、耕作技術が進歩し、肥料・農薬が使用されるようになった。明治後期には、

大小区別	米一反歩平均	麦一反歩平均	備	考
第五大区	九三五 ^{斗升合}	六一二・五 ^{斗升合}	第五大区の平均	
第一小区	六九五	五二五	豊永郷雨坪六村及び南部十村を含む	
第二小区	六二〇	六二五	豊永郷下分十六村主として後年の西豊永村	
第三小区	五二〇	六二〇	豊永郷上分十六村主として後年の東豊永村	
第四小区	六五四	七二〇	本山郷下分二十村主として後年の大杉村	
第五小区	九二八	五五五・二	本山郷上分二十五村	
第六小区	一、四八六	四六〇	南部二十村上倉から植田まで	

水稻十アール当たり収量（単位キログラム）高知県

明治十六 ^{二十五年} （十か年）	明治三十六 ^{大正元年} （十か年）	大正六 ^{十五年} （十か年）	昭和八 ^{十二年} （五か年）	昭和十八 ^{二十二年} （五か年）	昭和二十三 ^{二十七年} （五か年）	昭和三十 ^{三十三年} （四か年）
二〇七・一	二五五・一	二四七・六	二五三・六	一九八・六	二二二・四	三〇五・五

同比率

一〇〇%	一二三	一一九	一二三	九六	一〇七	一四七
------	-----	-----	-----	----	-----	-----

（『農学大辞典』による）

犁の改良によって、田では牛耕による深耕が可能となり、労働力が効率化され、土地の生産性が向上してきた。次表によってその変遷の跡をみることにする。

指数で明治十六年から二十五年までの十か年を一〇〇とすると、同三十六年から大正元年までの十か年の対比で

は、二割三分も増収になっており、昭和十八年から二十二年に至る戦中・戦後の五か年は九六%と落ち込み、昭和三十年終戦から十年経てようやく回復したのである。

次に大豊旧四か村の大正十一年、昭和三年、同六年の米麦について、作付反別・収穫高・価格を高知県統計から表示してみよう。

大正十一年

村別	項目	米			村別	項目	麦		
		作付反別	収穫高	価額			作付反別	収穫高	価額
大杉村		二七一・三 _町	三、五二三 _石	一〇九、二二三 _円	大杉村		一四〇・二 _町	二、一八九 _石	三〇、四六九 _円
天坪村		二七六・〇	三、二七六	一〇一、九二六	天坪村		四八・五	二四二	三、六四〇
西豊永村		二〇〇・一	三、七三九	一一二、七二四	西豊永村		三一四・三	二、五八〇	四一、三三四
東豊永村		二四一・三	二、三八八	七二、二二五	東豊永村		一〇六・六	一、七二一	二五、二四四
合計		九八八・七	一二、九二六	三九六、〇六八	合計		六〇九・六	六、七三二	一〇〇、六七七

昭和二年

村別	項目	米			村別	項目	麦		
		作付反別	収穫高	価額			作付反別	収穫高	価額
大杉村		欠 _町	欠 _石	欠 _円	大杉村		一三六・五 _町	三、一八八 _石	三五、〇四八
天坪村		二六五・〇	二、〇六〇	五六、五一七	天坪村		三六・七	三四五	五、八八〇
西豊永村		一九五・四	二、七三五	七七、〇二二	西豊永村		三〇一・九	三、〇一一	五一、六三〇
東豊永村		二三六・七	二、二三八	六三、〇四八	東豊永村		一一一・三	一、四〇五	二三、九八五
合計		六九七・一	七、〇三三	一九六、五八七	合計		五九六・四	七、九四九	一一六、五四三

昭和六年

村別	項目	米			麦		
		作付反別	收穫高	価額	作付反別	收穫高	価額
大杉村	二二一・七 _町	三、一五五 _石	五一、〇九二 _円		一七〇・六 _町	四、一七七 _石	四六、一四一 _円
天坪村	二五五・三	三、〇五九	四九、一二〇		五五・四	七三二	七、三六〇
西豊永村	一七八・八	二、六七三	四五、六七三		一九六・五	一、一九二	一五、五五四
東豊永村	二一四・四	二、一三六	二九、一二五		一二一・八	一、〇三二	一五、九三九
合計	八八〇・二	一二、〇二三	一七五、〇一〇		五四四・三	七、一三三	八四、九九四

年次	項目	米作付反別	麦作付反別	備考
昭和三〇年		八〇八 _{ヘクタール}	五九二 _{ヘクタール}	
三五		五九二	六二〇	
三九		七六三	三二八	
四五		六三八	記録なし	農業構造改善事業始まる 四〇年山村振興事業始まる 米の生産調整始まる
四六		五九一	記録なし	麦作反別姿を消す
四七		五二〇	"	四月町制施行
四八		五〇六	"	
四九		五二〇	"	

昭和六年の旧四か村の米・麦の合計作付反別は、水稻で八百八十町二反、麦作で五百四十四町三反である。

昭和三十年三月、四か村は合併して大豊村となったが、上の表によると、三十年から四十九年までの約二十年間に水稻作付面積は八百八_{ヘクタール}から五百二十_{ヘクタール}まで約四〇%の減少をきたしている。

これは社会構造の変化に伴って生活様式が

著しく変わった上に、現金収入を主食の生産から農業外収入に求めなければならなかったためである。

その中でも農家の経済に最も大きく影響したのは、昭和三十年代の後半から四十年代の初頭にかけて、全国的に主

大豊町の転作、休耕の内容

年度	区分	野菜	花き 花木	豆類	果樹	その他	桑	植林	休耕	計	備考
45		ha 8.99	ha 0.12	ha 0.91	ha 0.16	ha 1.49	ha 0.85	ha 15.22	ha 28.97	ha 56.7	
46		10.75	0.56	5.86	5.15	5.54	4.70	34.56	59.38	126.5	
47		13.10	0.36	5.09	8.16	2.77	5.44	40.80	56.58	132.3	
48		9.56	0.46	4.52	6.00	2.90	3.59	24.91	56.96	108.9	
49		9.30	0.37	7.64	6.37	0.79	4.03	26.20	—	54.7	
50		9.01	0.61	6.46	2.71	0.12	1.54	9.05	—	29.5	
51		9.63	0.26	7.13	1.35	0.46	1.87	—	—	20.7	
52		9.21	0.20	6.48	1.57	1.15	0.99	—	—	19.6	

食である米が戦後の供給不足から供給過多へと徐々に変わっていったことである。

その上、大豊町は全国でも有数の地滑り地帯（大豊町長門田盛一郎が全国地滑り対策協議会副会長）であり、昭和三十年ころから町内各地で治山治水のための工事と、国道をはじめ各種の道路基盤の整備工事が盛んに行われたため

に農家の現金収入の道が開けた。

また、それと並行して昭和三十五年ごろから全国的に人口が農山村から都市及びその周辺へと流出していった。農山村では主食の供給過多によってその傾向に一層拍車がかけられたので、大豊町でも過疎化が進み、耕作反別は次第に減少の一途をたどった。

昭和四十年代の初めころから米の生産過剰がついに国の食管会計を圧迫するようになり、昭和四十五年農林省の強力な通達によって生産調整に踏み切らざるを得なくなった。

しかし、大豊町では気候条件、市場遠隔などの問題や有利な代替え作物がないことから、休耕田にした農家が多く、これが耕地の荒廃を招いた。

一方、麦作は従来から労力がかかるのに収益が少ないといわれていた。米が豊富になってから麦作をする農家はなくなり、昭和四十五年から麦作の記録は消え

大豊町転作等の推移（実績）

区分 年度	目 面	標 積	実 績	達成率	実 施 農 家 数	奨 励 補 助 金 額
45	45	57	126	441	15,203,295	
46	94	127	135	807	34,370,066	
47	89	150	169	905	42,267,030	
48	86	159	184	917	45,445,472	
49		107		671	34,319,044	
50		96		625	30,787,266	
51	33	27	81	213	8,578,604	
52	27	23	84	168	7,376,384	
53	27	30.42	112.7		12,540,360	
54	27	33.27	123.2		13,989,120	
55	37	39.38	101.0	306	16,585,080	
56	52	52.06	100.1	385	17,718,270	
57	52	52.25	100.5	360	16,780,480	
58	48	49.94	104.0	323	12,651,750	
59	46	46.07	100.2	358	8,294,600	
60	44	48.80	110.9	243	7,777,090	
計					324,683,911	

経営耕地面積 (ha)

	計	田	畑	樹園地
30年				
35年				
40年	1,227.86	604.01	383.79	290.06
45年	1,324	642	254	428
50年	919	405	157	357
55年	815	365	113	337
60年	708	330	134	244

資料 世界農林業センサス

ている。

専業農家数	年次
四一八	昭和三五年
三五一	四〇年
三九一	四五年
三五五	五〇年

2 水稻品種の移り変わり

水稻の品種はすこぶる多く、我が国だけでも一千種以上といわれており、近年は育種の進歩で優良品種が相次いで育成されている。

水稻品種の変遷について述べる前に、品種のことについて少し述べておきたい。稲の中でそれぞれの異なった性質を備えた種類を品種といい、新しく育成された品種は農林省に登録されて登録品種となる。それらの中から県の農業試験場で適正試験を行い、その県の気候風土に適したものを選んで奨励品種としている。

新しく品種を作る育種には大別して三つの方法がある。一番多く知られているのは交配で、違った親同士を掛け合わせて、親の良い性質を兼ね備えたものを残す方法である。また、何代にもわたって優れた親を選び抜き純系淘汰^{ちうけいたう}してゆく方法や、植物界に現れる突然変異を利用する方法などがある。ただ、交配によって同じ親同士で出来た品種でも、その子供を選抜するとき、収量に重点を置くか、品質に重点を置いて選別したかによって異なった品種が固定される場合がある。

それらの中から大豊地方の山間部の環境に適した品種を選択して栽培しなければ、努力に応じた効果が上がらないわけである。高知県でも明治三十三年四月に農事試験場が設置されてそれ以後、県の奨励品種が発表されている。

しかし、高知県の稲作地帯といえ、その大部分が香長平野のような平地であり、大豊町のような山間部は、ほんのわずかな面積である。しかも高知県の平地稲作は二期作（昭和三十五年ころがピーク）が主であったので、高知県水稻奨励品種といえ、二期作に適した品種が多くなることは当然である。

昭和二十六年、農林省の発表した水稻品種別作付面積の統計を見ると、栽培されている品種が三百四十九種もあり、その上、品種不明及びその他の品種が栽培面積の約一三％もある。

昔から山間部の人たちは台風の被害や冷害、干害などのことを考えて、単一の品種を作らず、一軒の家で二、三種から四、五種の品種を作っていた。しかも栽培される品種は時代とともに日進月歩であることを考えれば、明治から現在まで百二十年近い歲月の中で、全国では限らない品種があったことであろう。

大豊でも水田が標高三百〜六百㍎の高度差の環境にあるので種々雑多のものが多かったが、大体、東北地方に似通った品種があった。

昭和二十二年、天坪村が供出割り当ての資料として作成した北川部落の米穀調査の控えを高知県農試山間分場の小笠原仁課長が所蔵している。それに登載されている耕作者五十六人の栽培水稻品種は十七種、不明二品種とある。品種名は次のとおりである。

愛国	亀治	よりてる
農林六号	農林八号	農林十号
沖稻 きよいね	背割 せわり	赤稻
兵庫	小川	鎌倉
山城	一本草	朝鮮早生
畦越 きよこし	楮 かじ の下	
竹糲 たけもち	犬石糲	不明二

昭和三十年ごろまでは情報交換に恵まれていなかったもので、特に山間部などでは新しい品種が普及するのに時間がかかったし、品種の名前を知らなくても、平気で作っていた時代もあった。

昭和五十九年の農業共済組合の品種別作付面積調査表に見受けられる品種と比較すると、三十年前の品種は一つも見当たらない。

現在大豊町で栽培されている品種名は大体次のようなものが多かった。

こがね錦 あきつほ こしひかり 農林二十二号 こがねまさり 日本晴れ うこん錦

やまびこ ちよひかり ささにしき

ことぶき糯^{もち} 農林糯五号 におい糯

明治から現在まで、大豊町で栽培されていた水稻の品種名を五つの時代（明治・大正・昭和を二十年ごとに昭和前期・中期・後期）に分けて表にしてみた。

特に昭和期は終戦を境に社会機構が大きく変ぼうを遂げたし、また四十年ころからは、国内の米の生産高が消費を徐々に上回るようになり、ついに水稻作付けの減反政策がとられるようになった。品種も、収量より品質に重きを置くようになって、だんだんと変わってきた。

もちろん、優良品種は二つの時代にわたって、栽培されるものもあるし、時代を分けたように画然と分類できるものでもない。また、全体の中ではほんのわずかな量であるので脱漏するものもあるが、そのつもりで読みとってもらいたい。

大豊町における時代別水稻栽培品種名

() 円は少量

明治時代	大正時代	昭和前期	同 中 期	同 後 期
坊主 金作 佐岡坊主 関取 その他不明のものが多い	穂増 ^{ほぞく} 新関取 旭七七号 赤坊主 相川四四号	讃岐神力 ^{さぬきしんりき} 旭七七号 農林一号 同六号 同八号	讃岐神力 愛国 亀治二号 金南風 ^{きなんふう} しもつき	農林二十二号 ちよひかり さちわたり こがね錦 あきつほ

明治時代	大正時代	昭和前期	同 中 期	同 後 期
	八州千本 神力 愛国 雄町 力千本 おそ宇和島 大関 豊前糯	畿内三七号 九州五八号 愛国 亀治二号 よりてる 沖稻 兵庫 鎌倉 山城 朝鮮早生 畦越し 楮の下 農林糯五号 竹もち 大石もち	農林六号 同一〇号 同二二号 同二三号 同三二号 近畿四七号 山陰四六号 農林糯五号 にし糯 がねなみ	こしひかり こがねまさり 日本晴れ うこん錦 やまびこ ささにしき 農林糯五号 ことぶき糯 にほい糯 玉姫もち 峰にしき 大空 秋豊 (北陸九五号) (新潟早生)

3 その他の農産物

大豊町には現在作られていない作物も含めて、米麦のほか蒔類・雑穀・こんにゃく・ねのり・三桮・楮・果樹・冷涼野菜・茶・繭・乳牛・一般畜産その他がある。



三極むしの作業風景

粟

粟は上古時代からあり、日本での栽培は、ヒエ（稗）とともに雑穀中で最も古く、稲の伝来以前は主食であった。上代から中世以前にかけて最も重要な作物で、稲とともに正租として用いられた。近世になっても農民は、米はほとんど年貢に納め、粟が常食であった、といわれる。高知県の作付面積と収穫量の推移を見てみよう。

明治二十七年から同三十一年までは、県内で二千石内外の生産があったが、昭和三十二年には、四百石と激減している。大豊地方では、東豊永村が大正十三年に八十四石生産している。

年次	項目	反	別	收穫	高
明治二十七年			五八九、八 _{町反}	二、七〇八 _石	
〃二八			四二三、八	二、〇四一	
〃二九			四五九、六	一、七三九	
〃三〇			四三三、一	一、五九八	
〃三一			四五二、四	一、八三二	
昭和三年			六七、〇	四〇〇	

（『高知県農業試験場創立六十年史』より）

稗

稗は、縄文式文化民が北部アジアから、日本に導入したものであるといわれている。

大豊町でも古代は主要食であり、近世になっても焼き畑農業で栽培し、飢饉に備えて貯蔵した。長年貯蔵できる救荒食糧であった。

『高知県農業試験場創立六十年史』の資料中、次ページの表のように掲

年次	項目	作付反別	收穫高	備考
明治三二年		一一、八七二町	七、五四七石	
昭和三年		六二〇	三七〇	高知県
				"

産していたことがわかる。昭和四年の統計には記載がないので、このころから作らなくなったのであろう。

甘 藷

諸類には、甘藷（かんじょからいも）と馬鈴薯（ばれいしょ）がある。甘藷が土佐に伝わったのは、宝永二年（一七〇五）幡多郡清水浦に漂着した琉球船を送還したとき、土佐側使者・小八木五兵衛が薩摩から唐芋（からいも）を持ち帰り、安芸郡和食村に植えたのが最初といわれている。また、異説に吾川郡鹿敷村庄屋の覚書には延享二年（一七四五）唐芋わたる、と見え『南路志』には寛延年代（一七四八～五〇）土佐で作りはじめ庶民の食糧を補うた、と伝えられている。（『土佐物産史話』『高知県歴史辞典』）

大豊地方にいつごろ伝わったか不明であるが、近世末には作られ、近年まで重要な補食であった。大正八年十一月二十一日の「土陽新聞」は、西豊永村農会の甘藷増収品評会について次のように報じている。

甘藷増収品評会

西豊永村農会は、節米奨励の爲甘藷増収品評会を開設したるに出品点数各部落より三十二点に達し、本月十二日より十九日まで八日間之が審査を行ひしに成績非常に良好にして、反当り収量五百二十貫より最多一千五十貫を得たり。

大正十三年の東豊村の甘藷收穫高は、二十八万五千七百六十貫、昭和四年は十二万六千五百貫となっている。大正十三年から五年後に十五万九千貫も減少している理由として、藷の好況のため、甘藷畑が桑園に転換したものと思われる。（数字は東豊永村統計から）

出され、産地はわからないが、昭和三十二年には、まだ県下で三百七十石生産していた。

豊町内では、大正十三年に東豊永で二百八十六石の記録があるので、大正の時代には生

馬鈴薯

馬鈴薯^{ばれいしょ}は、慶長三年（一五九八）オランダ船によってジャワのジャカルタから長崎港に輸入された。約九十年後の天和三年（一六八三）ごろから栽培が盛んになり、天明・天保の凶作からその特徴が認められ、特に東北・北海道に広まった。高冷地に強い作物である。有名な男爵薯^{だんしやくいも}は、高知県人男爵川田小一郎が、明治四十年ごろ輸入したもので男爵の名が付いた。

大豊町へはいつごろ移入されたか、その起源は不明であるが、明治十八年（一八八五）七月二十三日の「土陽新聞」には、「救荒植物として、本山・豊永郷、馬鈴薯の栽培この頃盛となる」とある。また、同日付けの記事には「本山・豊永救荒植物として、馬鈴薯の試作盛となる」ともある。

この明治十八年の新聞記事に馬鈴薯の試作とあるので、十六・七年前に移入されたものであろう。その後の普及の跡を一例として、大正十三年の東豊永村の統計でみると、五万二千二百貫の収穫高となっており、明治十八年から三十九年後にはかなりの作付けが行われたことがわかる。

とうもろこし

とうもろこし^{とうもろこし} 玉蜀黍の日本に入ったのは天正年間（一五七三～九一）ポルトガル人によって導入され、以来、四国では山間地に栽培されるようになった。高知県下の山間部では全県的に栽培され、畑作農家の常食であった。

大豊地方では、麦作の裏作として栽培された重要な食糧で、秋の収穫時には黄色の「黍^{もも}ハデ」が家ごとに設けられ、収穫の秋の象徴であった。

年次	項目	作付反別	収穫高
明治三二年		八、二二九町	七、一一一石
昭和三二年		一三、一一〇	九、二〇〇

高知県における黍の生産推移を農試六十年史から表出する。

上表によると、明治三十一年（一八九八）から四十九年を経た昭和三十三年（一九二四）に明治を上回る作付けがある。大豊地方四か村の資料はないが、東豊永村の大正末と昭和初年の統計に黍類と

して総括してあるので、正確な資料ではないが参考に表示する。

年次	項目	作付反別	収穫高
大正一三年		欠	四一六石
昭和四年		八七反	四四
〃一〇年		四二五	五〇一
			繭価下落による作付け転換によるか

石高は黍類の総括であるが玉蜀黍のほか「高黍」と「秬黍」もあり、昔は黍といえは秬黍のことを指していた。黍類の作付けは八〇九割まで玉蜀黍であり、高黍と秬黍の二種は主として餅に用いたり、飯用に混ぜたり農家の自家消費用であつた。

その他の雑穀に蕎麦、豆類があるが省略する。

藩政時代からの必需品であつた灯火用の菜種（一部食料）は、明治十四年の川口村及び杉村の村誌によると、立川上名村で二百石、同下名村で二百二石、尾生村で六石が移出された、と記載されている。

麻も尾生村・谷村・川口村・葛原村・津家村などの吉野川沿いで総計五千百八十グラム余り産出されている。助藤村の山崎は昭和の前期のころまで麻の産地として有名であつた。徳島県の吉野川沿いに麻植郡という所があり、本町の尾生村も昔は麻生村ではなかつたかと思われる。

また、染料にする藍葉もわずかではあるが杉村四百斤（二四〇グラム）、小川村二百斤（一二〇グラム）、日浦村六百斤（三六〇グラム）などと記載されている。

製紙原料に使用される糊は、根のり（黄蜀葵）が栽培されるまではノリウツギやニワトコの木の内皮（あまかわ）をはいだ接骨糊（タズノリ）が使用されていたが、立川上名村で四千五百グラム、立川下名村で三千八百グラムを伊野・

川之江方面へ販売した、とある。

製紙原料の楮は、各村に産していたので表にして掲げる。

楮 生産高
(明治十三年調)

	立川上名村	立川下名村	磯谷村	尾生村	谷村	葛原村	川口村	和田村	津家村	小川村	杉村	高須村	日浦村	式岩村	穴内村
計	七、五〇〇	六、五六二	二、七〇〇	四、五〇〇	二、二五〇	一五、七五〇	一、二五〇	六六〇	九〇〇	一、二〇〇	七八〇	六〇〇	九六〇	二四〇	一、四四〇
	キログラム														
	一一四	一〇五	二四	三七	三七	七一	六二	五三	四九	一六	二七	二六	六九	一六	一〇八
	農家戸数														
	五二					六				五					一八
	商業戸数														

この表にある商業の戸数十八戸は、ほとんどが旅館と雜貨商でその中の何軒かは兼業であると記されている。また、その旅館がこの部落に集中しているかで道路の移り変わりが判断されて面白い。

(三) 蚕糸業

沿革『三代実録』に仁和三年（八八七）六月阿波・讃岐・伊予・土佐等十九か国の貢絹が粗悪だったので朝廷から譴責^{けんさく}をうけたことが見え、醍醐天皇延長五年（九二七）『延喜式』にも阿波は上糸国に、土佐・伊予・讃岐は中糸国に格付けされ、絹の朝貢^{ちようこう}を命令されていることから古代から土佐に絹の生産があつたことが知られる。しかし、土佐七郡のうちどの地方が産地であつたかわからない。

中世期末の天正十六年（一五八八）の「長宗我部地検帳」にある豊永の項をみると、名^なや村に「クワノサコ」「クワタイラ」などのホノギが見える。

このことは地名の示すとおり、山桑系のものが生育していたために付けられた地名であり、そこには当然山蚕がいたではなからうか。それらの地名を抄出すると次のとおり。

① 川戸村

クワノサコ

一ム拾代下畠

② 大平村

クワタイラ

一ム一反四十六代中屋敷

③ 三子野名

クワタイラ

一ム拾代下アレ

④ 立野名

クワサコ

一ム九代下

⑤ 庵谷名

クワサコ

一、三十三代四歩下

⑥ 庵谷村

クワサコヤシキ

一、十六代四歩

⑦ 桃原名

クワノサコ

一、九代下

⑧ 大砂子名

西クワハラ

一、老反拾代四歩下畠

⑨ 大砂子名

東クワハラ

一、八代二歩下

⑩ 大砂子名

クワタイラ

一、拾四代三歩下

この地名をもって直ちに桑があり、蚕が育ったであろうとすることは危険であるが、十か所のクワにちなんだ地名を見ると想像に難くないものを感じる。

注 本山郷下分にはクワハラやクワノサコなど桑にちなむホノギは見当たらない。

近世になって、寛永十三年（一六三六）十一月、野中兼山の養父直継が病死して、兼山が相続し本山領主となった。

兼山が本山領主となって七年後の寛永二十年（一六四三）六月三日に有名な「本山掟」が領民に発せられた。この掟は十一項目からなっているが、蚕に関係する項目を抄出すると第七項に次のようにある。



畑桑の地拓生松

一、蚕かひ候事存候者は、屋敷廻り桑の木を並木に植へ置き、蚕かひ可^レ申、不存者は漆の木植可^レ申茶・楮其外年貢の便に可成木は植可^レ申用に不^レ立木一本も植申間敷候右之木植えさせ木に懸年貢可^レ取との事は無^レ之候間、ずいぶん植置少し便に可仕候、相背候は、本人不^レ及^レ申庄屋可^レ為曲言事。
まがことなすべきこと

寛永二十年六月三日 主計良繼

本山庄屋次郎左衛門

惣百姓中

現在大豊町となっている大杉村は、元本山郷に属し、明治二十二年から大正七年まで東本山村と称していた。しかし、藩政時代以来本山郷ではあったが、東本山村（大杉村）全部が兼山の知行地ではなかった。兼山の本山領主としての知行地は次の各村のようである（『本山町史』）。

吉延村、大石村、土居村、中嶋村、寺家村、汗見村、葛原村、上関村、下津野村

右九村のうちに現在大豊町となっている葛原村が含まれていて前記「本山掟」は庄屋次郎左衛門、惣百姓中となっているので、当然葛原村の百姓にも厳重に布達があったと思われる。

その趣意は「桑や漆を植えさせ年貢を取るべしとの事ではないので随分植え置き家の便に仕るべく」とあるので、この掟を理解したものから養蚕が始められたであろうと思われる。

明治三、四年ころ県の授産係は桑の苗木数万本並びに蚕種を信州地方より購入して広く県内に配布した。また、養

蚕教師を招いて、桑の栽培並びに飼育の方法を教えたので、有志の養蚕を始める者が倍加した。

明治二十年（一八八七）ころになって、県は帶屋町勸業場に座繰り製糸伝習所を、高知蚕糸改良組合も同所に養蚕伝習所を設けるなど養蚕製糸の技術は大いに向上した（高知県蚕業史料）。

1 大豊町の養蚕

明治二十五年（一八九二）怒田村の秋山楠蔵は自宅に養蚕伝習所を開設して、一回十五人ないし三十人の青年に養蚕技術を習得させたので、養蚕は漸次盛んとなった（門田重伝手記）。

明治二十八年、東豊永勸業会頭秋山楠蔵によつて、第一回東豊永勸業品評会が開催されているが、その出品品目中、葉煙草に次いで繭、茶の順で出品数が多いので、このころすでに繭は重要産物の一つであったことがわかる。また、養蚕戸数もかなりの数に上つていたと推定される。

明治三十年（一八九七）には岩井亀治が東豊永村で製糸業を始めている。

明治三十三年から大正二年に至る十三年間の養蚕統計によると、高知県下の春蚕は次のとおりである。

年度	項目	飼育戸数	産繭高	価額
明治三十三年		三六、〇三〇戸	一七、〇七一石	七四八千円
三三		三五、三七六	一五、三三四	五三二
三五		三四、一七五	八、六三〇	三八六
三六		三八、三七二	一五、四二六	六九六
三七		三七、九八〇	一五、七八五	六一一
三八		三七、三六一	一八、五一三	七〇九
三九		三五、八九〇	二〇、三五八	九三四

年度	項目	飼育戸数	産繭高	価額
四一		三五、〇四六	二四、六四〇	八六九
四二		三四、一四五	二六、八八三	一、〇五〇
四三		三五、八六三	二八、八三一	一、〇三一
四四		三七、〇一〇	二八、一九八	一、〇九〇
大正元		三六、七四八	二七、一六五	一、〇五四
二		三七、四六七	三二、〇六五	一、二七八

注 明治から大正初期にかけて繭の売買の単位は石を用いた。(繭一升を二〇匁とした所と一六〇匁の所があり一定しない)

明治三十年ころの大豊地方の養蚕に関する統計はないが、明治三十三年から大正二年に至る十三年間の右の統計は、春蚕期のみの数字で十分な資料とはいえない。しかし、この表によると、養蚕戸数については年により多少の増減はあるが、産繭高では逐年増加を示している。

これは蚕品種の改良、飼育技術の進歩と飼育規模の拡大を示している。

岩井に次いで明治三十五年には、門田長馬が大平に製糸場を開設、同三十九年に高知県は、「殺蛹乾繭所共同設備」に対し一か所三十五戸の補助制度を設け、東豊永村は四十年度に設置することになった。同年桑苗増植改良のため、国庫補助と合わせて県も四千八百円を追加し、補助金を出すことになった。これを受けて天坪村では、一反八畝二十歩の増植を実施している。

当時の蚕業状態を明治三十九年八月二十六日付け「土陽新聞」は次のように報じている。

東豊永産業会

東豊永産業会は去る二十一日同村上村旅館にて総会を開き、蚕病消毒講習会を開く事、蚕病予防法の意義を周知せしめる為県庁より講師の派遣を求むる事、外三件の決議をなし、役員の満期改選を行ひしに会長に小笠原亀弥、副会長に門田重伝、幹事に田村光茂・三谷芳右馬の諸氏当選したり。

また同年十月三日付けには、

東豊永の蚕業

長岡郡東豊永村は、従来葉煙草の産地として有名なる地方にて、一村内に於ける煙草の作付反別九十町歩に上り其産額四万七千余貫に達し此金額ほとんど五万円程にて、特に専売局をも設置しあることとなるが同地の風土は頗る^す蚕業にも適するににより僅かに数年前より同地の勸業家秋山楠藏氏等奨励の効により是亦長足の進歩をなし、現に本年度の如きは、同地方の販売繭の価格既に一万五千余円に達し兩三年中には煙草の収益を超過するに至るべき実況にして村民皆熱心に斯業に従事し居れる有様なるが去る九月二十八日には、同地方風穴調査のため県技手土居伊太郎・同業組合副組長茨木定毅の兩氏の出張せるを幸に兩氏を招待して同村怒田部落小林亀吾氏方に蚕業講話会を開きたるに熱心なる蚕業者は、雨を侵して来聴するもの数十名に及び講話会終了後即席に出会者の申合を以て東豊永蚕業改良組合を組織して愈々其改良進歩を企図することとなれりと云ふ同地方の蚕業大に見るべきものあらんか。

と報じられ、この新聞記事によつて、明治三十九年（一九〇六）ころの大豊地方の養蚕業の状態を知ることができ

る。

日清戦争後、日本の生糸輸出は逐年盛んになった。特にアメリカの絹業の発展に伴う生糸需要の増大で、輸出用優良生糸生産が重要となり、養蚕上においても桑園、養蚕飼育、上簇法の改良による優良繭が要求されるようになった。

生糸については、明治三十九年（一九〇六）に横浜生糸検査所^{ギョウケン}が開設、明治四十五年には蚕糸業法、蚕糸業施行規則が公布された。高知県では県庁内に小田武夫を所長として、蚕業取締所を開設し安芸・野市・高知・須崎・中村に支所を置いた。

大豊地方は高知支所の管轄であったが、大正になって嶺北六人の蚕種家の運動により大田口に支所が置かれた。

昭和二年、蚕種製造・中小座繰り製糸・生繭売買業者などが統出するに従つて、蚕種の検査・生繭受け渡しに蠶組^{カイグミ}（寄生蜂の幼虫）の被害防止のための取り締まり指導など、業務が複雑となり、従来の支所では支障を来すようになったので、管内関係者の努力によつて独立庁舎が新築された。

2 飼育法の変遷

現代の養蚕は、加温飼育が常識となっているが、明治十六年（一八八三）ころまでは清涼育であった。

「この頃香美・長岡西部の有志三、四名が加温育を試験し好成績を収め、従来の清涼育に優れていることを知り続々先進地について養蚕、製糸の伝習を受けた」（『高知県史要』）とあるが、加温育を行うにしても、小規模養蚕家では労力・保温とも不経済である。まして稚蚕飼育を室蓋（むろふた）で飼育した時代、保温することは不可能に近い。明治も後期になって稚蚕期を共同で飼育するようになった。

「土陽新聞」の記事によると、明治四十四年に稚蚕共同飼育所が県内十八か所に設置され、そのうち大豊地方では天坪・西豊永・東豊永の三か所に設置された、とある。このころには養蚕戸数も相当増加していたことがうかがえるし、稚蚕期の共同飼育がますます奨励されるようになった。

前述のように、稚蚕は明治前期は清涼育すなわち自然育、明治中期からは加温育で飼育した。

給桑は刈桑（せりそう）で一齢期は一分角、二齢は二分角くらいとし、一日八回から十回も給桑した。夏秋高温の場合は一日二十回にも及んだという。

毎給桑時に焼き糠（やきぬか）を用い、徹底した乾燥育であった。これが昭和四、五年まで続いた。

新式安全育の導入

この飼育法は、千葉県の竹沢章の創始による。昭和二年、東豊永村大平の都築栄は千葉県の同氏の元で実地講習を受け、帰村後、氏の考案した「ダンボール飼育箱」を取り寄せ、翌昭和三年の春蚕から自分の集落全戸の共同飼育から普及を始めた。昭和三年には竹沢先生を招いて、定福寺の庫裏（くら）で大講話を開いた。

昭和四年には給桑回数が一日三回でよいことと、成績が良かったので全村に普及した。ダンボール箱では吸湿のため耐久力がないので、二、三年の間に横板の箱に変わった。少し遅れて郡は製糸によって材質亜鉛板の「トライ育」が入ってきた。

昭和五年県は、養蚕実行組合に対し一か所の新築費（二千五百円以上）に奨励金を交付し、稚蚕共同飼育の普及に努めた。大豊地区内では、昭和六年度に川井養蚕実行組合が川井小学校跡地に建て坪延べ五七坪七五、建築費総額三千三百四十九円で、県下で四番目に設置した。その後は補助金による専用の稚蚕共同飼育所の設置はなく、各養蚕実行組合は、民家の蚕室で共同飼育を行ってきた。

昭和二十六年ころになって、群馬県蚕業試験場長日高八十七氏の始めた土室育が導入され、数年を経ずして県下に普及した。

昭和三十九年から、前述の農業構造改善事業及び県単独事業の山村振興特別対策事業で、旧村単位の大規模稚蚕共同飼育所が大杉地区は四十一年度日浦に、西豊永地区は四十四年度舟戸に設置された。県単独事業の山村振興事業では、四十四年度大平に小規模のものが設置された。

壮蚕飼育及び上簇法の推移 大正から昭和初期へかけて、養蚕が大規模となるに従って、従来の「エビラ」飼育では大きな労力がかかった。そこで登場したのが、自在を応用した自在柵平飼である。



松生開拓地の養蚕

これは一基に五段くらい棚が作れ、給桑時自由に上下できるので、便利棚と呼ばれて好評を博し、またたく間に普及した。

昭和二十六年ころになって、屋外条桑育が導入された。しかし、当地方は昼夜の寒暖の差が激しいため飼育日数が延び、戸ごとに普及するに至らなかった。

昭和三十九年から実施された構造改善事業及び山村振興特別対策事業で、軽量鉄骨の壮蚕飼育所が四十三棟設置された。初めて居宅養蚕から脱却することができ、青年の養蚕への志向も高まった。

また、栓生開拓養蚕組合では昭和五十一年、五十二年度に移動蚕座を導入、大豊町で先端を切って、省力近代養蚕が始まった。

上 蔭 法

明治中後期の上蔭方法は「百足蔭」といって、わら(藁)を十センチくらいに切って、小縄にないはさみこれに営蔭させた。しかし、この方法は蚕の繭づくりには不向きで、これに代わって「折蔭」を使うようになった。これは一回の使い捨てで、不経済のうえ繭形も悪く、玉繭も多くでる欠点があった。そこで考案されたのが蜂の巣といわれる蔭器である。

この蔭器は繭形がよく揃い、玉繭もできない理想的なもので、大豊町の養蚕家は昭和四十四年まで「蜂の巣蔭」を使用してきた。

しかし、大正・昭和にかけて生糸需要が大きく変化した。当時、アメリカへの輸出生糸の大部分はフル・ファッシュョン・ストッキング、いわゆる長靴下用であった。これには十四中生糸を使い、薄い編み物である関係上、生糸の品質特に糸条斑や小節、ラウジネスが米国からやかましくいわれた。また、靴下向け生糸と普通糸の価格差が大きくなった。

蜂の巣は上蔭方法としては便利だが、通気性が悪い。このため繭色、解舒(かいじょ)が悪く、したがって前記糸条

斑その他も悪くなる。この対策として片倉・郡是の営業製糸はじめ、組合製糸もそれぞれ養蚕教師を派遣して、上族改善を指導した。

昭和二年ころの養蚕組合の上族改善への対応はどのようなものであったか。一例として、昭和二年二月九日の東豊永養蚕組合長会の記録からみると、次のようである。

昭和二年二月九日養蚕組合長会

他事項省略。

一 上族改善ニ関スル件

上族後ノ手入如何ハ繭質並ニ糸質ニ重大ナル関係ヲ生ジ延テハ解舒ノ良否ニ多大ノ影響アルコトハ多言ヲ要セザルコトト信ズ。故ニ村当局ハ上族ノ改善ニツキ切ニ指導奨励セルモ其効果未ダ完カラザルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ。

今後ハ毎戸ニ気抜窓ノ設備ヲ必ズ設ケシムル様御留意相煩シタシ。尚族具ノ改良ニ到リテハ今直チニ改ムル事至難ノ如クナレバ成ル可ク手入ヲ善クシ漸次族具ノ改良ニ向ハレ換気装置温度ノ調節族具ノ改善其ノ他最善ノ方法ニヨリ本村繭質ノ改善ニ格段ノ御努力ヲ望ム。

当日の組合長会の決議事項として次のようにある。

左記事項ヲ組合ノ決議ヲ以テ実行スルコト。但シ該決議ヲ実行セザルモノハ聯合会ニ報告スルコト。

- 1 換気装置ヲ完全ニスルコト。
- 2 蜂ノ巢ヲ使用スルモノハ紙ヲ廃シ孤又ハ空氣ノ流通ヲ計リ結繭ヲ始ムレバ除去スルコト。
- 3 夏蚕ハ成ルベク蜂ノ巢ヲ使用セザルコト。
- 4 将来蜂ノ巢ノ新調ハ絶対ナサザルコト。
- 5 上族後ハ組合役員各戸ヲ巡視シ上族後ノ手入ヲ指導スルコト。

大正から昭和初期にかけて、繭の取り引きは、現在行われている高知県繭検定所もなく、大正七、八年の繭糸価の

暴騰から統出した大小の製糸業者、及び繭仲買人の肉眼鑑定によって値段を決められた。蜂の巣における手入れの良否いかんは、繭の色沢に直ちに影響し、買いたたきの原因となった。当時、養蚕は村経済の重要な柱であったので、村長自ら養蚕組合を作り、上蔭改善を陣頭指揮したものである。

このような実情から、農林省でも強制検定制度実施の準備を進め、各県に補助金を交付して検定所設置を奨励した。そして昭和十一年、産繭処理統制法による強制検定制度を立法化、養蚕者保護の政策を打ち出した。これに対し製糸業者・繭糸業者は大反対したが、統制法は成立し、十四年末までには繭検定所が完備、格付け方法も確立された。産繭処理統制法は「都道府県は命令の定むる所により繭の品位に付検定を行ふべし」と義務づけ、昭和十五年から全国一斉に強制検定を実施することになった。

高知県では、統制法施行以前の昭和十年四月、高知市旭町に検定所を開設して業務を開始、昭和十五年四月から強制検定を実施した。検定所は昭和四十六年四月高知市鴨部に移転、現在に至っている。

強制検定が実施されてから、その格付けについて多少項目の改廃はあったが、解舒率は常に重くみられてきた。現行では解舒率六〇％、繭糸長四〇％の比率である。

そこで問題となるのは、大豊町の蜂の巣である。どうしても解舒が悪い、したがって繭糸長も短くなり繭格が下がる。この悩みは昭和四十年まで続いた。昭和四十年、県の山村振興特別対策事業及び大豊町の補助で、町内の団体取り引きをする全養蚕農家に「自然上蔭器」（別名廻転族）の導入を実施し、ここに半世紀にわたりネックとなっていた上蔭器の問題もようやく解消したのである。

3 蚕 種

藩政時代の養蚕は、野中兼山時代のころから行われていたが、藩庁の厳しい統制下におかれており、農家の副業の

中でもあまりよい収入源ではなかった。

したがって、養蚕技術はまだ幼稚なもので婦女子の楽しみを越えず、蚕種も在来の蚕を自家で製造していたようである。

販売蚕種として知られているものに、土佐郡本川の「チチブ」という本川蚕種や、高岡郡戸波郷に古くから紅蚕・毛虫蚕・黄蚕があり、香美郡葦生楨山の葦生蚕種などがあった。

明治七年（一八七四）県の授産係が長野県から蚕種・桑苗を取り寄せて各町村に配布した。また、養蚕教師を招いて、飼育の改良など試みたが、気候・風土が異なっていたため失敗し、下り桑、下り種は駄目だと排斥された。

明治十年（一八七七）ころから土佐郡小高坂村の西内義頭が、改良蚕種を製造販売して、十五年から改良蚕種が県下に普及した。そのころから滋賀・長野両県から蚕種の行商に来る者が多くなり、粗悪な品が現れるようになったので、県は同十八年蚕種の検査を実施することにした。

大豊地方では東豊永怒田の人、秋山楠蔵が勸業会頭として殖産興業に力を尽くした。明治二十五年（一八九二）自宅に養蚕伝習所を開設するなど養蚕奨励に努めたので、このころから養蚕は次第に盛んになり、蚕種製造を始める人も出てきた。

村内では中内の朝倉源三郎が蚕種製造を始め、同村の平石吉久・平石男守、柚木の前田亀蔵らがこれに続いた。

その後、秋蚕種の必要に迫られ、八畝の西村堯綱はじめ八畝中心に十数人が製造した。豊永土用蚕種（土用蚕）と呼ばれ、嶺南地方にまで販売された（蚕種家門田重伝手記より）。

明治三十五年ころ三谷芳右馬、門田重伝、小松六弥の三人が本格的に製造販売を始めた。

秋蚕種の製造を始めた西村堯綱は、明治三十六年には村長の要職にあり、秋蚕種を始めたのはそれ以前の明治三十三年四年と思われる。

当時の蚕種は、台紙に産卵させたものを自然に保護し、翌春、自然発生したものを飼育した。秋蚕種はそのままでは春発生するので、風穴内に貯蔵して発生を抑え、秋になって取り出し発生させて用いた。これを「風穴種」といった。八畝・怒田方面には風穴があり、西村堯綱は村長として、秋蚕奨励のためいち早くこの技術を導入したものであろう。

「土陽新聞」によると、明治三十五年九月、怒田に蚕種貯蔵所設置申請があり、県技師の実地調査の記事がある。また、明治三十九年八月二十六日の同新聞記事に、

蚕種調査費下附申請

高知県蚕糸業組合に於ては、大に県下の秋蚕種製造を奨励せんが為本年度に於て同一の蚕種を撰び県下における大栃・櫛原・長者・江川崎・東豊永・斗賀野・名野川の七風穴に送りて貯蔵し、之を四回に分出し組合にてその催青孵化の状況を対照試験せしが、明年度は更に進んで同一の調査をなし尚此等の蚕種より孵化せしめたる蚕児の飼育成績をも対照する事となりたるを以て今回之れに要する調査費用下附を本県知事へ申請せり。

とある。三十五年の怒田蚕種貯蔵所は、風穴貯蔵所として、県技師の調査で適当と認められた。

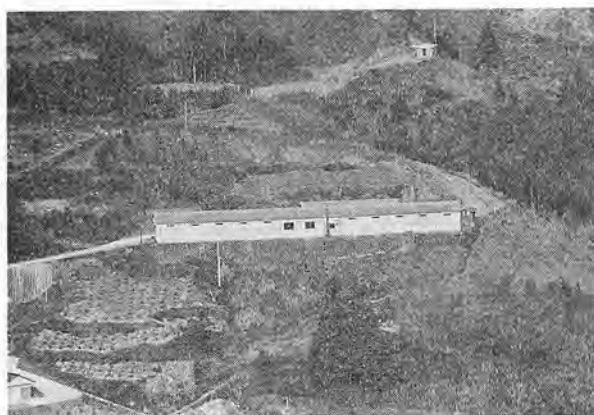
高知県蚕糸業組合は、明治三十四年に設立された。蚕種製造者の原蚕種を品種別に収集し、優良なものを選抜原種として指定配布、品種の統一をはかり、県外販売に努め、蚕種製造の発達を助長したので次第にその基礎も固まり、専業化するようになった。

明治三十五年の製造者は三百三十八人に達した。その後、三十八年の蚕病予防法施行、同四十五年の蚕糸業法施行などによって業者は百六十一人に減少したが、製造高は三十五年の十倍になっている（『高知県の蚕糸業』養蚕業組合）。

明治四十三年の「土陽新聞」の報ずるところによると、四十二年度に高知県の蚕種製造者は、百八十二人おり、う

ち年間五万蛾以上の製造者の住所氏名は下記のとおりである。現在の大豊町では、三谷芳右馬が十二位に名がある。

その後、大正十三年ころ、大平渡辺喜市が製造販売を始めた。昭和二年ころ、大杉村農会長朝倉周威は、農会の事業として技術者今橋虎太郎を招いて製造を始めたが、二、三年にして廃業したようである。昭和五年になって長洲の北村弘亀が製造を始め、同十一年に廃業した。



日浦の共同稚蚕飼育所

昭和十六年太平洋戦争に突

入した。この年三月十三日、

蚕糸業統制法が公布され、こ

れに基づいて蚕種製造家にも

統廃合が進み、小松は廃業、

三谷芳右馬・門田重伝・渡辺

喜市の三人は、土佐山田町の

「聖徳社」に統合した。終戦後、聖徳社は協業組合から有限会社、株式会社と組織変更して現在に至っている。

4 製 糸

高知県で最初に製糸業を始めたのは県勧業局で、明治四年（一八七

蛾 数		住 所	氏 名
一八万	五三六	香佐古村	富田 善次
一六六	六八四	幡江川崎村	小野百四郎
一一七	八五四	香岩村	入交 竹馬
一〇六	一二〇	安川北村	安岡 正規
九三	八〇〇	土小高坂村	西内 恵以
九〇	八二四	安土居村	横山 元次
八七	九八四	香山田町	上島 富
八二	三六八	香明治村	上島 永治
八〇	八四〇	香岩村	丁野 吉吾
七五	二二二	香山北村	近森 虎蔵
七〇	四四八	香野市村	中島 惣次
六九	五五八	長東豊永村	三谷芳右馬
六九	四二四	吾弘岡下ノ村	吉良 禎吉
六二	一六六	香岩村	坂東 省馬
五八	三一五	長三里村	浜口 貞吉
五二	一二八	高黒岩村	名越 義正

れて製糸工場を設置した。

翌五年、県の官員減少方針により民間に払い下げるようになった。岩崎弥太郎が払い下げを受け、県外繭を購入して営業したが、国・県の優遇措置がありながら収支償^{つぎ}わず二、三年にして廃業した（高知県蚕糸業史料）。

明治六年九月に高知県生糸改会社が設立されているが、時の租税頭陸奥宗光代理租税権頭松方正義から、岩崎弥太郎は、自製の生糸もあるので生糸改会社の代表としては不適当とされ、生糸改会社の要人には左記六人が名を連ねている。

生糸改会社設立御届之事

当県貫属士族		岩崎	弥太郎代
同貫属士族		森樵	吉郎
右同	吉村	直茂	
右同	宇田	収蔵	
右同	相原	文助	
右同	別府	伸樹	
右同	今井	貞吉	

右当県第一号生糸改会社取詰申度候段願出及許可兼而御達之件々施件為仕候ニ付此段御届仕候也

明治六年九月

権令

明治六年（一八七三）に右の生糸改会社が、官許によって設立されたことは、県内各地に生糸の生産があった証左である。

明治二十四年から二十六年にわたり、県は群馬県人須藤登免・斉藤鎌雄の二人を本県製糸巡回教師として招く一方、各郡に製糸伝習所を設置し、製糸技術並びに捻造^{ねんぞう}法、荷造^{にづくり}法を教えた。

明治二十四年ころまで高知県における製糸は座繰り式で、しかも手回しであった。明治二十四年になって今井俊郎が初めて足踏み式の器械を製作し「踏転機」と命名した。この機械は腰を掛け、楽な姿勢で糸繰りができるので大いに普及した。

同じころ、滋賀県の平松外彌が達摩器械を高知に入れたが、粗製のため一般に使用されるまでに至らなかった。平松式の器械は良くなかったが、名称が呼びやすかったので、いつの間にか器械は良いが呼び難かった踏転機に変わって、今井式の器械を「だるま」と呼ぶようになった。

現在、町内にわずかに残っている足踏み式の製糸器械がこれである。

高知県の『蚕糸業史料集』によると、大豊で製糸業を始めた人は前述したように岩井亀治であるが、次いで明治三十五年に大平の門田長馬が創業している。規模は不明であるが、大正ころには従業員三十人くらいの規模となり、動力源に水車を取り入れていた。

明治四十年、繭貯蔵の必要に迫られ、県費の補助を受けて東豊永に殺蛹乾繭所を設置していたが、その後の産繭の増大と製糸機の進歩に伴い、乾繭所の改善が必要となってきた。

明治四十三年、村長小笠原永晴ほか四人が県費補助を出願し、同四十四年に規模を拡大して二階建てとし、乾繭器も「林灼熱式乾繭器」を据え付け、当時としては製糸原料として、繭の品位を傷つけることなく乾繭・貯蔵ができるようになった。

同年の東豊永の春蚕繭の生産見込みは、「土陽新聞」の報ずるところによると、上繭五、六百石（一升を百二十匁として約七百匁）とある。

明治四十二年、東豊永の小林亀吾は「豊永聯合共同揚返所」を設置し、同四十五年には、西峰の笹岡福治も共同揚

返所を設置している。当時の大豊地方では、揚げ返し設備を持っていない二、三人規模の自家製糸が相当数あったと推定できる。

門田長馬は、大正六年工場を落合西方に移転、「だるま」から器械製糸とし、動力源は火力による自家発電装置にした。機関士・教婦を招き、繰糸工女七十人は全部寄宿舎に収容し、近代的製糸工場として、輸出用高級生糸の生産ができるようになった。

このころ、天坪村の竹村国太郎も馬瀬で従業員二、三十人くらいの規模で、水車を動力源とした製糸工場を興こした。

西峰蔭の信高時重は、長瀬川中州に工場二棟、寄宿舎一棟、従業員二、三十人で動力は蒸気機関による製糸を操業していた。

また、同じころ、生糸の好況を反映して東本山村の各地でも製糸業を始める人がいた。一方、養蚕農家でも屑繭処理を兼ねて、ダルマ機を据え、農閑期に糸をとる者が多かった時代である。

東本山村杉の杉本茂幸は川下九番地（現杉本保商店裏側）で工女七、八人を使って大正二年から昭和三、四年ころまで製糸を操業していた。

同じ部落で宮内貞重も杉川下三番地イの一（現大上和長電気店裏側）で工女十二、三人を使い操業していたが、生糸産業の不振に伴い昭和の初めころ廃業した。

同村小川部落でも山崎平馬が字ゴミダ（現ボーリング場跡上手）で工女四、五人を使ってほぼ同じ期間操業していた。また、目付の永田政吉も三十人規模の製糸業を経営していた。

大正六年から糸価は高騰した。この好景気に乗じて東豊永の大田房次・山中伊勢馬・渡辺正綱・小笠原伴次らによ

って共同製糸場も始められた。

5 第一次世界大戦の蚕糸業への影響

ここで第一次大戦から、第二次大戦までの蚕糸業の状態を略述すると、次のとおりである。

大正三年八月、第一次世界大戦が起こり、七年十一月まで続いた。この大戦は日清・日露の戦争よりもはるかに大規模で、日本経済を刺激し諸産業の発展と膨張を促進した。蚕糸業もこの例外ではなかった。

もっとも大戦勃発当初は、戦争による刺激は反動的に作用し、貿易は振るわず、一般経済は萎縮し、生糸市場は大混乱を起こした。このため、政府は助成金五百万円をもとに、大正四年三月「帝国蚕糸株式会社」を設立して蚕糸業の救済に当たった。

しかし、フランス、イタリアなどの蚕業国が戦禍に巻き込まれ、生産・輸出ができなくなったため、それに代わって、日本生糸に対する海外の需要が間もなく急増してきた。

アメリカは、大戦を契機に急激な経済成長を遂げ、国民所得の飛躍的向上から、高級衣料に対する需要が急増した。しかもそのころから婦人の職場進出が多くなり、これまで婦人用ドレス・下着類・装飾品に限られていた絹の需要は、靴下に至るまで広がり、絹が消耗品化したため生糸のアメリカ向け輸出が激増した。

一方、我が国も、そのころから大好況に転じ、あちらこちらに、にわか成り金が続出した。当然生糸の国内需要も急増したのである。

蚕糸業界も、一転して好景氣を迎え、製品はいくら作っても、飛ぶようにさばけ、糸価は暴騰していった。蚕業救済を目的として設立した帝国蚕糸株式会社も、その必要がなくなり、設立後二か月で解散した。

大正七年十一月、第一次大戦は終結した。大正八、九年の我が国の生糸生産高及び輸出数量、生糸価格をみると、

大正八年……生糸生産高は三十九万七千俵、うち、輸出は二十八万六千俵という状況で、輸出は生産高の七二％を占めている。また、生糸価格も、大正六年八月、千七百五十円の新高値をつけたものが、大正八年七月には二千三百六十円、同年十一月三千円、更に九年一月には四千五百円という空前の高値に急騰した。

大正の大恐慌

第一次世界大戦の終結とともに世界に経済恐慌が起こり、日本経済も大恐慌に見舞われることになった。蚕糸業も大正九年二月を境として反動不況に陥った。

生糸の輸出、内需は急減し、糸価は暴落し、生糸貿易商、機業家の倒産が続出し、大混乱状態となった。当然養蚕農家、製糸家の受けた打撃も大きかった。生糸の輸出高は大正八年の二十八万六千俵が九年には十七万四千俵にまで減少、糸価も九年一月の四千五百円が同年七月に千円と四分の一に暴落した。

この大恐慌のために、せっかく順調に育ってきた大豊の製糸家は、ほとんど倒産したのである。

そこで、再び蚕糸業救済のため、政府の援助のもとに、第二次帝国蚕糸株式会社（資本金千五百万円）が大正九年九月設立された。生糸の安値のときは買い出動し、糸価の安定に努めたので次第に混乱も収まり、また、内外需要も回復に向かった。

大正十一年の生糸輸出高は三十四万四千俵と戦時中の最高を上回るに至った。翌十二年九月、関東大震災が起こり、このとき横浜在荷の生糸九万^こ俵が焼失した。

昭和の恐慌

昭和二年に国内では金融恐慌が起こり、同四年五月には世界恐慌が起こった。これに派生して、蚕糸業界は滞貨生糸の処理、糸価安定、過剰製糸設備の整理などの難問題が山積した。その都度、製糸の操短のほか、生糸の共同保管や帝国蚕糸による蚕糸業救済が行われた。

大正九年に倒産した現大豊町内の製糸業者らは、二等繭による「だるま」製糸業者を除いて再起できなかった。このだるま製糸家（通常座繰り製糸という）は各地域にあった。その氏名は左記のとおりである。

東豊永地区

小林亀吾・三谷晴実・桑原一利

西豊永地区

南 佳郎・久保晴栄・中谷吉明・大利勢右衛門・美馬朋幸

大杉地区

杉本勇盛・前田隆輔・長田政吉・宮内貞重・杉本茂幸・山崎平馬

天坪地区

竹村国太郎・野島定信

組合製糸の設立

大正九年の恐慌によって、地元の製糸家が倒産したため、一番影響を受けたのは繭生産農家である。特に、東豊永地区の養蚕農家は、ほとんど門田長馬（長北製糸）及び西峰の信高時重に販売していたので、一時、繭処理が混乱した。

このような状況の中で台頭してきたのが、組合製糸設立の動きである。

昭和二年、長岡郡の各町村の産業組合長やその他有志によって、組合製糸を設立することに決し、長岡郡大篠村の片倉製糸工場を買収して同年、有限責任高知県繭糸販売組合連合会が設立された。

当時の組織は、理事十七人、監事五人の二十二人で、会長には大和田伴吾を選任し、大豊地区の理事は東豊永村永森義光、西豊永村都築兵左、監事は大杉村森末永であった。

ところが同組合は、昭和三、四年に、組合事業規定を逸脱した投機的販売に走って赤字経営となり、繭を委託した養蚕家に過払い金として個人負債としたため、委託を拒む養蚕家が続出し運営の危機に陥った。

このような運営に不満を表明し、昭和四年に理事を辞任していた都築兵左は、繭糸連合会再建のため出馬を要請さ

れ、昭和五年から会長に就任した。

昭和六年、満州事変、昭和十二年七月、日中戦争と日本は戦争の泥沼に落ち込んでいった。その上、人絹糸が生糸の用途を蚕食しはじめ、昭和十六年十二月、日本が太平洋戦争に突入したため蚕糸業も衰退の一途をたどることとなった。昭和十六年三月「蚕糸業統制法」が公布された。これは蚕種、繭、生糸の一元統制をねらいとしたもので、同年五月「日本蚕糸統制会社」（資本金八千万円）が設立された。同年から、高知県の組合製糸の統廃合が進み、昭和十七年高知県繭糸販売組合連合会の業務は、高吾繭糸販売購買組合に統合、創立以来十五年にわたる歴史に終止符が打たれた。

昭和十八年四月、全国の主要製糸業者が大合同し、「日本蚕糸製造株式会社」（資本金一億円）が設立され、高知県のすべての営業製糸・組合製糸がこの会社の傘下に入ったので産繭も地域別に収納先が統制され、大豊地区は元片倉製糸に収納することになった。

昭和二十四年、このような統制が撤廃され、養蚕農家は、自由に引きできるようになった。

参考資料

第一表 昭和十年繭産額一萬貫以上の町村

町 村 名	郡 名	養 蚕		掃 立 量	収 繭			量	計	収 繭 金 額
		実 戸 数	蚕		春	夏	秋			
○東豊永村	長岡	六四〇	戸	五六、七八二	二一、〇七二	一六、四〇一	三七、四七三	一七四、九三六		円
楨山村	香美	九四一		五一、三五〇	一六、四七三	一六、五九三	三三、〇六六	一六八、五三一		
在所村	香美	七〇六		四九、二七四	一七、五八六	一五、二五六	三三、八四二	一四九、六三二		

第二表 大豊町年度別養蚕農家及び収繭量(合併以降)

年度	項目	養蚕戸数	桑園面積	掃立量	収繭量	一戸当り収繭量	一〇a当り収繭量
昭和三〇		一、三六九	二五九、七 ^{ha}	四、一一一、七 ^箱	一三三、三三一 ^{kg}	九七、四 ^{kg}	五、三 ^{kg}
三五		一、四三三	二四三、五	五、一三七、五	一七〇、二二六	一一八、八	六九、九
四〇		一、四九六	三〇五、一	六、〇七五、六	二二一、四〇七	一四一、三	六九、三
四五		一、五一八	四〇七、八	七、三五四、八	二五五、八四六	一六八、五	六二、七
四九		一、二八六	四一九、一	七、〇四四、四	二五七、六九三	二〇〇、四	六一、五

佐古村	香美	三一五	四六、〇六四	一一、一一五	一七、七二九	二八、八四四	一一、九三一
大杉村	長岡	四〇五	四三、八〇〇	一五、九七〇	一一、三二一	二七、二八一	一一〇、二一五
美良布村	香美	四六一	三〇、九一二	一〇、四五六	一〇、七六〇	二一、二一六	一〇、六四九
上生村	香美	四五〇	三四、五四五	一〇、四六五	九、三八〇	一九、八四五	九四、八三三
戸波村	香美	四八二	三〇、三九六	一〇、八四四	八、九一九	一九、七六三	八七、八二三
片地村	香美	三二三	三三、三五〇	九、四一〇	九、八一六	一九、二二八	八六、三四三
黒岩村	高岡	三八三	二八、八四五	一〇、〇九四	七、八一六	一七、九一三	七八、七七〇
北原村	高岡	二九〇	二四、六四六	九、六六六	七、八〇八	一七、四七四	七七、七八一
浦内村	高岡	四八二	二三、二五〇	一〇、〇一三	七、二一〇	一七、二二三	七七、七八一
西豊永村	長岡	四六六	二八、〇二二	九、一八五	七、五三六	一六、七二一	六七、八七一
夜須村	香美	六六三	二八、九一九	七、七八一	八、五七九	一六、三六〇	七一、六四六
野市村	香美	五〇八	二〇、四二八	九、〇六〇	六、一五〇	一五、二一〇	六八、五二八
西川村	香美	四二八	二二、二六四	六、一三三	八、三二二	一四、四五五	六八、九八七

年次	繭 価 格 kg当たり	米 価 格 石当たり
明35	円 1.21	円 13.04
44	1.14	18.45
大 5	1.55	13.75
8	3.30	48.53
9	1.67	39.23
11	2.77	27.44
昭 5	0.74	15.35
9	0.61	25.34
14	2.69	41.47
20	7.88	150.—
25	318.—	5,420.
30	443.	9,755.
35	551.	9,755.
42	1,143.	19,493.
45	1,177.	20,680.
50	1,696.	38,925.
55	2,198.	44,185.

第四表 繭と米の価格対比（長野県）

年度	村 別	養蚕戸数	繰立数量	上繭生産 数 量
昭和二十一年	大 杉 村	174戸	6,950g	3,908貫
	天 坪 村	36	520	313
	西豊永村	235	8,471	5,292
	東豊永村	309	12,825	7,567
二十四年	大 杉 村	257	7,411	4,808
	天 坪 村	43	577	474
	西豊永村	223	6,265	4,103
	東豊永村	363	12,665	7,518
二十七年	大 杉 村	322	9,615	8,085
	天 坪 村	91	1,706	1,286
	西豊永村	367	10,405	8,026
	東豊永村	393	13,505	11,997
二十九年	大 杉 村	397	13,061	9,834
	天 坪 村	101	2,209	1,628
	西豊永村	387	16,376	12,702
	東豊永村	488	24,043	20,260

第三表 合併以前における四か村の養蚕成績

この表は、戦後養蚕復興の足跡を示す。

前表によると大正八年繭価は米価とともに暴騰し、一キログラム当たり三円三十銭となった。しかし大正九年には約半額に暴落し、更に昭和五年繭価は大暴落して、七十四銭となり、米価も右当たり十二円近く下落した。昭和十四年頃になるとやっと大正中期の価格に値をもどしている。

大豊町合併後の産繭量及び単価は次の表のとおりである。昭和三十六、七、八年は統計が残されていない。

第五表 大豊町の年度別生産量及び生産額

年 度	産 繭 量	単 価	生 産 額
	kg	円	千円
昭和30年		398	
31	129,776	410	51,362
32	151,279	402	60,814
33	140,951	346	48,769
34	159,448	396	63,141
35	170,236	486	82,735
36			
37			
38			
39	201,823	572	115,443
40	211,407	683	144,391
41	216,234	826	178,609
42	260,611	1,110	289,278
43	276,387	972	268,648
44	257,112	993	255,312
45	255,846	1,146	293,200
46	247,763	1,017	251,979
47	258,697	1,200	310,436
48	269,380	1,911	514,785
49	257,693	1,488	383,447
50	228,798	1,699	388,728
51	221,921	1,925	427,197
52	210,367	1,998	420,313
53	216,810	2,293	497,145
54	206,939	2,201	455,473
55	166,611	2,178	362,879
56	146,000	2,074	286,690
57	148,899	2,316	334,858
58	140,106	2,127	291,794
59	127,102	1,940	248,955
60	106,749	1,874	196,861
61	93,437	1,929	177,040

61年は平均単価が推定値である(未協定のため)。

30年、36～38年は統計が作られてない。

県統計に基づき大豊蚕指において単価を算出後の生産額である。

（四）茶 業

1 明治以前の茶業

豊永郷・本山郷は、氣候風土に恵まれて、茶樹は山野に自生し、古くから茶の生産地であった。しかも茶は、霧のかかる所が風味が良いといわれ、土佐でも山分が茶の産地であった。

天正十六年（一五八八）の「長宗我部地檢帳」に「茶有」の記載がみられる。

藩政時代中期の延享二年（一七四五）豊永郷大庄屋長瀬弥五兵衛茂繁の差し出した「豊永郷諸高帳」によると、

一 茶高三十斤入三千百五十四九十八斤

但亥年出来以来吞茶を差引他国并御国方売申分。

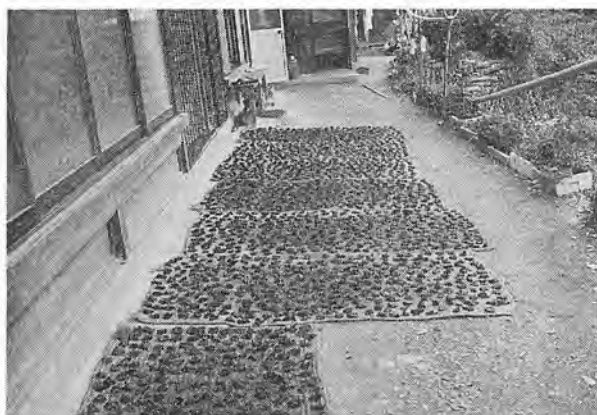
一 豊永郷中より仕成出し致渡世に候産物之品都而無御座候。

右の茶丸数量は、豊永郷三十二村、雨坪六村計三十八村、の吞茶を差し引き販売した数量で、その茶種は、碁石茶及び黒茶（番茶）と思われる。当時の一斤を百六十匁とすると、一万五千百六十八貫となり、約五十七トンに上り驚くべき生産量である。

注 古来大豊では番茶を黒茶又は曹茶という。

2 碁 石 茶

碁石茶は、嶺北山間の村々で生産され、特に東本山村（大杉村）・西豊永村で多く生産された。西豊永村の数字的資料を欠くが、明治十四年に編集された本山郷下分十七か村（旧大杉村）の村誌によると、その生産数量は三千五百



碁石茶の乾燥（東幌ヶ内）

八十貫余に上り、そのほとんどを愛媛県川之江方面に出荷している。
その後、紅茶や烏龍茶^{ウーロンチャ}など輸出茶の製造が有利であるといわれ、次第に碁石茶の製造は消えていったようである。

西豊永村では、大正末年までかなり生産されていたが、現在ではわずかに二人しか製造しておらず、伝統ある碁石茶の技術保存も危ぶまれる現状である。

明治十四年一月、川口村外七ヶ村組合村の用係藤山格馬の編集した村誌と、杉村外八ヶ村組合村の用係大坪充盛の

碁石茶生産高

川口村外七ヶ村組合		杉村外八ヶ村組合	
キログラム		キログラム	
立川上名村	〇	和田村	三〇〇
立川下名村	〇	助藤村	〇
奥大田村	〇	津家村	一三八
磯谷村	二、四七五	小川村	三六〇
尾生村	三、三〇〇	杉村	一二〇
谷村	一、二〇〇	高須村	一二〇
葛原村	〇	日浦村	四八〇
川口村	五、七六〇	式岩村	六〇
計	二一、七三五	穴内村	四八〇
		計	二、〇五八

注 中村大王村はこの当時豊永郷天坪に属していたし、後に助藤村は本山に、また、奥大田村は西豊永村になった。

編集した村誌に、それぞれの村の物産が記載されている。それによると、青茶（番茶）は二、三の村がわずかに愛媛県に移出しているが、碁石茶は相当量が生産されていたようである。青茶・碁石茶ともに自家用を除いて、ほとんど川之江方面へ移出されたとあり、その数量を表にして前ページに掲げた。

3 明治の茶業、紅茶の製造

明治初年、土族授産のため共立社が組織された。その事業の一つとして、豊永郷西峰村の字己屋床三^{みやとこ}谷助之進^{ひな}の扣^び地^ぢ九十七坪に、製茶場を設けている（三谷文書・県立図書館蔵）。

西峰の製茶場については、三谷助之進と共立社の敷地貸借文書のみで、その機構については、伝えられていない。明治十三年（一八八〇）混々社によって、県下に次のような紅茶製造所が設けられた。すなわち香美郡の神母木・大栃・安丸・日向河、長岡郡の西峰・大平・古味、吾川郡の大崎・池川・下名野川・用井、高岡郡の船戸・北川・桑ヶ市・萩中などである。このうち、大豊町の関係分は○印の三か所である（『土佐庶民史話』 ○印筆者）。混々社は紅茶製造を仕事としたもので、右でみるように山分の自然茶樹の生育地に設けられている。

明治二十年の「土陽新聞」には、

豊永郷は碁石茶の製造をしていたが、近年外国輸出茶の利あるを悟り、全郷こぞって紅茶の製造に変更したり。

と記載されている。

このころの茶業発展に功績のあった人に、怒田村の秋山楠蔵がいる。明治十九年豊永勸業委員となり、特に製茶業に熱心に取り組み、販路拡張などに努力し、同二十年、茶業組合長に推された。同二十三年から数次にわたって、中央茶業組合連合会議員に当選、上京して会議に列席し新知識を得て郷土に普及した。明治・大正期の茶業振興は、この人によるといっても過言ではなからう。

次に明治二十二年の紅茶、烏龍茶の各郡の産高をみてみよう。

明治二十二年の紅茶・烏龍茶産高

郡別	茶種	紅茶	烏龍茶	備考
香美郡		一、七〇〇斤		各部の紅茶、烏龍茶の伝習所における産額
安芸郡		一、五〇〇		
長岡郡			一、六〇〇	
土佐郡		六〇〇		
吾川郡		一、二〇〇		
高岡郡		一、五〇〇		
幡多郡		一、六〇〇		

明治二十年の製茶価格（百斤当たり）

茶種	品位別	新上品	同中品	同下品
青製茶		二九 六〇銭	一七 〇〇	一二 三〇
釜製茶		一五、〇〇	一三、〇〇	七、〇〇
番茶		一、五、六〇	(八貫九)	

明治二十二年の製茶価格

茶種	品位別	新茶上々品	同上品	同中品	同下品
青製茶		二五 円	二二 円	二〇 円	一八 円

明治二十九年に東本山村立川で紅茶・緑茶の伝習所を設け、製茶の改良普及に取り組んでいる、と「土陽新聞」は伝えている。

また、翌三十年、西豊永村の秋山鹿連も自分の製茶場で烏龍茶の製造を始め、土佐郡旭村の寿川専太郎の指導を受けた、と新聞に見える。烏龍茶は、紅茶と似ているがその製法は異なる。

この記事以後大豊地方における記録は見当たらない。

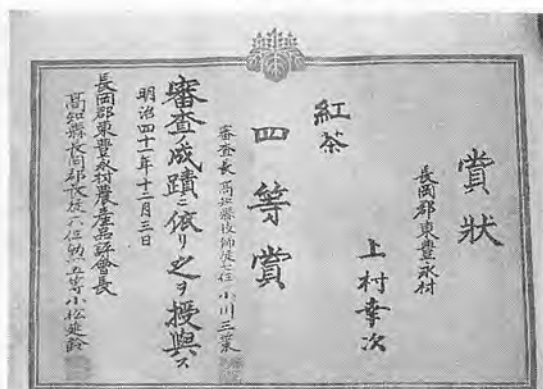
4 製茶器械の発明

明治三十四年七月十二日付の「土陽新聞」に、

製茶器械発明さる

東豊永村の秋山楠蔵は、この年製茶器械の発明に成功し、土佐郡旭村の製茶技師枝栄之助氏が視察のため来村し、全八日には全上機械の試運転の結果上々の成績であった。そこで再び県庁より県属坂本・茶業組合より徳弘の両名が立会、本試験の結果成績良好であった。

とあり、更に同年九月二十日の記事に、



紅茶品評会の賞状（上村幸次）

同上器械製茶は、製品優良で、従来の価格より高値に販売されたので、器械の導入者も県下で十一名を数えるようになり、地元東豊永村では、大平門田繁穂が率先してこの器械で製茶を始めた。

価格対照

器械茶	中等品	二十四円
手揉茶	全	二十一円
黒製	全	十五円

と報じられているが、この時代、画期的な発明である製茶器械が、一台も残っていないことは惜しみて余りがある。

同じ三十四年西豊永村の製茶販売高は、数量二千八百三十七斤で代価百二十八円であった。

明治三十三年、東豊永村の上村幸次は、内国連合共進会に紅茶を出品して農商務大臣曾弥荒助から六等褒賞を授与された。

明治十三年、混々社によって西峰・大平・古味に紅茶製造の技術がもたらされてから二十年後の出品だった。更に、明治四十一年に開催された東豊永農産品評会（会長は長岡郡長小松延齡、審査長高知県技師小川三策）にも上村幸次は紅茶を出品し、四等賞を受賞している。このことから、紅茶の製造は明治末まで続いたようである。

参考までに製茶の分類を次ページに表示した。

明治四十年ころ、秋山楠蔵に代わって門田繁穂が東豊永茶業組合長に就任、同年高知県茶業組合連合会長となった。

明治四十一年六月、官民六人で中国茶業視察を四か月の長期にわたって行った。その六人は次の人々である。

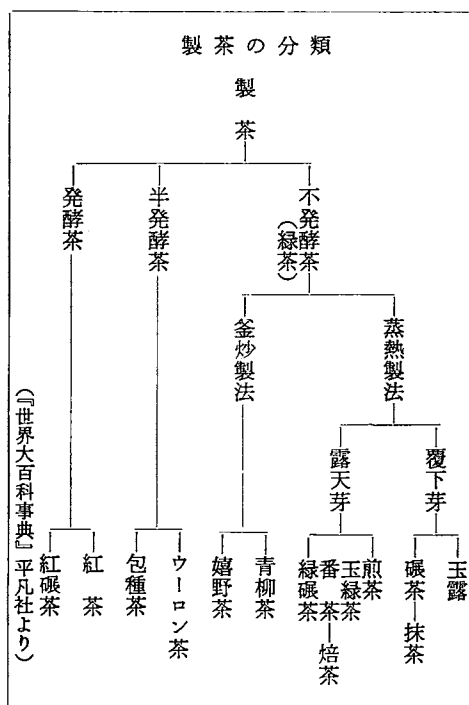
官 吏 静岡県人 山田 繁 平 民間団体 北陸の人 鈴木 善右衛門

同 福岡県人 長 野 千代吉 九州の人 可 徳 乾 茂

同 九州の人 堤 康次郎 四国の人 門 田 繁 穂

この視察から、我が国の茶業にも方向転換が起こったようである。平凡社の『世界大百科事典』によると、明治四十一年から同四十五年に至る五年間に平均五百十三トンの紅茶輸出があるが、大正元年以降昭和六年まで紅茶輸出は零となっている。

前述の中国茶業視察の官吏三人は、農商務省の役人とみられ、本場支那の紅茶、ウーロン茶と争っては輸出上不利
 と思ひ、日本の技術上有利な緑茶の生産指導に変更したものと推察される。
 視察に加わった門田繁穂も、この後、紅茶製造をやめ緑茶製造に切り替えている。



大正元年、秋田伊三郎、小笠原袈裟次が茶業伝習所を開設した。静岡県から茶業教師池端忠太郎・竹田和三郎の二人を招いて高級緑茶の伝習をし、二、三十人の伝習生があった、という。

大正六年、高知県茶業組合聯合会議所は、高級茶生産のため、県立農林学校で茶業教師認定試験を実施し、合格者には製茶教師認定證を交付した。前記伝習生の一人都築一鉦は本試験に合格、大平に伝習所を設けた。また、同年、大平製茶改良組合を設立、茶業の改良発達を図った。

都築は大正八年、高知県茶業組合聯合会長岡郡委員長となり、郡内同業者の指導取り締まりをしている。

大正前期は、茶業の改良期で、碁石茶の産地西豊永村では、大正四年、農商務省農事試験場宮地鉄治技師を招き、川戸小学校で茶業講習会を開いた。百余人の受講者があり、茶業の振興、品質の向上に取り組んだ（「土陽新聞」）。その後、昭和初年には玉緑茶の製造が導入されたが、広く普及はしなかった。

太平洋戦争の戦中・戦後は販売茶の生産どころでなかった。昭和二十四年ごろになって、西豊永村大田口の石川政市が、器械を導入、製茶を始めた。現在はかつての茶の産地であった大豊町も、過疎化の中でその面影はない。ちなみに、価格統制令第七条の規定により通達された製茶の最高販売価格は、次のとおりであった。

昭和十六年十二月十二日（四四八〇号）

農林省告示第九〇一号ニ依り改正（税込価格）

一、緑茶最高販売価格

種類

卸売業者最高販売
価格（一貫当）

小売業者最高販売
価格（百匁当）

玉露 上

八四、一七

一〇、〇〇

中

五三、〇〇

六、三〇

並

二六、五〇

三、一五

碾茶 上

八四、一七

一〇、〇〇

(五) 葉煙草

1 沿 草

煙草が日本に伝わったのは、慶長十年（一六〇五）長崎の桜馬場で初めて栽培され、諸国に広まった、といわれている。

土佐では、豊永煙草の名が古くから知られていた。その起こりは、元和・寛永（一六一五～四三）のころ、豊永郷川井村の兵吉という者が四国巡礼の途上、伊予の宇和島で九州の人から煙草の種を手に入れて帰郷、自家で栽培した

煎茶	中	五三、〇〇	六、三〇
	並	二六、五〇	三、一五
特上	上	一七、八三	二、一〇
	中	一五、三三	一、八〇
番茶	並	一一、八三	一、三五
	上	八、三三	一、〇〇
焙茶	並	六、六七	八〇
	上	四、一七	五〇
刈番茶其他ノモノ	並	八、三三	一、〇〇
	上	五、八三	七〇
注 碾茶は茶の湯に用いる粉茶のこと。		二、五〇	三〇

のが最初で、川井を中心に村々に広まり、豊永煙草の名声を博するようになったのであろう。

江戸幕府は、慶長十四年（一六〇九）喫煙禁止令を出している。しかし、文化・文政年間の人、司馬江漢の『春波樓筆記』によれば、喫煙は天下に流行して、幕府の禁令では「小児に之を吸はしむれば父子共に死罪にす」としたが大人の喫煙はやまなかった、とある。時代は下って「慶安御触書^{おふれがき}」では説論にとどまっている。

土佐藩でも元禄十三年（一七〇〇）煙草の売買を他国売買、自国売買とも禁止しているが、煙草の生産、需要は無視できず、藩政後期には他国煙草の買い入れを商人に許可し、口銀を取り立てている。煙草の生産、需要は無視できず、藩政後期には他国煙草の買い入れを商人に許可し、口銀を取り立てている。

已十月とあるから安政四年（一八五七）と思われるが、藩の注文によって、川井村名本三谷三助が、煙草五十斤を納めたときの文書が残っている。このように豊永煙草は、時に盛衰はあっても、絶えることなく続けられたのである。

2 明治の隆盛

明治になって煙草の耕作及び売買は自由となったが、明治政府は同九年、煙草消費税を課すことになった。

明治初年の高知県の代表的物産を紹介した史料によると、「煙草、長岡郡豊永郷川井村産其他多シト雖モ川井ヲ以テ品ヲ称ス」とあり、豊永郷川井村産の煙草がすでに有名になっていた。それに、この川井煙草が特に有名なので、近村で産出される煙草も川井煙草の名称をつけて売り出すほどであった、という。また、明治五年の『土佐国土産名物』（牧野植物園所蔵）によると、次のように紹介されている。

。川井煙草

一 長岡郡豊永郷川井村ノ産ナリ故ニ此名アリ國中煙草ヲ産スルノ地多シト雖モ川井ヲ以テ上品ト云然レドモ此郷中ニ産スルハ皆其品位劣ルニアラズ。

一、今出ス処ノモノハ川井村農渡辺虎弥カ柿ノ木ト云処ニテ作ルモノ也。

一、豊永郷茶ヲ以産物ノ第一ト云シカ今煙草其方ニ出ツ民戸凡二千煙草作出ノ高拾五万斤（一斤百六十匁トシ九十トン）年々



川戸にある煙草専売出張所跡

少々ノ差アリト雖モ大凡如此古ニ比較スレハ年々少々ノ増ヲ見其価凡一九金四円斗ニテ四円五十分ノ其一ニ当ル。

明治十八年九月三日の「土陽新聞」は、豊永煙草について次のように報じている。

長岡郡豊永郷は、^{たばこ}葉の產地なる處、先般葉葉の自由売買を禁ぜられしより販路頓に閉塞しければ、之を栽培するも収益渺しとて、本年の如きは例年の六分だも栽培せざるに至りしより、父老は頗るこれに心痛しおるとか。

明治十四年には東本山村（大杉村）の津家・小川・高須・日浦・穴内・和田で合計千五百二十貫の葉煙草生産があったことが村誌に記録されている。

明治十九年三月、四国三県連合競進会が開催され、怒田村の秋山楠藏が葉煙草の審査員を命ぜられている。

明治二十八年、新品種の配布があり、この栽培法について、県立農学校教師肥後市兵衛を招いて講演会を開き、その後、耕種にわたって一大改良が行われた。

日清戦争後に政府は財政増収の必要上、葉煙草専売の方針を立て、栽培農民の反対を押しきって、明治三十一年からこれを実施した。

3 葉煙草専売支局出張所

明治三十年ころの葉煙草收納所は、民家で行われていた。明治三十年、葉煙草専売出張所設置について、東西豊永が競争したが、西豊永村川戸に設置された。川戸は明治二十七年に国道が開通していたので、池田専売局への輸送上からも地の利を得ていたため川戸に決定したもので

あろう。東豊永村でも収納所について川井と大平で紛争があったが、明治三十二年度は川井三谷馬太郎方で、同三十三年度は大平門田繁穂方とすることで決着した。

明治三十三年、郡道安野々久生野線が開通したことに伴って、同三十四年、落合に専売出張所が開設され、初代所長に三寺利夫が着任したので両部落の問題はなくなった。

東西出張所の収納部落は左記によって収納した（後免専売支局通達文書）。

西豊永出張所

東本山村、東豊永村下ノ土居、岩原、筏木、西豊永村庵谷、黒石、連火、寺内、梶ヶ内、安野々奥大田、上東、佐賀山、川戸、中屋、永淵大久保、大砂子、西土居、桃原、柳野、船戸、西久保

東豊永出張所

柚ノ木、怒田、南大王、沖、大畑井、野々屋、久生野、蔭、土居番、中内、三ツ子野、三谷、八川、赤根、川井、大平、大滝、西川、粟生、立野（この部落名は収納日割り表によった。日割り省略）

注意

一、本表日割ハ雨天ト雖モ順延變更ナシ。

一、本表日割外ノ部落ニ於ケル耕作者納付シ来ルモ受付ケズ。

但シ事情止ムヲ得ザルモノニ限り其日相当部落ノ納付終了後時間アラバ収納スルコトアルベシ。

一、納付葉煙草ニシテ一包ノ把数及一把ノ葉数等当支局告示第一号ノ規定ニ該当セザルモノハ受付ケズ。

一、納付者ハ納付葉煙草ノ秤量鑑定ヲ受ケタル後各自包装スルヲ要スルニ付計画ニテ来所スベシ。

一、納付ノ際ハ耕作許可証実印及当日納付スル包数、把数、葉数等ヲ記シタルモノヲ携帯スベシ。

明治三十四年十月二日

後免専売支局

東本山村（大杉村）は、西豊永村川戸の出張所へ納付することになっており、雨天であっても日延べはしないなどずいぶん厳しい規則のもとに収納されたものである。

明治三十三年ころの東豊永村の煙草耕作反別、及び収量は次のとおりである。

	煙草耕作反別	収納数量	金額
明三三	一〇九 ^町 七 ^反 〇 ^畝 一七 ^歩 (東豊永村)		
三四	八一 ^町 〇 ^反 六 ^畝 二〇 ^歩 (東豊永村見込反別)	五九、二二一、六〇〇 ^匁	三三、二八五 ^円 二八 ^銭 五 ^厘

4 煙草から養蚕へ

大正十三年の東豊永の「村勢要覧」に、

葉煙草 一万四千九百三十九貫 二万三千四百八十円
 繭 二万九百七十五貫 二十万七百六十七円

とあり、作付けが減少したとはいえ、大正十三年にはまだ葉煙草の生産が約一万五千貫である。第一次世界大戦の戦中・戦後の好景氣に繭の生産は増大し、二万貫を超える生産となった。

金額でも煙草の二万三千円に比して、繭価は二十万円余と実に十倍の多額を占めている。このように繭価の高騰に加えて、繭は年数回の収入があるので煙草耕作畑は、次第に桑畑に変わり、昭和五年の村勢要覧には、もはや一貫の葉煙草もない。

したがって、東西豊永の煙草専売支所も閉鎖され、昭和七年村に払い下げられた。こうして三百年の歴史ある「豊永煙草」も復活することはなかったのである。

しかし、太平洋戦争後、香美郡土佐山田町の八王子に、大規模な葉煙草乾燥場兼収納庫が建設されたことに伴っ

て、嶺北地方にも葉煙草栽培が復活した。

昭和二十六、七ころから主として大杉村・西豊永村方面で、黄色種が栽培され始め、昭和三十年ころの絶頂期には、反当粗収入が水稻栽培よりも良いといわれて、栽培面積も相当伸びた。

このころは、二、三軒が共同で、部落に五、六棟の葉煙草乾燥場まで建設して力を入れていた。

しかし、南部平地の葉煙草に比べ、日照時間の不足から品質が劣るため、昭和三十四、五ころから栽培農家がだんだん減少し、葉煙草が栽培され始めて十年足らずで終止符が打たれた。

(六) 畜産と養鶏

1 牛 馬

藩政時代の中期、寛保三年（一七四三）の「土佐七郡鄉村帳」から、現在大豊町となっている村々の戸数、牛馬数を集計すると、

村	数	戸	数	牛	馬	牛馬計
五二	一、一一八	一、二九二	二〇八	一、五〇〇		

右表のとおりで、牛か馬が一戸平均約一・三頭を飼育していた。

この時代は牛馬を食用にしなかったし、世は泰平で武器として皮の需要も少なく、専ら田畑の耕運と物資の運搬及びきゅう肥を得るために飼育したと思われる。

明治も中期以後になって、水田用の犁も改良（短床犁の出現）された。古来の堅木で作ったものと違って犁のヘラ

が鉄製で丈夫な上に深耕可能となり、牛馬は農家にとってますます重要な家畜となった。

昭和初期の各旧村の資料を欠くが、旧東豊永村の昭和四年（一九二九）、同十一年（一九三六）の牛馬飼育数を「村勢要覧」からみると、次のとおりである。

年 度	飼 育 戸 数		牛	馬	牛 馬 計
	牛	馬			
昭和四年	二八五	五二	二九八	五二	三五〇
昭和十一年	四一一	二二	四六六	二三	四八九

昭和四年の牛の飼育戸数は二百八十五戸と意外に少ない。馬が五十二戸で五十二頭と多いのは、昭和二年、三年と県営東豊永発電所の第二期工事で、南大王川（河又）から三津子野に至る水路工事に多量のセメント、洗砂、バラスを要し、その運搬を馬によったので一時的に多くなっている。

2 奨励施策と流通機構の変遷

大正から昭和初期にかけての牛種は、在来の黒毛牛と褐色牛であった。村農会は毎年畜産品評会を開き畜産振興と、飼育管理の改善を図るとともに品種改良にも取り組み体型の良い備中牛、肥育に適する但馬牛のあっせんに努めた。

昭和三十六年ころから耕耘機の導入が始まり、牛耕に取って代わって機械耕が行われるようになった。

牝を飼育して犢こしをとり農耕に使用する子だし牛の飼育は、土木作業などへの出稼ぎ農家にとっては、早朝からの牛草刈り、帰宅してからの牛の世話が困難になり、家畜としての牛の飼育は次第に下火になっていった。



畜産品評会のにぎわい（大杉中学校・昭和36年）

年 度	昭和三〇年	三五	三九	四五	四六	四七	四八	四九
飼育頭数	一四〇二	一六二〇	一七六〇	九七〇	八五〇	六二〇	二九〇	二八〇

昭和三十五年（一九六〇）第一回大豊村畜産品評会を開催、同年天坪地区では、牛の健康診断を実施、百三十八頭が受診するなど畜産振興に力を注いできた。

昭和三十九年（一九六四）県は「山村振興特別対策事業」を実施することになった。

大豊町は昭和四十年第一次指定町となり、諸種の実施事業中、融資事業として「肥育素牛」を導入した。前項山村振興特別対策事業で、全部の事業を表出したが、肥育素牛の導入について年次ごとに表にすると、次のとおりである。

年 度	四〇年	四一	四二	四三	四四	四五	四九	五一	五二
頭 数	二五	二五	三〇	二〇	一六	二四	八	二六	七

昭和五十二年から大豊町は、高齢者の生きがい対策として「高齢者等肉用牛貸付制度」を開始した。

大豊町の牛馬の売買交換については、従来家畜商による庭先取り引きが行われてきた。

明治の終わりと東本山村には家畜市場がなく、悪徳の馬喰（ばぐ）などによって農民の損失が少なくなかった。その救済策と、村経済を補助することを目的とした家畜市場設置議案が明治四十四年十二月の議会で可決され、翌年六月、県

から許可された。

大正三年八月三日、東本山村高須に家畜市場を開設したが、同六年になると区域が広く、一か所では不便なことから同村小川^{がね}枝谷及び和田目付に分場を開設した。

大正六年十月、西豊永村及び天坪村の区域外からも設置の要望が起こったので、三村協議の結果、東本山村宮から三ヶ村組合へ移管し、組合事務所を当時の東本山村役場の日浦ニシナレに置いた。市場は同村高須と西豊永村安野々及び天坪村馬瀬に置き、大正七年九月から開場した。

昭和三十七年（一九六二）十一月、大豊村農業協同組合連合会によって、常設家畜市場を杉地区に開設した。これは従来、土佐町田井にあった県畜連の施設を廃止して、杉に移設したものである。そして昭和四十二年まで運営したが、同年、嶺北四か町村の町村、農協出資で土佐町に設置、現在に至っている。

3 酪 農

昭和三十四年ころから、県下の酪農熱が高まり、大豊村でも乳牛を飼育する農家が現れた。

昭和三十四年には、舟戸に家畜管理所が、同年西土居に集乳所が完成した。しかし、村内に処理場を設けるほどの原乳量がなく、索道や自動車で集乳所に運び、高知乳業高知工場へ出荷した。

大豊村内の乳牛飼育頭数は、昭和四十五年八十頭、四十六年百十頭、四十七年九十頭、四十八年五十頭、四十九年三十頭と四十六年の百十頭をピークに年とともに漸減し、現在は町内でわずかに二十頭たらず飼育されているにすぎない。

豚は昭和三十五年ころから、一部先進農家で飼育されるようになった。昭和三十年には、大豊町でわずか八頭であったが、昭和三十五年十二月、松本袈裟美・門田明芳・三谷美好・大瀬正一郎の四人が大平養豚協業組合を設立したこともあって、三十五年には同組合分を含めて三百頭に増加、その後、大平協業組合を中心に毎年三百頭を阪神、一部を高松方面に出荷するようになった。これに刺激され、昭和三十九年の飼育頭数は七百五十頭、と三十五年の二・五倍になっている。

昭和四十一年、このような養豚ブームから東豊永農業協同組合では、県費などの補助を受けて、八畝に養豚センターを設置し、昭和五十年まで養豚振興に努めた。昭和四十九年四月、東豊永小学校が大平協業組合養豚場の真下、南小川の対岸に移転、開校したので、小学校の環境衛生上にも問題があり、この養豚場は自発的に閉鎖することになった。わずか五か年の短い期間にすぎなかった。

これにつれて養豚も次第に下降線をたどり、昭和五十年には、八畝養豚センターも閉鎖された。

一方、大杉地区和田では昭和四十九年、大規模養鶏家三浦恒の養鶏場跡に、高知畜産有限会社表取締役明神秀夫によって、大規模養豚が始められ、昭和六十年現在、肉豚用二千四百頭、繁殖用親豚二百頭、計二千六百頭の大規模養豚が行われている。

5 養 鶏

鶏は農家にとって唯一の蛋白源^{たんぱく}として、古くから各戸教羽を飼ってきた。

大正十二年（一九二三）東豊永村漁長の渡辺照福は、農事改良に志し「豊陽園」の看板を掲げて裏山に鶏舎を設け、昭和十八年まで、常時三百羽内外の鶏を飼育していた。

また、そのころ落合の渡辺信直も、落合の対岸に鶏舎を設け、大型養鶏を行っていたが、日中戦争・太平洋戦争の

ために廃業した。

終戦後、昭和二十七年ころ、東豊永小学校長近藤利仲は、児童の修学旅行などの資金に充てるため養鶏を奨励した。学校貯金をしていたが、教師と児童では集卵、出荷に無理があつて父兄が東豊永養鶏組合を組織し肩代わりすることになり、昭和二十九年一月から業務を開始した。昭和三十九年度の概要は次のとおりであつた。

東豊永養鶏組合

組合員数 一五〇人

出資金 一〇、二〇〇円

生産高 三、九二二貫

売上高 二、八〇八、七〇〇円

役員名

組合長理事 田村万石はか理事四人、監事二人

昭和三十五年、経済の高度成長とともに、鶏卵、鶏肉の需要も増大し、県下的に養鶏ブームとなった。大豊村でも次第に大規模養鶏農家をみるようになった。昭和四十年刊の「村勢要覧」によれば、次の統計がある。

昭和二十五年 六、二二〇羽

(合併前旧四か村の合計)

昭和三十年 一八、八一六羽

同 三十五年 四三、五〇〇羽

同 三十九年 四二、〇〇〇羽

昭和三十五年度の四万三千五百羽の中には、大平の渡辺静雄の三百羽、和田の三浦恒の四千五百羽、天坪本村の江間万寿樹の一万数千羽が含まれていると思われる。

渡辺静雄は廃業、三浦恒は昭和四十年代に高知へ移住して廃業、江間万寿樹は、昭和六十年現在、一万七千羽を飼

育する大規模養鶏を続けている。

(七) 林 業

大豊町の総面積三万二千五十四ヘクタールのうち、森林面積は二万六千三百十八ヘクタール（一九八〇年世界農業センサス・昭和五十五年二月一日現在）と、町面積の八二・一％を占めている。

しかも、昭和四十年から四十九年に至る十年間の平均気温は十三・五度、降水量は二、九三二ミリメートルと樹木の生育に適した、天恵の林業の町といえよう。

ところが第二次世界大戦中、戦時供出の名目で戦争用資材として乱伐気味に伐採されていた。

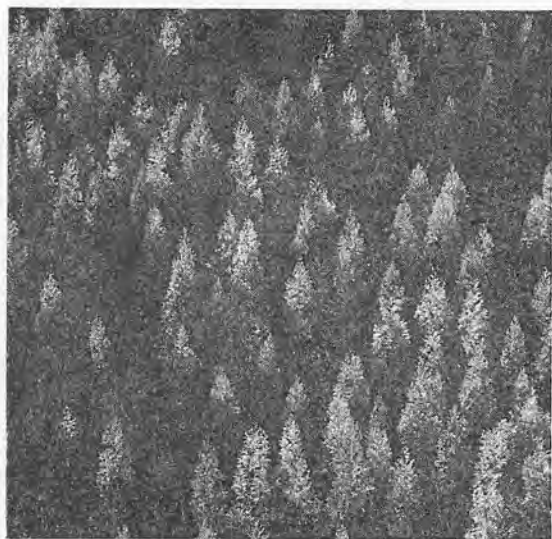
また、全国の主要都市は戦災で焦土と化し、戦後、住宅復旧に要する木材は、おびただしい数量に上り、明治・大正に植えられた美林は、ことごとく切り出され、残ったのは若年林ばかりの姿となった。

のみならず、祖先が数百年守ってきた社寺の銘木も、終戦後数年の間にそのほとんどが切られてしまったことは、惜しんでも余りがある。

1 林産業の変遷

昭和三十年四か村が合併、大豊村となつてから十年間の、林産業の推移を表にしてみると、表一のとおりである。木炭及び薪は、製炭業者及び農家の副業として長く本村の経済を支えてきたが、昭和三十五年七月十九日、池田内閣が成立し、我が国は経済高度成長期を迎える。

本村の林産物中、上位を占めていた木炭や薪も、昭和三十五年をピークに減り五年後の三十九年、木炭の生産は三



人工造林で美しい緑の山に

十五年の二七・四％となっている。

その後、国及び県の人工造林の補助政策によって、薪炭林は減少の一端をたどり、木炭の生産はついに過去のものとなった。

終戦後の戦後、国及び県、市町村は、木材の高需要造林政策と森林の乱伐対策として、補助金を交付し植林を奨励した。治山、治水は昔も今も政治の要てである。

この補助金制度は、昭和二十四年度から実施された。当時、森林組合は天坪・大杉・立川・西豊永・東豊永の五組合があり、苗木のあっせん、造林手続きなどを行い、伐採調整、砂防、地滑りなども所管した。森林組合事業の一例として、東豊永森林組合の補助人工造林をみると、前ページの表二のようであった。

昭和三十年代は、終戦後の木材の好景気の影響で造林ブームの時代であった。それに加え、高度経済成長下の生活構造の変化に伴って農外収入の依存度が高くなり、昭和四十年以降の人口過疎化と並行して採草原野、低能率の田、畑などの植林化が進んだ。その状態を県林業課の「人工造林面積集計表」から年度別に表にして見てみよう（次ページ）。

林業構造 改善事業

昭和三十六年（一九六二）農業基本法が制定され、農業構造改善事業を推進することになった。大豊村は三十八年一月、第一次指定村となったが、その事業内容については先に述べた。

年 度	人工造林面積	年 度	人工造林面積
昭和四四年	一九五・一二 ha	五二	二二八・三〇 ha
四五	八二七・三四	五三	一九三・七六
四六	六五二・四〇	五四	一三三・〇一
四七	四三四・八〇	五五	一一二・六七
四八	二九六・五七	五六	一〇八・〇四
四九	一五九・三八	五七	七五・五三
五〇	二二一・六二	五八	四一・一三
五一	二二五・七一		

(表の数字は、補助、自力、融資、公団の部門別面積の合計である)

年から四十九年までの三か年継続で実施、本事業と合わせ六か年で改善事業を完了した。
第一次の本事業及び追加事業は次のとおりである。

第一次林業構造改善事業(本事業)

事業種目	事業費	事業内容	実施地区
林地の流動化 入会林野の近代 化	四三六、〇〇〇円 四一六、〇〇〇	所有権移転のため行うあつせん、調査、測量 入会林の測量、調査	全域 佐賀山
分取造林の促進	一二一、〇〇〇	小規模林業経営の規模拡大	小川、立川
国有林野活用	八一、〇〇〇	右 同	川又
素材生産施設	一四、八五三、〇〇〇	生産用機械及び倉庫	村森林組合
造林施設	一、三二八、〇〇〇	ウインチ及び倉庫	同
チップ生産施設	一六、九五一、〇〇〇	チップ生産機械、チップ原木貯木場施設	同
特殊林産物生産 施設	二、五六二、〇〇〇	椎茸乾燥場及び乾燥機	岩原

次いで昭和三十九年、林業基本法が制定された。
同法は「林業構造」の改善を中心に林業経営の近代
化、技術の向上、林業労働者の福祉の向上を図ろうとす
るものである。

大豊村は、昭和四十一年第一次に指定され、四十二年
度から三か年継続で、一億一千百三十七万三千円の事業
を実施することになった。続いて四十六年、第一次の追
加として、六千十六万六千円の事業が認められ、四十七

事業種目	事業費	事業内容	実施地区
早期特用樹種育成 成林業経営促進 事業 協業推進事業	一、〇一九、〇〇〇 四六六、〇〇〇	杉、肥料 労働者搬送車	小川

第一次 追加事業

事業種目	事業費	事業内容	実施地区
林地の流動化 素材生産施設 造林施設 作業道開設 機械施設	四五三、〇〇〇 一〇、五四〇、〇〇〇 一、四七五、〇〇〇 八、二九九、〇〇〇	本事業に同じ 生産用機械等 造林用具等 ブルドーザー等	町森林組合 同 同

第一次に続いて、昭和五十年度に第二次林業構造改善事業の指定町となった。第二次の同事業は五十一年度から五十四年度に至る四か年で、三億六百万円の事業費で実施された。この事業には大豊町森林組合を主体とする基盤整備及び施設の高度化と大豊町主体の林道開設があり、次に掲げるように、町民のうける恩恵は実に大きいものがあつた。

第二次林業構造改善事業

年度	事業種目	事業主体	実施地区	工種、施設区分	事業費	事業量
五一	高度集約団地協業経営促進事業	大豊町 森林組合	桃原	経営計画書作成 (一・二六ha)	三三四、〇〇〇 円	三九九m
	素材生産施設の設置	大豊町 森組	川口 南	林道(高山) 集材機	二一、五〇〇、〇〇〇 二、三二〇、〇〇〇	一台
	チップ生産施設	"	"	天井クレーン 貯木場増設 目立機	一、〇〇六、〇〇〇 六、七七六、〇〇〇 四八〇、〇〇〇	一式 一、五八〇m ² 一台

[illegible]

年度	事業種目	事業主体	実施地区	工種、施設区分	事業費	事業量
五四	作業道整備	大豊町森組	川口南	コンプレッサ	一、七四三、〇〇〇	40ps 一台

新林業構造 昭和五十四年度をもって、十か年にわたる第一次及び第二次の林業構造改善事業は終わった。
改善事業 続いて国、県は新林業構造改善事業を実施することになった。この事業は十五年から町村指定が始まり、大豊町は五十六年度に指定された。七億五千万円の事業費で五十七年から六十二年度に至る六か年の継続事業で、大豊町林業構造の総仕上げの事業ともいえる。

五十九年度まで三か年間の主な事業は、次のとおりである。

林道開設

立川 中谷 二、二四〇㌔のうち八九二㌔継続

〃 仁尾ヶ内 三、一六〇㌔のうち一、四三二・四㌔継続

林道舗装

穴 内 九五八㌔のうち五二四・四㌔継続

大滝中内線 四五七㌔完了

大豊町森林組合施設整備

素材選別機一式（五十七年度）

貯木場舗装 八、五〇〇平方㌔（五十七年度）

加工品販売管理棟 一二〇・七平方㌔（五十七年度）

連絡用自動車バン 一台（五十八年度）

製材帯鋸盤

一台（五十八年度）

コンプレッサー

一台（五十八年度）

連絡道開通

三 谷 一、二二八のうちの五十八・五十九年に九三二・九（ドル）

このように、大豊町は昭和四十二年から同六十二年に至る約二十年間、林業構造改善事業に取り組み、その総事業費は十二億二千六百万円を超える大事業となった。これら事業は、林業経営の基盤整備や森林組合の生産施設の拡充などに大きな成果をもたらした。

しかし、最近の林業をめぐる情勢は極めて厳しく、経営は難しい状態におかれている。すなわち、建築様式の変化や代替え品の出現による需要の不振と外材輸入の増大は、国産材の価格の低迷となった。更に、林業生産には長年月を要することなどから生産意欲の減退もあって、健全な林業経営に困難性が増しつつあるのが実情である。

2 製材業

大豊地方に限らず我が国では古来から、新築用の用材を調達するときは木挽職人（こまき）によって挽かれた板や、杣師（さし）によってハツられた柱、梁（はり）、桁（けた）などが使われていた。このことは現在町立民俗資料館に集められている百挺（もも）を超える「大鋸（おの）」や、たくさんの「ハツリ」を見てもうかがうことができる。

大豊町では動力を使用した製材所はなかったが、落合の大正公園の奥で大正十ころ、大平の門田繁吉によって水車を利用した製材所が始められ、昭和四、五年まで操業していた。

太平洋戦争前後からは、発動機による移動製材の時代を経て固定した製材工場をみるようになった。その代表的な工場が吉野川木材株式会社である。



整備された製材所（大杉製材所）

後に同社の社長となった堅田一郎は大正十年ころ、大杉村穴内二区のチップ工場があった所で水車を利用した製材所を経営していた。

太平洋戦争末期になると、木材業者は統制令のため昭和十九年、高知県地方木材株式会社（通称地木といった）に吸収合併された。堅田の会社も合併して彼は同社の企画を担当していた。

嶺北地方は藩政時代の昔から、白髪山の良材を輸送するのに吉野川を利用、筏流しや管流しで徳島まで送っていた。戦時中も燃料が乏しかったため、このような原始的な方法で原木のまま県外に移出していた。

嶺北地方の実情に明るい堅田はこの点に着目して、原木で移出するより製品化して販売する方が有利であると、地方木材株式会社の工場を黒石に建設した。

昭和二十年夏工場が完成、黒石の下の特ルメギの淵で原木を引き揚げ建築用材の製材工場として操業を開始した。

戦後、種々の統制が解除されて自由経済に移行したのに伴い、昭和二十二年、地方木材株式会社の黒石工場も社名を吉野川木材株式会社と改称し、次の役員で発足した。

代表取締役	堅田 一郎
専務取締役	釣 井 朋 水
常務取締役	堅 田 勝

以来二十年近く地域に密着した会社として発展し、その生産量は県下で最高を誇っていた。

昭和四十年ころになって木材界の先行きを見通し、その基盤を整備するため高知市の仁井田に一大木材団地を造成する構想が持ち上がった。当時、堅田一郎は高知県木材協会会長として名実ともに本県木材業界の指導者であった。

このような関係から彼の会社も率先して仁井田の団地に参加するため昭和四十年、黒石工場を閉鎖した。

堅田一郎は多年木材業界に尽力した功績を認められて、昭和三十四年に藍綬褒章を、同四十年には双光旭日章を受け、勲五等に叙せられた。仁井田木材団地には、彼の胸像と頌徳碑が建てられている。

大杉製材所は前田徹が昭和二十二年ころ、東豊永村澁長で創業した。昭和三十二年、大豊村川口南に移転し、規模を拡大して、多いときは従業員二十人を使用する大豊町の代表的製材所となった。

昭和五十四年、四国横断自動車道大豊―南国間二十二^{ハルノ}の起工式が、同年六月二十五日、川口南のインターチェンジ建設予定地で行われた。

ちょうど大杉製材所は、インターチェンジ建設地に当たるため、昭和五十八年に津家に移転し、自動台車付き製材機（十一^ト）一台、同じくオートケープル、製材機などを備え、従業員六人で操業している。

立野ニイダ八十三番地の一に在る小笠原製材所は、小笠原盛が昭和四十六年に創業したもので、現在、帯鋸機三台・台車一台その他結束機・皮剥機・耳突機・チップパーなどを備えて工員十人で操業している。

そのほか、小規模家内製材工場として、西峰地区に池本正・小倉高春の二工場がある。

林業の動向と課題 林業は近年、住宅建設の落ち込み、木材需要の減退などによって、木材関連産業から山元の林業生産に至るまで生産活動が低迷している現状である。

大豊町の林業の現状で憂慮されるのは、木材不況から就労機会が減少し、後継者不足問題もあって、十年から二十年の生長期の森林に対する間伐や枝打ちなど適正な管理ができていないことである。

昭和二十年代には、三十町歩の植林を持てば、三十年輪伐経営で一家の生計が維持出来る、といわれていた。

現在も木材需要は年々伸びており、昭和三十五年を百とすると昭和五十五年は百四十と増加している。しかし、同年間の国産材と輸入材の需要状況を比較した場合、国産材は七〇%も減少しているのに、輸入材は六五%と大きく伸びている。

これは建築様式の変化によって、鉄骨建てや鉄筋コンクリート造りなどの家屋建築が増加し、内装材としても輸入材の合板が多く使用されるようになったことが大きく影響したものであろう。

自然林として生長した輸入材と、五十年も育成した国産材とに生ずる製品価格の差を考えると、林業の将来は明るくない。昨今、照葉樹林のほうが治山治水にもより有効であるとの声も聞かれる。

林業の基盤整備や育林の省力化で、国産建築材の価格引き下げを図るとともに、長い見通しの上に立った林業育成の必要が痛感される。

(八) 製紙業

藩政時代中期の延享二年（一七四五）豊永郷大庄屋長瀬弥五兵衛の「差出控」（東土居大家光子蔵）によると、次の記載がある。

豊永郷中紙漉人数百四十七人

但当郷中に紙草有之漉立申候尤紙漉村より紙草調へ漉立売上申候。

この百四十七人は、豊永郷三十八村のうち東豊永村十六村に限られており、西豊永村及び天坪の六村には全く紙漉人はいない。

下って六十八年後の文化十年の「郷中諸高覚帳」から、御蔵紙・御用紙の上納村々をみても紙漉人の分布は変わら

ない。

そして文化九年（一八一二）の上納諸紙の数量は次のとおりであった。

大中折百二十二束、小中折九束

大半紙 一万一千三百七十九束

合計一万一千五百十束

このように大豊町の紙の歴史は、二百四十年前にさかのぼることができる。

明治以降の変遷

明治維新によって、藩庁の公課としての紙の上納から解放され、換金産物として紙の製造は残った。前記東豊永村十六村のうち岩原を中心八川・川井で続けられたが、その中でも岩原紙は有名で、県立牧野植物園の牧野文庫に所蔵する『土佐国物産説』には岩原紙として次のように記載されている。

岩原紙

- 一 此品長岡郡岩原村平民下村富藏製ナリ。
- 一 スベテ此辺ニテ紙ヲ製スルニハ石灰・米糊等ヲ和スルコトナシ。故ニ質剛ニシテ虫バマズ。此紙ヲ以テ作ル帳面類、火難ニ逢ヘバ水中ニ投ジ後日取出シテ是ヲ干セバ、再ビ文字依然タリ。コレ一種ノ能ナリ。
- 一 此岩原村ハ阿波国有瀬ニ隣レル山里ニシテ、産物ノ類土佐ニ出スハ不弁理ナリ。故ニ紙ノ類専ラ阿讃ニ出ス。因テ国人共能ヲ知ラス却テ阿讃ノ人ヨク之ヲ知ルトイヘリ。又此紙ノ反故ヲ紺色ニ染メテ商フアリ。兵庫辺ニテ索麵ヲ括ル帶トスト云。
- 一 此紙色悪ク地合麁ニシテ其價廉ナラズ。然トモ能ク是ヲ砧テバ地合シマリテ書写スルニ宜シ。且上件ノ能アリ。然レドモ知ラザル人ハコレヲ取ラズ。故ニ近世右ノ製ヲ変ゼルモノアリト云。美ナルニ似タリト雖モ其能ヲ減スルニ至ル。
- 一 今出ス処ハ勉テ旧製ヲ変ゼザルヲ撰ムト雖ドモナホ先見ノ見ル所ノ者ト聊カ異ナルニ似タリ。是一度石灰ヲ和シテ煮タルモ斗リガタシ。

明治五年申年六月



岩原の紙漉き

右のように岩原紙は、明治五年ころも灰汁を用いた古来の製法によって漉⁺かれており、『物産説』は紙の特徴、用途も紹介している。岩原はその後も紙の産地として栄えていた。

明治十九年六月、岩原に紙業組合が設立されている。同年六月二十四日付け「土陽新聞」に次のように報道されている。

岩原紙業組合認可

長岡郡岩原村外七十九村より、岡崎常盤横山勝五郎、寛卯太郎、大家作馬、高橋武右衛門の諸氏委員となり出願せし、紙業組合は此程認可されし。

岩原の紙業に対する熱意を示すものである。製紙の発展には良質の紙原料が、手近に生産されることが重要である。これについて『土佐紙業史』から抜粋してみると、

前略、土佐国北部地方は製紙原料の資源地帯として有名であり、殊に長岡郡の東西豊永、大杉、本山、吉野、天坪地方から産する製紙原料は、土佐郡土佐山地方を併せて本県産額の四割を占める盛況である。(以下略)

明治三十六年代になって、東豊永村の特産であった宇多紙の紙質が低下したので時の村長中川卯之助及び三谷初次郎ら有志によって、これが改良を企画し、土佐紙業組合から弘光巡廻教師を招いて製紙技術の改良に努力をはらっている(明治三十六年「土陽新聞」)。

昭和の変遷

昭和七、八年ころ、広島県の行商人が、一夜、下村博保方に草鞋^{わらじ}を脱ぎ、岩原の製紙原料打解の方法に触れて「水車を利用すれば労力的にも能率的にも良いと思う。幸い兄が大工で水車の技術もある」

と話した。後日、図面を送ってきたので、土地の大工がそれを頼りに製作に成功し、最盛期には岩原の谷川に十八もの水車があり、随分打解の能率も向上した、という。

昭和八年当時、世界恐慌の余波を受けて、岩原手漉き和紙は大暴落した。不況対策として、東豊永和紙生産組合が設立され、下村彦之進が組合長に選任されて技術の改良、生産流通に手腕を発揮した。

昭和十三、四年ごろに、城東手漉和紙（インキ止を除く）工業組合が設立された。

理事長 大川勘之助 同副 塩田利稲

理事 徳橋照治 小谷勝寛 田内好子 高田駒吉 宇賀嘉太郎 下村彦之進 萩野勝重 和泉馬治

監事 井上庄吉 下田長蔵 徳平秀美

下村彦之進も理事に名を連ねた。

設立当時の製造戸数及び操業槽数

生産地	製造戸数	製造槽数	主なる産紙
東豊永	四三	四九	宇多紙、障子紙
西豊永	二	二	障子紙
(他町村略)	同上	同上	
城東計	二二〇	四二四	各種

（『土佐紙業史』）

表の示すように、城東地区の手漉き和紙の製造戸数は二百二十戸であるが、そのうち東西豊永は四十五戸あり、約二〇％を占めている。しかも、そのほとんどが岩原地区である。

藩政時代から明治・大正・昭和と続いた伝統ある手漉き和紙は、昭和三十年ころまで盛んに漉かれてきた。しかし、洋傘に押されて主力である傘紙の需要が少なくなり、京染の札紙と紙元で使用する障子紙くらいとなり、廃業する人が相次いだ。

現在漉いている人は、三谷重臣一人となった。三谷は今も水車を利用した打解の方法で漉き、京染札紙専門に貴重な岩原紙の製法を守る唯一の人である。

(九) 内水面漁業

野中兼山が積極的に産を殖し、業を興すために、河川を治め、田畑を開いたことは周知のとおりであり、他藩から多くの産物を移入し、庶民に広く普及させた。なかでも蛭や蛤を河や海に放したことも有名であるが、兼山が本山に在るときの史料『皆山集』の中に「鱈魚と鱒魚が本山にいないので兼山が白はえを伊勢の国の宮川から、鱒魚は何処から取り寄せて放流した」意味のことが書かれている。

この鱒はもちろん海洋性の鱒ではなく、姫鱒や虹鱒や鮎のような陸封性のものであろう。

陸封性の鱒は冷水を好む関係で、上流へそ上する性質があり大川、本川村の吉野川の源流までさかのぼったことであらう。

大川村和田隆明氏の所蔵している文書に、

一 本川筋へ川鱒参候故、毎々井伊ノ子モ兩度指上申候処ニ心付珍敷モノ指上候段御満足ニ被思召候由、得御意御仕置所様ヨリ毎度御書被仰付難有奉存候御事。

とある。これは川鱒とともに猪を差し上げたところ御満足を頂き毎度御書付まで下さり、有り難く存じます、という意味である。この文書のはかにも鱒の史料が二通あり、その一通は寛文年代のもので、それ以前から吉野川で鱒を獲り藩主に献上していたことがうかがえる。

だが、この時代の河川の漁獲は漁業として認められず、一種の遊漁であるとされていた。それは野中兼山が解任される前年の寛文二年（一六六二）に出された兼山施政の中心的思想が十四か条にわたって表明されている「国中掟」に、次のような条がある。

一、四季耕作無懈怠、年貢等不相滞様に可令覚悟。或山川之殺生を専とし、農業緩に仕間敷事。

これは「四季の耕作は懈怠なく熱心に行い、いやしくも年貢等が滞ることなど決してないように覚悟せしむべし。山や川の殺生（狩猟）を専らとして農業を緩めにすべからず」ということで、河川漁業を本業とすることは認めていなかった。漁業を本業とすると、農業がおろそかになり、年貢の納入に大きな影響があるというのである。庶民のささやかな副業であった川漁に対しても厳しい圧力が掛けられていた。

また、別の条に、今まで入相（会）権のあった山林や川海などの猟漁は昔からの状態で認めるが、新しいものは停止させる、などと定められていて、農民どもの生活がますます規制されたことがわかる。

野中兼山が自分の采地である本山郷（上分）に赴き、「国中掟」に先立つ寛永二十年（一八四三）に、その采地の庄屋や農民に発布した心得書の「本山掟」は順法・殖産・勤儉等を戒めている。これらのことは、同じ本山郷の下分であった大杉村（東本山村のうち葛原は采地）が直接の采地でなかったにせよ、隣接の村として大なり小なり影響の深かったことを思わせる。特に吉野川では、新しい魚が入れば上流下流の別なくその恩恵に浴したことであろう。

寛文から延宝の時代にかけては河川の漁業も藩当局の年貢の対象となり、延宝（一六八一）のころは川役という魚漁は高額の請銀を納めなければ、魚も捕れなかったようである。ただし、小川はこの限りでなく、本流のみが対象であった。

明治初年、高知県の調査係が県内の資料を収集して編集した『白湾藻』に、本山郷の産物が記載されている。その中から川の産物を抄記する。

第五大区四小区（旧大杉村）

鰻

九十七貫

八ツ目鰻

五百五十目

河米魚

二十五貫

鮎アサギ

三十五貫

第五大区五小区 (本山町)

鰻

五十四貫九百目

注 河米魚は阿米魚(あめのうお)のことであろう。

この表で意外に思うことは村全体で、しかも年間の生産高がいかにか少ないかということであろう。また、本山町の鮎が記載されていないのは脱漏か。大杉村の鰻が多いのは穴内川が含まれているせいかな。

八ツ目鰻は吉野川での特産であったとみえ、明治五年の『土佐国土産名物』(牧野植物園所蔵)によると、次のように紹介されている。

八ツ目鰻

- 一、長岡郡豊永郷吉野川ノ産ナリ、其外諸処山川ニ産ス。
- 一、此魚ヲ漁ルニハ梅雨ノ頃ヲヨシトス。
- 一、此魚捕ヘテ水ニ入ルレバ死シタル如ク沈テ横伏シ時トシテ動働ス。
- 一、味ヒ甚ダ美ナラズ。只疳病ヲ治スルノ能アリトテ人コレヲ珍重ス。

なお、同書によると「長岡郡豊永郷吉野川産」の「クグノ魚」という珍魚がいて、「其形チなまき鯨ノ如クニテ両鰭ト背トニ大針アリ、ヤヤ長クニテ尾ノ先キ尋常ノ魚ノ如シ、是鯨ト異ナルトコロ」、「此モノ調味蒲焼ヲ以テ美トス」、「コノ魚ノ名義ハ捕ヘタルトキニクグト啼ク其声ニヨレルナルベシ」と紹介している。

文化十二年(一八一五)武藤致和・平道父子によって県下最大の史料として編集された『南路志』の中に、「瀬魚 鮎 本山郷吉野川の年魚を八、九月の頃取て魚鮎に作り春三、四月頃まで賞翫す。久敷貯へて味厚物は名物也」とある。八、九月の鮎を春の三、四月まで蓄えるとは冷蔵庫のない時代に不思議ではあるが「すし」という独特の貯蔵法であった。これは保存食として工夫したもので、厳しい時代に生きる庶民の生活の知恵であった。

現在、正確にその製法を伝える者はいないが、昔の鮎すしといえは今の鮎と違って「なれずし」のことで、別名「くさ

れずし」ともいわれ、魚肉を酢に漬けて圧しをかけ、発酵させたものであった。

今でも琵琶湖畔大津の鮒ずしは有名で、鮒の魚肉を酢に漬け米飯と一緒に発酵させたものは半年でも一年でも貯蔵できるが、その独特のにおいは慣れない人にとっては厄介である。

また、当然のように鮎を焼いたり、天日に干して乾魚として蓄えることも考えられていた。

明治三十四年十月六日付の「土陽新聞」に、鮎の乾魚二百貫を百五十円で徳島へ移出したことが出ている。

明治、大正時代の漁業に関する、もろもろの規則は県の水産課によって管轄されていた。

参考に規則の一部を記す。

明治三十九年五月二十八日付の高知県令第十一号

第一条 左に掲ぐる漁業を為さむとする者は知事に願出許可を受くべし。

一、珊瑚採出業

略(二〜十)

十一、鵜飼漁業

略

第二条 海面に於て免許漁業又は許可漁業以外の漁業を為さむとする者は知事に届出鑑札を受くべし。

十二種類の免許漁業のうち、河川(内水面)漁業に関係するものは鵜飼いの一種だけであり、水産県高知にとって漁業といえば即海面漁業のことを指す。

この令達は四十二か条あるが、河川漁業に関する条項はわずかに、第十六条の「遡河魚類の通路を遮断してなす漁法は河川流幅の五分の一以上の漁道を開通すべし」と、第二十条、第二十一条の「鮎の漁期と火光利用の制限」についてのみである。

下って大正十三年六月に改正された高知県漁業取締規則、県令第二十六号の冒頭に、

第一条 漁業に関する出願、申請及届出は漁業登録令に依るものの外は漁場を管轄する市町村長を経由すべし。

但し漁場を管轄二以上の市町村に属するときはその一を経由すべし。

とあるが、この条項は前の規則の第三十二条を改正したものである。これらの規則を見ても漁業は許可漁業であり、県民が出願や許可を申請する窓口は市町村であったことがわかる。

改正された漁業取締規則の全文は膨大なうえ、そのほとんどが海面漁業関係なので、河川（内水面）漁業に関する箇条で前の規則から増えている部分を抜粋する。

第十六条 鰻の体長二十糎^寸 鱒^{ます}（あめのうおを含む）の体長九糎以下の採捕の禁止、及右のものゝ製品の販売、所持の禁止

第十七条 鮎^{あせ}の採捕の禁止期間

第二十條 漁具、漁法の禁止の種類

一、建干し

二、堰干し

三、上り釜^{うりかま}

四、上り樋落し

五、火光利用の金突

六、水産動物を感電せしむる漁法

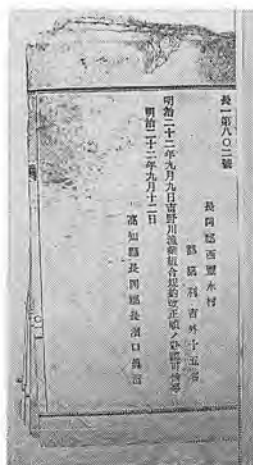
及各河川の禁漁区設定

第二十七条 有毒薬物の使用禁止

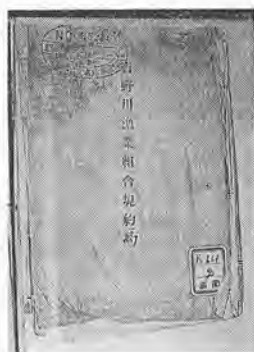
第二十九条 遡河魚類の通路遮断による漁法は河幅三分の一を開放

昭和六年に県の水産課がまとめた本県の水産業資料の中に、河川漁業に関する次の一節がある。

本県は山嶽重疊し河川は概ね水量豊富にして魚族の棲息に適す。就中^{なか}四十川、仁淀川、吉野川、新莊川、奈半利川、物部川及安田川等に於ける鮎、鰻、鰻（いだ）等は産獲頗る多く一ヶ年の生産額約三十万余万円に上り、特に本県産鮎はその形状の大なると美味なるとを以て、近時県外移出の途開け昭和六年漁期に於ける、幡多郡中村町及、大正村にて阪神地方に移出せ



吉野川漁業十協同組合の規約変更許可書



る総額は実に四万四千円に達し山間部に於ける主要産物となり、従って沿川農山村に於ては、河川魚族保護の必要を提唱するに至り、吉野川関係町村の如きは、河川魚族保護組合を設立し積極的増殖計画を樹立する機運に向ひつつある状況にあり。

昭和五、六年ころに高知県南部河川ではやっと漁業組合を結成する機運ができていた（漁業組合の項参照）。

水産課の総括に本県産の鮎は「その形状の大なると美味なるを以て……」県外へ多く移出されたとあるように、大型で美味が特徴であった。

一つの川でも下流のものより上流のものが大型で美味であることは常識であるが、なかでも四国一大きい川の吉野川の最上流である高知県分に産するものは特に大型であった。

試みに次に掲げてある漁獲表の渡川（四万渡川）と吉野川の鮎の貫当たり単価を算出してみると、渡川産は一円七十一銭、吉野川産は三元五十五銭と倍以上の価格で取り引きされていたことがわかる。また、この漁獲表を見ると、県下十河川のうちであめのうをは、吉野川産が群を抜いて多い。他の九河川のアメノウをの漁獲高の計が約七百八十貫、吉野川産のものが三・五倍強の二千八百貫で、一つの川で県下の七五％強を産している。

免許、許可漁業の種類別件数表の中には、明治から昭和の初期のころまで行われていて、現在はすたれていてる築とか釜（たけ）という次の漁法がある。

築

川の地形によって適する所が決まっています、今でも地名やホノギにヤナバとか、カミヤナバとかの字名が残って

いる。この漁法は、漁業取締規則の中の「遡河魚類の通路を遮断する漁法にありては……」とある、そ上魚の習性を利用して採捕するもので、産卵のため海に下る丸、十月ごろに行われる。

昭和五年における県内重要河川漁獲状況

数量単位：貫（三・七五kg） 価格：円

河川名	魚種別 漁獲高		数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
	あ	ゆ			う	な			あめ	のうを	そ	の
奈半利川	二四〇	九、〇五五	三三三	四、〇四〇	二〇〇	七〇	三九五	二、三三	二四〇	一、六〇七	二四〇	一、六〇七
安田川	一八〇	三、六九〇	八八〇	二、六四〇	二〇〇	七〇	二五〇	九、〇	二四〇	一、六〇七	二四〇	一、六〇七
安芸川	三三〇	一、四〇五	四七〇	一、四〇〇	三〇	三三	三九七	四、五五	三九七	三、一七	三九七	三、一七
物部川	二〇〇	四、三三	一〇〇	四、四七	三〇	八	四、五五	四、七〇	三九七	三、一七	三九七	三、一七
鏡川	二五〇	三、七三	二七二	二、九〇	三〇	八	一、四九	四、五五	三九七	三、一七	三九七	三、一七
仁淀川	二五五	三、七三	二七二	二、九〇	三〇	八	一、四九	四、五五	三九七	三、一七	三九七	三、一七
新莊川	四〇〇	二、三三	二七二	二、九〇	三〇	八	一、四九	四、五五	三九七	三、一七	三九七	三、一七
渡川	三三三	四、〇一三	二七二	二、九〇	三〇	八	一、四九	四、五五	三九七	三、一七	三九七	三、一七
松田川	三三三	四、〇一三	二七二	二、九〇	三〇	八	一、四九	四、五五	三九七	三、一七	三九七	三、一七
吉野川	五五五	二、三〇	四〇〇	一、四〇〇	二八〇	二、四八	二四〇	二、三二	二四〇	二、三二	二四〇	二、三二
計	五五五	二、三〇	四〇〇	一、四〇〇	二八〇	二、四八	二四〇	二、三二	二四〇	二、三二	二四〇	二、三二

各河川漁業者数調

注 右表中、魚獲状況の数量で吉野川の鮎の量が渡川よりも少ないのは、高知県分のみを掲げたためである。

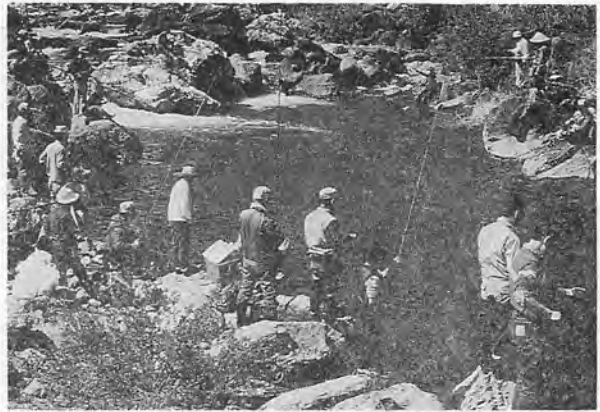
河川名	本業者	副業者	従業者	遊業者	合計
奈半利川	八	三二	二五	五八七	六五二
安田川	二	二三	一九	三二九	三七二
安芸川	一	三一	四	二六四	三〇〇
物部川	二四二	一五六	七	一二五九	一八六四

まず、二、三以上の落差のある急流か、若しくは川岸近くで二、三の落ち込んでいる滝状の場所を選定する。川岸近くで落ち込んでいる所が最適で、長さ十以上の大きな孟宗竹を四以上の幅で棚状に編み、その落ち込んでいる所に、元の方を架けて棚状に下流の方は浮かしておく。その棚以外の流れは丸太を組み、柴枝で魚の通路を遮断しておく。一、二内外増水して濁っているときに条件が良く、濁っているほど魚が安心して乗り込んでくる。それを棚の上で二、三人が素手でつかみ捕る豪壮な漁法である。

河川名	漁業名称別	築	堰	八重床	鮎瀬張	鵜飼	釜	鱈地引網	鮎火振
合 計	奈半利川	二	二三		一	一二			
安 芸 川	安 芸 川	二	一〇		六	一四			
物 部 川	物 部 川	二	二	四		五			
鏡 川	鏡 川	三	九	五	三	三	一	一	
新 庄 川	新 庄 川	三			八				
渡 川	渡 川	二	一		七	四		四	一
吉 野 川	吉 野 川	八	五〇		四	一	一	五	一

免許、許可漁業の種類別及び件数

河川名	免許、許可漁業の種類別及び件数	築	堰	八重床	鮎瀬張	鵜飼	釜	鱈地引網	鮎火振
鏡 川	鏡 川	六	三	二	二〇	二七			
仁 淀 川	仁 淀 川	五	二	九	三一	三五			
新 庄 川	新 庄 川	四	一〇	二七	七三	七六			
渡 川	渡 川	七	六	二	二七	三七			
松 田 川	松 田 川	一	一	四	三	五			
吉 野 川	吉 野 川	二	四	四	一三	一六			



杉川原のアメゴ祭り

筥（うえ・うけ・もじ）

大豊町ではもじというが特殊の漁具を使用する漁法である。

もじは竹を円筒状に編み、入り口に「えげ」という竹を薄く削り柔らかくしたものを丸く編んで先を絞り、魚が一度入るとそこからは二度と出られなくしたものである。

魚のそ上するとき、口を下流に向けて仕掛けるものを逆もじといい、魚が下るときに口を上流に向けるものを受けもじという。

また、直径を一寸近く大きくして、川幅の狭くなった所をせき止める大仕掛けなもじを堰筥という。

籠 漬 け

筒漬け、箱漬けなど許可漁業ではないが、最近行われなくなった漁法である。いずれも入り口に「えげ」をつけ、また、中に餌を入れることは共通している。

筒漬けは縁にえげをつけた籠に赤土、味噌に米糠や蚕の蛹を炒ったものと練り合わせた餌を入れてウグイ・ハエ・赤バエなどを捕る。

筒漬けや箱漬けはミミズ、鮎、カエルなどを餌にして鰻を捕る。

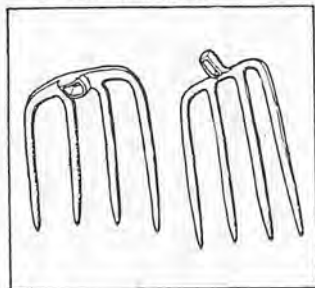
(十) 鉄工業（鍛造業）

藩政時代は、刀や槍を作る鍛冶を刀鍛冶、農具を作る鍛冶を野鍛冶といって区別していた。現在、大豊町となって

「月刊百科・鍛冶屋のむら」(香月節子・同洋一郎)から



二種類のヨツゴのサラエ。
セツが出たもの(右)と出
ていないもの(左)。



いる村々には、刀鍛冶の記録も伝承もないので、野鍛冶ばかりであったと思われる。

文化九年(一八一二)の「郷中家高・人数・地高・諸覚帳」(大家光子蔵)によると、豊永郷三十八村の諸職人六十人のうち、鍛冶二十四人とあり三割九分を占めている。

明治も中期になって、香美郡の片地・山田島方面から鍬・鎌・鋸等の見本を持参、農家の注文をとって後日製品を届ける行商が盛んで技術が優れていたので評判が良かったという。

明治後期になって、川井の上村貞吉(後渡辺)、東土居の西村盛などが片地・山田島で修業し、帰村後鍛冶工場を開き、職人を養成し、鍛冶技術を高めた。



鎌を中心にきたえる鍛冶屋（黒石鍛工場）

豊永でオガ（木挽鋸）や、大小の前挽類、また、鋏では前ページ下図のようにヨツゴのヒツの出ていたもの、同図左のようにヒツの出ないヨツゴやムツゴを初めて作ったのは、東土居の西村盛であったという。落合では笹岡彦秀がハツリ、チョウナ、ナタなどの厚刃物を打ち名工の名が高かった。高原及び目付に大正・昭和の前期にかけて鉄砲鍛冶小松栄と森下勝馬がいる。鍛冶屋のうちに蹄鉄業は馬の飼育頭数と密接な関連があり、輸送や耕耘を畜力に頼っていた時代はこの業も盛んであった。

大豊で最初に記録に出ているのは、明治三十四年十二月一日付け「土陽新聞」に、大豊町庵谷の朝日安次が蹄鉄工の免許を下付されたことが掲載されている。

大滝の装蹄工の森下豊次は戦時中、高知県鉄工統制協会委員を農林省から委嘱され、嶺北打刃物鍛工組合理事長、日本装蹄師会理事等の要職を歴任して、戦中・戦後の鉄鋼その他の物資の需給に敏腕を振るった。

そのほか、朝日安次の息子の朝賀や船戸の桑名高衛など各地に蹄鉄工がいたが、桑名高衛は昭和の初めから町内に馬のいなくなる昭和五十五年ころまで、町内一円はもとより本山町・土佐町、隣県の山城町まで足を延ばして重宝がられていた。

川井は鍛冶屋の村といってもよいほど、山田方面で修業した優秀な職人が多く、鎌を中心に鍛造していた。

大正五年には、嶺北地方の鍛冶屋が組合を組織して鍛冶屋業の地位を高めることになった。法務局大田口登記所に次のようにある。

土佐北部鍛工購買販売組合

設立 大正五年八月二十三日

出資金 一口 二十五円

組合長 渡辺貞吉（三津子野元川井）

土佐北部鍛工購買販売組合

設立 大正十五年十月十九日

出資口数 五十口

出資金総額 二百五十円

組合長理事 上村袈裟松（川井）

昭和八年には変更があり、「昭和八年一月一日、出資金八百七十五円」の増額となっている。

そのほか各地区に鍛冶屋があつて、地方の需要に應じている。判明した人々は次のとおりである（年代不同）。

西峰 西村朝明（鎌） 永森宗重（鋏） 三谷時馬 小笠原長次（厚刃物） 八木豊馬（雑具） 小笠原秀彦

川井 渡辺寅次 大坪政治 渡辺勝 三谷丸恵 渡辺盛基 渡辺富寿 渡辺忠義 小松張喜 平石孝一

上村清水 小松正人 上村正己 上村袈裟松 上村忠一郎

三ツ子野 渡辺貞吉 上村縵あな

高原 小松栄（鉄砲）

落合 笹岡彦秀（厚刃物） 秋山則明（鋏鎌）

連火 上村要範（鎌）

安野々 三谷貞清（鎌） 上村盛繁（鎌） 都築英水（鎌） 河野巖（鎌） 笹岡出晴

桃原 上村求（包丁） 上村桃太郎（前挽鋸） 高倉定晴（包丁） 上村光盛（鋏）

黒石 舟戸 大利孝親（鎌） 北村源清（鎌） 小笠原雄吉（包丁） 大利清栄（農具、刃物）

	大利義和（包丁）	大利義家（包丁）	大利義治（包丁）	大利堯繁（鎌）	大利義冬（包丁）
	大利義国（包丁）				
穴内	池添伝重（包丁）				
目付	森下勝馬（鉄砲）				
寺内	桜間貴右（刃物工場）				
川口	秋山福芳（カヤバ）	徳弘宮次・正鶴父子（鋏、鎌、鋸）			
日浦	森下正芳（鋏、鎌、鋸）				
立川	吉川宗秋（一般農具）				
馬瀬	中西景楼（鎌）	岡林実美（鎌）	門脇豊重（鎌）	近藤 登（鎌）	近藤藤衛（鎌）
	岡林夏馬（鎌）	藤川行久（鎌）	藤川茂晴（鎌）	竹村長利（鎌）	
角茂谷	香川頼光				

(七) 電源開発

我が国で電灯（アーク灯）が明治十一年（一八七八）三月、東京木挽町で初めて点灯されてから百年余りの月日が経過した。その間、大豊町が電気とどのようににかかわってきたか、探ってみることにする。

大豊町は県下でも比較的早く電気とかかわりを持ち、天坪地区の穴内川分水によって新改村（土佐山田町）平山に最初の水力発電所が完成している。また、東豊永地区の怒田にも大正の末期、水力発電所が操業を開始しているし、近くは大田口発電所も完成している。現在では小水力発電に力を入れ、吉野川水系の豊富な水資源を最大限に活用し

ようとしている。

1 高知県における電気事業

高知県で初めて電気事業を興した人は川崎幾三郎である。明治の文明開化期に高知市に生まれ、先進的事業家の才を見せた人である。川崎は明治二十六年ごろ、コストの低廉である水力発電に着目し、これを企図した。

その計画は吉野川支流の穴内川を天坪村繁藤でせき止めてダムを造り、甫喜ヶ峰をトンネルで南流させ、新改村平山まで導水し、発電を行うほか、灌漑用水にも利用する、というものであった。甫喜ヶ峰疏水発電計画といわれ、この計画はこれから十六年後、高知県営によって実現をみた。

当時、この計画を実行に移すためにはトンネルの掘削と送電線の架設に多額の資金を要し、しかも時日が長くかかることがわかり、それよりも当面は需要が集中している高知市に火力発電所を建設、早く電力を供給する方が得策であると判断し、水力発電から火力発電へと方針を転換した。

そこで川崎は個人名義で許可を得て明治三十年四月、高知市大川筋に出力五十ワットの火力発電所と送電線の建設に着手した。この発電事業は個人の名義で着工されたが、完工目前の翌三十一年（一八九八）一月に土佐電灯株式会社が設立され、同社に引き継がれた。

同年四月に火力発電所が完成、高知市内及び隣接の土佐郡江ノ口村・旭村・下知村（いずれも現在高知市）一円に発電用電柱二百十八本、電灯数



東豊永水力発電所

七百灯で高知県下に初めて電灯がともされたのであった。その後、この大川筋発電所には電気鉄道用発電機が設けられて、同年創設された土佐電気鉄道の市街電車に電気の供給を始めている。

このように高知県の電気は最初、個人営業の火力発電から始められたが、一方で、高知県の将来の産業を發展させるためには、恵まれた水資源を利用した水力発電を開発しなければ効果が上がらないという世論が徐々に高まってきた。

このようなとき、高知県知事として着任（明治三十六年、一九〇三）した宗像政知事は、当時、全国でも極めて異例な県営事業として、水力電気の開発を企図した。

一方、明治二十六年に川崎幾三郎が計画した甫喜ヶ峰疏水発電事業は膨大な資金調達のため、一時、火力発電に切り替えられて、ダム及びトンネルの着工が大幅に遅れていた。

そこで新改村の人たちは、この計画の中の灌漑用水路開設事業を先取りして明治二十九年十月着工、同三十三年七月十四日用水路は完成した。

宗像知事は明治三十九年三月、甫喜山普通水利組合管理者の新改村長竹崎佐久馬と水利権の売買契約を三万五千元で締結した。

明治三十九年十一月、この疏水計画が立てられてから十四年目に初めて穴内川を分水するため、トンネル及び発電所工事に着手した。

同四十二年二月、当時の長岡郡新改村平山に出力千八百ワットの平山発電所が完成した。これが高知県電気局による電気事業の始まりである。

水力発電の開発が進むにつれて明治四十年ころには県下各地に水力電気会社が生じたが、時を経るにいたって県電気局に吸収されるか、優良会社併合されて、昭和十三年四月には、高知県内の電気会社は高知県電気局と土佐

電気株式会社の一事業者に統一されていた。

政府が電気事業に対して積極的な保護政策の手を差し伸べたのは他の産業に比べるとかなり遅れていた。ところが全国各地に火力、水力電気会社が乱立し、過当競争や独占などの弊害もでてきたので明治四十四年、電気事業法を制定して資金調達などの便宜を与えながら料金認可等初めて保護と監督を加えた。

日中戦争が勃発^{はつぱつ}して国家的見地から、電力国家管理の問題が台頭し、昭和十三年に電力管理法と日本発送電株式会社法が制定され、続いて昭和十六年には国家総動員法による配電統制令が公布された。

これによって主要な発電、送配電設備は昭和十四年に発足した日本発送電株式会社へ引き継がれたので、東豊永発電所はこの会社に属した。その他の小規模の発電と送配電設備のすべては昭和十七年四月に発足した四国配電株式会社に引き継がれた。

戦後、電気事業再編成令と公益事業令により、電力業界の再編成が行われた。昭和二十六年五月一日に発電・送電・配電を一貫した四国電力株式会社が設立され、現在に至っている。

2 大豊町の水力発電

水力発電は火力発電に比べて設備投資に巨額の経費を要するので、日本の電力事業がまず火力発電から発足したことは当然のことであろう。

宗像知事の英断によって始められた高知県電気局の水力発電事業は、民間業者を大いに刺激して、既述のように明治の後期から大正の初期にかけて、県下各地に水力電気業者を続出させた。

嶺北地方でも、当時の本山町・吉野村・田井村・森村の四か村を供給区域とした白髪山水力電気が、汗見川に出力三千ワットの発電所を建設して、大正八年（一九一九）七月から電気の供給を始めている。また、大川村と本川村の一

部を供給区域とした土佐吉野川水力電気と、地藏寺村付近を供給した北土水力電気もそのころ誕生し、嶺北地方に電灯がともるようになった。

このような県下の電気事業の揺らん期において県電気局は電力需要の増加に対応するため、大正十年の県議会に諮り、発電調査費の議決を行い、仁淀川・吉野川・物部川の三河川の調査を始めた。

その結果、吉野川の支流南小川を利用して東豊永村怒田に発電所を建設することになり、既得水利権者の中島平太郎から水利権を譲り受けて大正十一年四月着工、同十三年一月十日に完工した。これが大豊町と水力電気の最初のかわりである。

この発電所は当初出力二千二百ワットであつたが、その後、何回か改良を加え現在の出力は六千ワットに増強されて、嶺東大豊町の水力電源の拠点となつて活躍している。

その後、昭和四十年一月に西豊永地区土地改良組合から水利権を譲り受けた四国電力が、奥大田川水系の水を利用して、出力千五百ワットの大田口発電所を建設した。

昭和五十七年五月、農林水産省四国農業試験場の土地利用部機械化研究室（香川県善通寺市生野町二五七五）は「農業用低コスト小水力発電技術の開発と利用」を取り上げた。その実験プラントを大豊町庵谷トベリキ山神に設定して基本計画を立て、同五十八年三月三十一日に小水力発電所が同所に完成した。

この発電所の特徴は、従来の大電力会社などの商業的発電所と違って、標題にも低コストとあるように農業資本でも賄える程度に建設費を極力少なく抑えることに重点がおかれている。

施設の諸元

発電所の名称 四国農試大豊発電所

発電所の位置 大豊町大字庵谷トベリキ山神

総工費 一千百七十五万円

発電所の出力

最大 十四キロワット

常時 五キロワット 周波数六十ヘルツ

この発電所は従来の発電所とは違って、ダムや取水堰を設けない。ただ、流れの緩い水たまり部に、簡易取水装置を河床に沈めて取水する、という貯水をしないう方式である。

もともと火力発電のコスト高と燃料の先行き不安もあり、豊富な吉野川水系の水資源に着目して開発した小水力発電は近年大きく脚光を浴びている。この四国農業試験場の小水力発電所の完成を契機として、ますますこのような計画が具体化することであろう。

3 大豊町の電力供給と消費

大豊町には昔から見るべき二次産業が発達しなかったため、消費電力もほとんど家庭用の小口需要が主である。

大豊町への電気の導入は、大正年代の末期から昭和の初めにかけて始められている。送配電線の建設は、東豊永発電所が操業を開始した翌年から始められ、次表のように大正十五年一月から供給を開始している。

その経路は東豊永発電所を拠点に南小川を下り、吉野川穴内川の川沿いの集落に電灯の供給を行い、順次、山間の部落へと電灯がともった。そして昭和二十四年二月、奥大田への電気の導入を最後に全町の各家庭に配電線が張り巡らされ、現在に至っている。

各集落ごとの電灯が昭和何年から供給されたか。詳細についての資料が乏しいが、四国電力株式会社提供の電柱建設表示図にある建設時期と、ほぼ時を同じくすると考えて間違いあるまい。電柱が建設されると、すでに前年東豊永

発電所が完成して発電を始めていたので早速電灯がともったことであらう。

電灯線が引き込まれた部落を年度ごとに挙げて表にしてみたが、これは電灯線が行政区画のとおり架設されたわけではなく、幹線から支線へと経済性を主として張り巡らされた結果、部落の一部は次期工事へ残されたり、また、反対に一部は他の部落と一緒に早くともった所もある。その点を勘案して読み取って頂きたい。

明治四十二年二月に完成した平山発電所（完成当時千八百ワット）は、穴内川の分水によって発電所が出来たので、当然、穴内川流域への見返りとして、早くから電力が供給された。

大豊地方で一番最初に、平山発電所の電力を供給されたのは次の部落である。

大正十二年十月 戸手野、馬瀬

大正十三年五月 角茂谷、北川、久寿軒

また東豊永発電所の電力を供給され、点灯された地域は次のとおりである。

大正十四年九月 落合、粟生、下土居

大正十四年十二月 大滝、大平、高原、中内、怒田、三ツ子野、南大王、西峰方面の一部、川井、柚木、蔭

大正十五年五月 西川、立野、八畝方面、沖野々、川戸、安野々、東寺内、大田口、東梶ヶ内の一部、有吉、東庵谷、西庵谷、中屋、黒石、船戸、石堂、目付、磯谷、尾生、穴内三区、穴内二区、和田の一部、穴内一区の一部、日浦、高須、子平、葛原、津家、杉、中村大王の一部

昭和二年十二月 岩原、八川、筏木、大久保、大砂子、柳野、永淵、上桃園、下桃園、連火、谷、古味、岡のハナ、一瀬、柳瀬、川口、三谷の一部

昭和三年三月 野々屋、久生野、土居番、澁長、大畑井

昭和四年六月 佐賀山、東梶ヶ内の一部、沖、西梶ヶ内

昭和五年 中村大王の一部

昭和十二年五月 西久保、穴内本村の一部、中村大王の一部

昭和十七年 中村大王上、小川道遠

昭和二十四年 小法師、程ノ谷、明嘉、小次郎谷、奥大田、板木野、中村大王上（岩坂）

前述のように、全国で明治末期から大正の終わりにかけて乱設された各地の小規模水力電気会社は、徐々に優良企業体に吸収合併されていった。本県でもその例に漏れず、高知県電気局と土佐電気との二事業体に吸収されていった。

試みに大正十年度の県電気事業の報告書をみると、供給電力四千三十一馬力、電灯は三十三か村（主として香美郡・長岡郡）で二万三千三百四十八灯に達し、その収支は、

収 入 四十八万七千八百四円

支 出 十七万一千三百四十五円

差引益金 三十一万六千四百五十九円

となっている。十二年前の明治四十二年に完成した平山発電所の総工費四十二万七千余円と比較して、いかに好調であるかがわかる。

そのような好況を反映して、県電気局の供給電力料金は当然安くなった。大豊町隣接の本山町へ電力を供給している白髪山水力電気などは、一灯につき二十銭も高く売らなければならなくなり、県電とは到底太刀打ちできることではなかった。

そこで大正十五年一月に、時の藤岡知事と白髪山水力電気社長の大石泰象との間で買収協定が成立した。

このようにして昭和に入ると、同じ嶺北地方の土佐吉野川水力電気や北土水力電気などの発電所は、いずれも県電気局に吸収されていった。

高知県電気局はその電力供給の地域を嶺北地方一円に拡大していったので、その事業所として昭和二年に高知県電気局杉出張所を大豊町杉字川下六〇番地の一（現在嶺北杉電報電話局の位置）に設置、営業面と送配電の維持保全を担当させた。

県電の電気事業はますます好調であったが、満州事変を契機として電力の国家管理問題が次第に表面化してきた。更に、日中戦争が勃発するに及んで、電力の国家管理問題は国防上、また、生産力拡充という国策遂行の面からも取り上げられた。

政府は昭和十三年、電力管理法と日本発送電株式会社法を制定し、翌十四年四月、日本発送電（日発）が発足した。続いて十六年、国家総動員法による配電統制令が公布され十七年四月、全国を九地区に分けそれぞれに配電会社（四国は四国配電会社）が設立された。これで完全な電力国家管理時代に入り、この体制は終戦後まで続いた。

昭和二年、大豊町にできた高知県電気局杉出張所も電力統制から企業主体が次から次へと変わり、昭和十四年日本発送電、十七年四国配電の出張所となり終戦を迎えた。

太平洋戦争が激化するにつれて人員、資材の不足は甚だしく、昭和二十年七月四日、高松・徳島・高知の県都が空襲で一挙に灰じんに帰した。同年七月二十六日には松山市も全市火の海に没し、電力関係の諸施設は壊滅的打撃を受けた。

戦後、主要産業のうちで最も順調な立ち直りを見せたのは電力業界であるといわれている。これは復旧しやすい火力発電施設に被害が集中し、都市を離れた水力発電施設には被害がなかったせいであろう。基幹産業の電力がいち早く立ち直れたので、他の産業も追従して復興が早くなったともいえる。

一方、ポツダム体制下で財閥解体や過度経済集中排除法の施行などから電力業界も業界再編成に向けて揺れ動いた。結局、九ブロックの配電会社が日本発送電の業務も受け継ぎ発電・送電・配電の一貫した会社を設立することに

なった。四国地区では四国電力株式会社として発足し、現在に至っている。

大杉出張所も昭和二十六年から四国電力杉営業所に衣替えをした。同所は昭和二年の開所以来三十八年間、大豊町民になじまれてきたが、早明浦ダム建設に絡んで昭和四十年九月土佐町田井に移転した。

営業所が移転した後の業務は、旧営業所跡に残した営業店が旧大杉地区を受け持ち、大豊町東土居に新しく設けた営業店が東西豊永地区を担当していた。昭和四十九年三月、大杉と東土居の営業店を統合して大豊町高須五六番の三に新しい営業店を置いたが、この営業店はトンネル工事のために昭和五十八年三月大豊町黒石三百四十八番地の二に移転して現在に至っている。

高知県電気局杉出張所から四国配電会社、四国電力㈱の営業所へと五十八年の間に何回も移り変わっているので、年度までの詳細は判明し難いが歴代の所長名を列記する。

歴代所長名

昭和二年	昭和一九年	昭和三九年
田所 博	小笠原 茂喜	笹 定章
北村 正重	樋口 正水	幾井 義一
吉良 龜義	西村 善一	高野 重一
前田 哲喜	土居 重一	土居 重一
伊野部 泉	小笠原 茂喜	幾井 義一
大杉村杉出身	大杉村杉出身	大杉村杉出身
初代東豊永発電所長	大杉村杉出身	昭和四〇年から土佐町

昭和二年の高知県電気局杉出張所開設当初から職員として採用され、送配電設備の建設作業に当たった大豊町杉の吉川鶴次翁（七十九歳）は草創期のもようを次のように語っている。

「私が電気局へ入ったのは十七の年じゃった。なんにもない所へ電柱を建て、電氣を通してゆくのは大変な仕事じゃが、あの当時はめっそうな人じゃった。高知の本店や立田の変電所から

昭和四七年	浜口 実	田井に移転し田井営業所となる
" 四九年	沢田 美照	
" 五二年	高橋 正	
" 五六年	重森 幸雄	
" 五八年	中山 節男	

職員規模

年 度	名	称	職 員 数
昭和二年	高知県電気局杉出張所		(不明)
" 一七年	四国配電KK高知支店		
" "	杉電業所		三六人
" 二五年	四国配電KK杉営業所		二四人
" 二六年	四国電力KK杉出張所		二〇人
" 三三年	四国電力KK杉営業所		二〇人
" 四九年	四国電力KK大豊営業店		三人

応援がどっさり来てくれたし、部落の人たちも今度はうちの方へ先につけてやというて、電柱建てを手伝うてくれたもんじゃった。大正の終わりに東豊永発電所ができると、すぐに幹線の電柱を杉の出張所まで架設して電線を張り、今度は営業所の方から順に、支線と引き込み線を引いて電灯をつけていった。

営業所のある杉の町は一番先につけたけん問題はなかったが、次の大王と

日浦が先を争ってボウたもんよ。けんどやっぱり国道のついた日浦が勝って電気は先へついたんじゃった。あの当時の電灯代は相当高かったけんど、ランプやカンテラと違って明るさが違うし、一晩中つけっ放しでかわざった。その上なんというても毎日ランプのホヤの煤掃除をするにようばんことは女子供にとってこればあのことはなかったきにみんな先を争ってつけて貰うたもんよ」(文責 編集委員)

昭和三十一年九月末現在で、村内の電力需要状況を散宿所別に見ると、次のようである。

東豊永散宿所(落合)

電灯八〇〇戸、四二九五灯

下土居散宿所(東土居)

電灯九五一戸、五〇一〇灯

大田口散宿所（寺内）

電灯九三六戸、五四二一灯

繁藤散宿所（繁藤）

電灯四七八戸、一九九〇灯

杉出張所直轄

電灯一一六五戸、六三三三灯

家庭用の電灯を四千三百三十戸が利用し、二万三千四十九灯をつけている。

また、ほかに動力を八十三戸が利用して、二千七百八十一ワットの電力を使用している。

昭和五十八年度大豊町使用電力量

電 灯	七、九四四、〇九七キロワット
動 力	一一、二九三、八〇四キロワット
計	一九、二三七、九〇一キロワット

以上述べてきた電気事業に関することは企業として、また、公共事業としての電力について記述したが、大豊町ではこれよりも早く個人として水力発電を取り入れて、独力で電灯をともしたり、電気モーターを回した人がいる。

その人は大杉村杉で助役を退職し、酒造業を始めた橋本勝茂で、残されている長男明幸の日記によると、大正十二年一月九日に落成した自家発電によって初めて、電気が点灯された、と記されている。

日記によると橋本は大正十一年四月大阪通信局電気課に自家用電灯の水力発電許可願を出願し、許可されると杉北

畠七十三番地（旧杉保育所跡）に溜池ためいけを掘った。

発電所工事は高知市の福永鉄工所に請け負わせ、百メートルの落差で直径十二・三センチの鉄管を引き、ペルトン水車で二台の発電機を交代で回した。

また遺族や古老の話を総合すると、

谷川の水量が少ないので溜池を利用したが、池の面積は約四百平方メートル、最深部が四メートルくらいで、昼間溜めた水を夜間点灯用に利用した。

利用した範囲は酒倉、店、住居、貸家の五、六軒であり、新酒の仕込みの時期になると、モーターと精米機を備えて付けて米を搗いたという。

大正十五年一月、東豊永発電所の電気が杉まで来るようになり、自家発電は三年ぐらいで廃止された。

東豊永発電所

所在地 長岡郡大豊町怒田字檜谷

最大認可出力 六千ワット

水系河川名 吉野川水系 南小川

使用水量 東水路 百立方メートル

南水路 百十立方メートル

有効落差 東水路 四百十メートル

南水路 三百三十三メートル

計二百十立方メートル

東水路水系（南小川、三の沢、上コビリ谷、下コビリ谷、沖野々川）

南水路水系（南大王川、黒滝川、谷又川、足谷川）

発電方式 流入式

工事竣工 大正十三年十二月三日

認可出力二千二百ワット（東水路）

供給地域 東豊永、西豊永、大杉及び本山方面 昭和四十年十一月より旧東豊永方面のみとなる。

沿革

大正十年 高知県議会で発電調査費が計上され調査に着手

大正十二年四月 県営電気着工

大正十三年十二月 竣工、東水路にて発電開始、認可出力二千二百ワット

大正十五年二月 需要増加のため東豊永発電電源拡充のため南水路水利使用許可申請

昭和三年十一月 工事竣工認可出力千八百ワット 南水路にて発電開始、合計四千ワット

昭和十六年 電力管理法により日本発送電

昭和二十六年五月 電力再編成により四国電力に出資引き継ぐ

昭和三十六年四月 改良工事着手

水車発電機四台 一八〇〇キロワット×2を撤去、六千ワット一台に設備改良

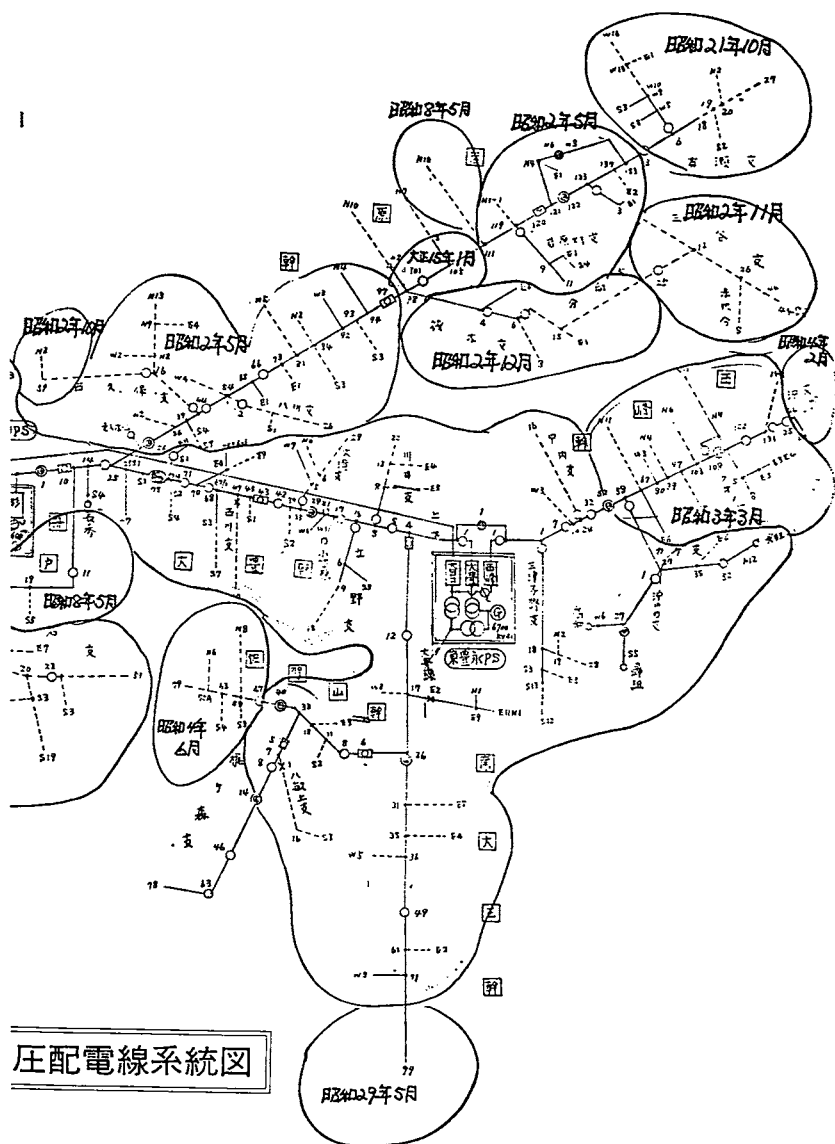
昭和三十七年三月 認可出力、六千ワット

大田口発電所

所在地 長岡郡大豊町

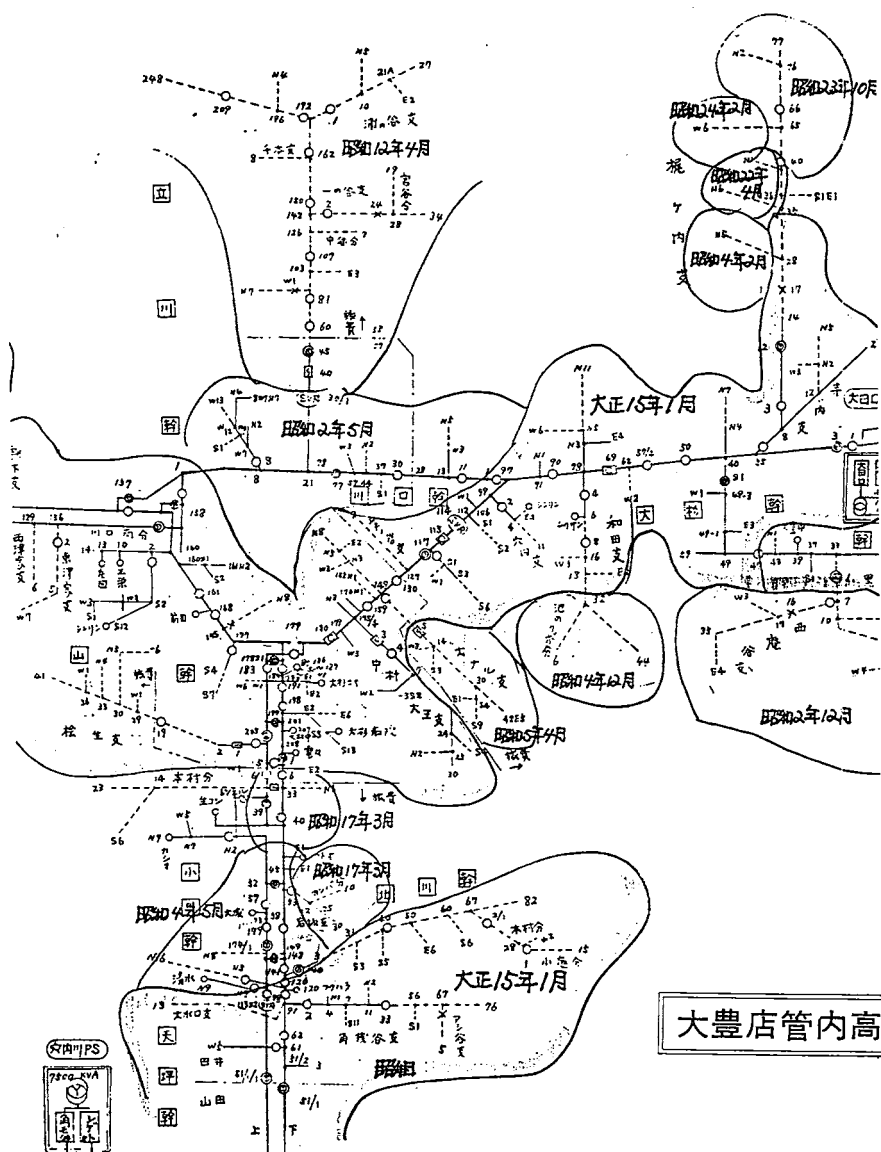
最大認可出力 千五百ワット

※出典 電柱敷地マスターファイル



四国電力K K提供

電柱建設年月の表示図



水系河川名 吉野川水系 奥大田川

使用水量 $0.60 \text{ m}^3/\text{s}$ (最大出力時一秒間の流量)

有効落差 三三五 m

沿革

昭和三十七年

西豊永地区改良組合より水利権譲り受ける

昭和三十八年 五月十三日

水利使用許可 (高知県)

昭和三十八年 六月十八日

供給施設変更許可 (四国通産局)

昭和三十八年十二月二十日

工事実施認可 (高知県)

昭和三十八年十二月二十四日

工事施行許可 (四国通産局)

昭和三十九年 一月二十一日

工事着手

昭和三十九年十二月二十一日

水利使用変更並に工事実施変更認可

昭和四十年 一月八日

仮使用認可

昭和四十年 三月十五日

本使用認可

昭和四十五年 四月一日

発配電運用開始

昭和五十二年十一月一日

遠方制御開始 (田井営業所)

二 経済の推移

(一) 通貨と一般金融

1 貨幣制度の確立

明治維新は我が国が徳川三百年の封建鎖国の治世から解放され、新生日本への夜明けであった。

新たに誕生した明治政府は、富国強兵を旗印に殖産興業と兵備の増強を政策の重点として、欧米先進国から制度や文物の取り入れを急いだ。しかし、新政府はあらゆる面で難問を抱えていた。なかでも緊急の課題は幕府から引き継いだ通貨の混乱を整理することであった。

このことは、国民の日常生活に直接影響するだけでなく、まだ動乱期にあった国内の治安のためにも欠くことのできない重大問題であった。また、財政面でも貨幣の整備は最も重要かつ緊急な課題であった。

新政府は取りあえず緊急措置として、明治元年（一八六八）二月二十日、幕末から通用中の洋銀（メキシコ貨幣・ペソ）の価値を一枚金三分として通用させることを決め、次いで同月二十八日に金銀の旧貨幣を当分の間通用させる旨の布告を発した。

このような措置が、後に政府の行政の柱となった「五ヶ条のご誓文」の発布（明治元年三月十四日）に先んじて行われたことから考えても、国民の生活に極めてかわりの深い通貨の問題がいかに緊急を要したかということがうか

がわれる。しかし、こうした応急策だけでは間に合わず同年四月十九日、太政官札（金札ともいわれた）の発行を布告した。

貨幣は徳川時代から全国に統一されたものが流通していたが、紙幣は各藩がそれぞれ発行していたのでその流通価値には格差があった。

新政府は太政官札を新たに全国に通用する統一の紙幣として発行し、農商振興のために民間へ資金供給をしようとした。しかし、これも諸種の事情で必ずしもその目的が十分に達成できなかった。

明治元年（一八六八）四月二十一日、貨幣司が設置され貨幣の発行などの中枢が確立した。そしてこの年には貨幣に関する布告が相次いで出されたが、その中で八月には各藩での貨幣の私鑄を禁止し貨幣所を大阪に設置することにした。

明治三年三月、新貨の価値規定が行われ十進一位制が決定した。また、新通貨は円形で単位はこれまでの両・分・朱・文等の呼称を廃止して円・銭・厘とすることになった。その後、幾度もの改正が加えられて今日の貨幣制度が確立した。

昭和二十八年十二月三十一日に「少額通貨整理及び支払金の端数計算に関する法律」が施行され、円未満の端数が切り捨てられた。

2 金融世情

このような時代背景の中で当時、私たち先人の金融世情はどのようなものであったのであろうか。人間が一戸を構えて社会生活を営むうえにおいて貨幣はすでに不可欠のものとなっていた。

しかし、山村の農民たちは現金収入も少なく、なるべく自給自足に努めたであらう。それでも銭が全くなくては世

渡りも生活もできない。

そこで現金の蓄えない者は、金の必要に迫られると、金額の多少や期間の長短などの事由によって異なるであろうが、まず親類や近隣、あるいは知人から融通をしてもらう。その借金が少額で短期間に返済できる見込みのものについては信用の貸借が行われたであろうが、そうでないものについては保証人を必要とした。

また、まとまった金で長期間借用の場合には、貸金業者や旧名本や庄屋などの資産家から借用証に保証人、要すれば動産・不動産等の担保を差し入れて借りた。

いづれにしても金を借りるということは大変なことであつたであらうし、これに利子をつけて返済することは更に大きな苦難が伴つたものと思われる。

そこで考えられるのが藩政時代から続いてきた相互扶助の精神を基調として頼母子講ちもいこうの発展であり、これが地域社会になくはならぬ金融機構の一つであつたこともうなずける。

その後、時代の推移とともに政府指導に基づく産業組合、更に農業会―農業協同組合と農山村の金融制度も整備発展を遂げて今日に至っている。

3 銀行の進出

高知県下における銀行の出現は、明治十年に第七国立銀行（後の土佐銀行）が設立されたのを最初とし、続いて第三十七国立銀行（同高知銀行）、第八十国立銀行（同土佐銀行）、第二百二十七国立銀行（同高知銀行）が相前後して開設された。

当時の国立銀行は、あたかも国が設立した銀行であるかのような印象を与えるが、実は民間の事業家によって設立された株式会社である。政府に担保として公債証書を差し入れることによって、その銀行に銀行券が交付されそれを

発行することが認められていた。

これらの銀行はやがて、それぞれ合併して土佐銀行、高知銀行と名称を変え、更に大正十二年に合併して四国銀行となった。

そのほか、県下には多数の銀行が設立されたが結局、合併・吸収・買収などによって現在の四国銀行に一本化した。銀行進出の一つとして大正五年四月一日付けの「高知新聞」は次のように報じている。

西豊永村へ戊申銀行代理店開設

長岡郡東本山村和田、田内豊氏は嶺北地方農民の貯蓄心養成の必要を感じ、今回戊申銀行代理店を西豊永村大田口に開設し、自らも係となり多数の行員を督して大いに地方産業の発展を計るべし。

しかし、詳細はわからず、現大豊町に最初に銀行が進出して来たのは大正七年ごろといわれている。

土佐銀行と高知銀行が相前後して、西豊永村大田口にそれぞれ本山支店の取次所を開設したのは大正七年ごろであった。両行ともに現在の美馬呉服店前の道路の南側に軒を並べて営業した。

高知銀行の取次所主任は、大杉村磯谷出身の森正永、土佐銀行のそれは大杉村谷出身の秋山氏好であった。大正十二年、土佐・高知両行が合併して四国銀行となり両取次所ともに廃止した。

大正六年二月、高知市に高知商業銀行が設立されて、頭取に高知市立商業学校の校長であった横山又吉が就任した。そのため同校の卒業生を中心として大いに新興の意気を挙げ、県内外に五十余の店舗を設けていた。

しかし、急成長を焦ったあまり多額の不良貸し出しを行い、そのうえ前年に取り付け騒ぎを起こした華菱銀行の余波を受けて営業不振に陥り、それがもとで同十一年三月に突然休業を発表した。そしてついに、再起に至らず実業界や預金者に大きな衝撃を与えた。

大豊では大杉村の杉川下三十番の三（現在川田俊介使用の倉庫）の場所に、中村大王出身で大杉村長を退職した門

協恒実が高知商業銀行杉出張所を開設したが、大正十一年に本店の倒産に伴い杉の出張所も閉鎖された。

このときの出張所長門協恒実や行員石原正芳などの預金証書が残されているが、その一通を取り上げて銀行倒産の事後処理を次ページの預金証書写真から見てみる。

預金証書

一金 貳拾貳円六十四銭也

但大正十四年六月十八日認可確定ノ株式会社高知商業銀行強制和議条件ニヨリ支払フ可キ金額

一、一般小口債権並ニ預金債権ニ対シテハ其ノ債権元金ノ五割ヲ左ノ方法ニヨリ支払ヒ残リ五割ハ之ヲ債権者ニ於テ抛棄スル
コト

二、以下略 (元金ノ五割ヲ無利息デ四ヶ年以内五回ノ分割払ヒノ旨)

支払金額 支払年月日

第一回 金四円五十二銭 大正十五年十一月十二日

右御預リ申候也

大正十五年十一月十二日

高知市紺屋町五番地

株式会社 高知商業銀行

株式会社 海南銀行

株式会社
社海南
銀行印

取締役 横田至寿[㊞]

門協恒実 殿

(注 高知商業銀行名を赤の二本線で抹消してある。)

この預金証書を見ると、高知商業銀行へ四十五円二十八銭預金してあった金額の半分を、高知商業銀行のあとを引き継いだ海南銀行が四か年以内の五回払いの無利息で保証したことがわかる。

大正九年夏のころ、華菱銀行(本店、高知市)が東豊永村落合と西豊永村大田口にそれぞれ出張所を設置したが、当時すでに高知市では「華菱銀行危うし」の声があったようで、十分活動しないまま整理に入り、休業閉店となった、という。当時の落合出張所長は東豊永村西川の三谷茂栄で、大田口出張所長は太田耕であった。この華菱銀行は



高知商業銀行が倒産して肩代わりした海南銀行の預金証書

大正十年二月一日に経営の行き詰まりから休業に入り、大正十三年に破産した。

昭和三年から四国銀行大田口出張所が開設されて営業していたが、昭和五年に閉鎖した。その後、昭和三十一年に大豊町船戸に四国銀行大田口出張所が再び開設され、昭和四十一年十二月に預金代理店に衣替えして現在営業を続けている。

昭和二十三年四月二十六日、当時の東豊永村下ノ土居に高知無尽株式会社豊永出張所が開設された。同出張所は二十六年に支店に昇格、更に同年十月に高知相互銀行豊永支店と改称して現在に至っている。

また、昭和二十九年に現在の大豊町高須に高知相互銀行大杉出張所が開設され、同三十六年九月に支店に昇格して現在に至っている。

高知相互銀行豊永支店は昭和三十五年三月二十八日、所在地東土居の大火の際、類焼で全焼したが、現金や重要書類は金庫室に収められていたので営業には支障がなかった。店舗は早速、当時としては珍しい鉄筋コンクリート二階建てで新築された。

歴代店長・支店長

四国銀行大田口出張所―預金代理店歴代店長及び代理店主

1、大野道明 2、近森増行 3、沢村 博 4、北村 次

(以下代理店主) 5、寺石正文 6、高木芳男 7、五百蔵一幸 8、甫木嘉男

(○印は大豊町出身)

高知相互銀行豊永支店歴代支店長

- 1、豊永雄喜 2、小笠原義貞 3、都築貫一郎 4、窪内 歛 5、楠瀬頼章 6、大上浩伸 7、名倉宜明
- 8、北村 進 9、富田義輝 10、浜田忠克

高知相互銀行大杉支店歴代支店長

- 1、佐々木義美 2、楠瀬頼章 3、田中武猪 4、山本速雄 5、高橋幹彦 6、安岡信雄 7、川原金行
- 8、田内盛夫 9、西原幸雄 10、上村勝進

4 大正時代の米騒動と貧民救済

第一次欧州大戦（大正三年～同七年）の影響は、国民生活の中にさまざまな形で現れたが、最も深刻なのはインフレによる物価の値上がりであった。殊に米価の騰貴は甚だしく国民生活を圧迫し脅威を与えた。

政府は各府県に指令して、富豪の寄附金や恩賜金による米の廉売制をとり、人心の鎮ぶに努めたが、効果は薄く、大正七年七月下旬の米価はついに一石当たり五十円（大正三年の米価は石当たり十七円三十九銭）に高騰した。

大正七年七月、富山県の一漁村に発生した米騒動は全国津々浦々を台風のように襲った。

この米騒動は高知市内にも波及したが、大都市に比べて規模も小さく、県、市当局や警察の鎮静対策もあって暴動にまでは至らなかった。しかし、これに参加した群衆は八月十五日には二千人に及んだといわれる。

5 米価暴騰と貧民救済

大正七年の米価暴騰と貧民救済について、西豊永村下土居島崎慶馬は、備忘録に次のように書き残している。

大正七年、米一升五十銭と暴騰し、東京・大阪をはじめ各府県に大暴徒起り、米店の焼打等各所に起る。

神戸の鈴木商會本支店等総て破壊せらる。遂に政府は収穀令を發布す。畏くも天皇陛下御内帑の資を割かせられ、各府県貧

民救済のため三百万円下賜さる。その他富豪等寄附あり。西豊永村への配当額は、御下賜金二百四十一円、その他寄附金二百五円、合計四百四十六円、これを本村貧民に分配するに付、貧民調査会を組織す。自分（島崎慶馬のこと）外十人なり。大正七年九月十六日区長会。同十七日調査会あり。貧民家庭を甲、乙の二種に分ける。甲の戸数八十一戸、二百七十九名、乙の戸数九十一戸、四百八十三人、計百七十二戸、七百六十二人、この分配方法

甲の人員に一人宛米四升施米、乙の人員に一人四升宛、一升十四銭の安価にて販売を為すこととせり。

本村への配当額内容及寄附者氏名

金二百四十一円 御下賜金
金五十五円 山内侯爵家
金百五十円 その他篤志家の配当金

また、大正七年九月十一日付けの「土陽新聞」は貧民救済のための御下賜金並びに寄附金の配分を報ずるとともに県下の米不足について次のように報じている。

村名	御下賜金	寄附金配分（除、山内家分）
天坪村	一六一円	一〇二円
大杉村	二九二円	一八二円
西豊永村	二四一円	一五〇円
東豊永村	二六六円	一六五円

而して、各町村は斉藤長岡郡長の通牒に基き外米を購入廉売を為さんとするも、県よりの外米配給僅少なりしたため已むを得ず穀商より購入せんとするも、各商店目下皆無の状況にして、各町村とも非常に購入に困難を来しおれり。

明治—昭和初期米価表

（一石当たり・単位円）

年次	高知県米価	備考	年次	高知県米価	備考
明治元	九、三六 _円	戊辰の役	二	九、五〇	

[illegible]

年次	高知県米価	備考	年次	高知県米価	備考
大正七	三二、五六	米騒動起こる 米暴騰	昭和四	玄米 二六、四五	浜口内閣誕生
〇八	四三、七一		五	白米 三三、六〇	
一〇	玄米 二八、二〇		五	玄米 二四、三九	
〃	白米 三六、七〇		〃	白米 二六、七〇	浜口雄幸狙撃さる
一三	玄米 三四、〇〇				
〃	白米 四四、一二				

注 高知県米価は全国米価に比して、明治二十年ごろまでは高く、以後は總体的に低い価格で推移した。
また、備考欄中の基礎米価とは地価決定時の算出基礎となった米一石の価格である。

(二) 各種講

1 頼母子講

共済金融と頼母子講たのもしこうについての歴史は古く、遠く鎌倉時代に及ぶという。

しての発達

頼母子の語義については、いろいろの説があるが動詞の「たのむ」からきたものであるとするのが有

力だという。

頼母子は困窮する者を助け、また、困窮する者同士が相互に扶助するという精神のもとに発生し、原則として無利息、無担保で発足した。

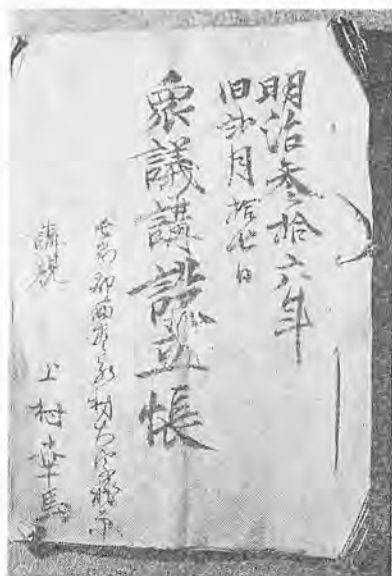
頼母子が利息付きとなったのは永仁五年（一二九七）以後のことであるという。これは当時の庶民生活の窮乏や徳政（売買・貸借の契約を破棄すること）の実施などで、世相の不安から一般に信用が低落し、無利息・無担保的の共済組合的なものは、成り立たなくなったことによるものであろう。

経済講とし もともと講は地縁的な共同体と血縁的な共同体を踏まえて成立するものであるが、両要素を共通するでの発展 ところから、自然に階級的にも共通する場合が普通である。もともと講は不時の不幸を救済する意義を持っていたので必ずしも階層が同一であるとはいえない場合もある。

大豊地方でも昭和の初年ごろまでは、各所に頼母子講が設立されて運用されていた。

また、講を大別すると金銭講と現物講に分けられ、金銭講はいうまでもなく現金によるものであり、現物講は玄米や玄麦、あるいは製紙原料などその地域での特産物をもつて充てる場合もあった。しかしながら、時代の変遷に伴い現物講を建前としながらも実際には金銭に換算されて行われるようになった。

大豊地方での 大豊地方で衆議講―頼母子講がいつごろから、また、どのようにして普及したかは不詳であるが、往時の規約書が各地に残されている。ここでは明治三十六年に設立した桃原の場合の設立帳を原文のまま転記する（以下桃原講という）。



桃原地区の頼母子講設立書

（表紙）明治三十六年旧二月十七日

衆議講設立帳

長岡郡西豊永村大字桃原

講親 上村 某

口上

（私儀近年不手回りニ相成數多之借財辨濟之儀自力ニ及ビ難ク各々様ニ御相談申上候所 早速御聞込被下 正米四斗出衆議講御取立被下 御影ヲ以テ辨濟方相調ヒ有難奉存候

依口上書如件

明治参拾六年旧式月拾七日

長岡郡西豊永村大字桃原

講親 上村 某 印

講御連中様

以下講衆二十六名

住所 氏名 連判（省略）

定 約 書

第一条 本講正米四斗出トス

第二条 利子米壹ヶ年ニ親老割、次会ヨリ貳割之定メ

第三条 本講取締人上村梅吉ヲ撰定ス

第四条 本講会座之儀ハ定座之筈ス

第五条 会日毎年旧十二月十四日之定メ

第六条 案内之儀ハ講親ヨリ三日前ニ致ス筈ス

第七条 本講寄落シテ入札之定メ

第八条 揃之儀ハ午后五時、公六時開札之定メ、最モ時間ヲ後レタル者ハ入札無効ノ筈ニテ公六時不来者之有時ハ居合連中闔取

ヲ以テ呼ニ参ル筈ス

第九条 最モ呼賃米三升ト定メ即座不参者ヨリ弁償シ連中ヨリ取渡ス筈ス

第拾条 当番之者ハ土地抵当ヲ供シ請人隣家或ハ親族式名ヲ該講連中ニ相談之上加判仕登記申請致スモノトス

第十一条 抵当ハ地価金貳拾円之地所ヲ書入ル定メ

第十二条 地所抵当貳号、参号ヲ除キ壹号証ニ限ル者トス

第十三条 若万一抵当地価金定額ニ不足スル時ハ連中圖取ヲ以テ参名土地検査スルモノニシテ証書ニ抵当検査人何某ト署名捺印スルコト

第十四条 債主人賃米参升之定メ

第十五条 取主不念ノ為メニ登記指支ニ或ハ抵当土地再検査ヲナス時ハ賃人壹日賃米貳升宛トシ該講取立高米之内ヲ債主人ニ相渡ス管ス、抛テ債主人ハ係ル日数ヲ計算之上前記高米之内ヲ引キ取残額渡ス定メ

第十六条 本講ニ限り如何ニ悪年タリトモ休講致間敷定メ

第十七条 本講ハ正米講ト雖モ代金払之節ハ相對相場ヲ用ヒズ而毎回三日前ニ於テ此当地上米壹升寺内石川酒店ニ売り該店之買取証ヲ講会座ニ講親ヨリ呈出致ス可ク定メ

第十八条 本講ニ限り講株掛入米ヲ他人ニ売買譲渡等之節ハ里程壹里以内ニ限ル者トスルモ講連中之協議ヲ得テ実行致シ而シテ取讓之場合ハ元入人請人ト成リ第貳義務者トス

第十九条 賄之儀者相當膳付酒三献之定メ

第廿条 会料ハ親掛戻米皆引之定メ

第廿一条 第十八条ニ有ル講株小掛米売買之件ハ全部解除シ而々停止スルコトヲ決議ス

第廿二条 当講ハ特別本意ヲ進歩スル為延納スルカ或ハ種々事情ニ因リ協議ニ附ス場合ハ講株權掛入米全部即時本会ニ没収スル事一同決議確定ス

注 第廿一及び廿二条は後年に至り追加したものと考える。

以上

落札（抽籤）の方法

第一回は講親を除く講衆が設立約定に基づき規定の金穀を抛出して講親に提供する。

第二回以後の抽籤の場合は未取当り者（子掛）の抽籤により取当り者を決定するが、入札により落札者を決定する場合は、落札希望者（子掛）のうち最低金額（米麦の場合は最低量額）を入札した者が落札者となり、講金を借り受ける権利が与えられた。しかし、最低額にも限度が設定されていた時代もあったようであ

る。これはぜひとも資金を必要とする者を保護しようとするもので、衆議講の意義を示すものであろう。また、落札の額が二人以上同額の場合には再入札が行われたりあるいは該当者の抽籤で決定したり、また、落札の熱望者が落札できなかった場合は譲渡することもできるなど、その講によって大体のルールがあったようである。

頼母子講 この場合の利息とは、親株となった者が以後毎年支払う借入金に対する利息のことをいう。この利息の利息は時代により変化し、あるいは個々の講の設立約定によって定められているが、その利率は年二割が平均的のようである。なかには無利息の約定の講もある。この場合の「年何割」という利息は払い込み額に対する利率であつて借り入れ額に対するものではない。

次にこれら利息に関する規定を大豊町内の例から抜粋して参考としたい。

入札による場合で、利息の定めのあるもの

1、前記の桃原講は、その定約の第二条に「利子（利息）米ハ壹ヶ年ニ親壹割、次回ヨリ二割ノ定メ」とし年二割を規定している。

2、大豊町尾生に設立（昭和三年ごろか）されていた講の例より抜粋

第六条 本講会総口数ヲ設立主トモ參拾壹株トシ毎回壹株ノ掛込金額ヲ金貳拾円トシ其ノ掛込方法ヲ左ノ如ク定ム

(一) 講金ヲ借用シオラザルモノヲ子株トシ毎回取当リ者ノ落札金額ヲ払込金額ト定メ其ノ金額ヲ払込マシム。

壹株ノ掛金貳拾円トシ差額ハ其ノ仮子株ノ所得トシ子株ニ対スル利益金ノ分配ヲ省略スルモノトスル。

(二) 講金取当リ既落札者ヲ親株ト称シ毎講会金貳拾円ニ金四円ノ利息ヲ附シ金貳拾四円払込ムモノトス。

○利息を無利息としたもの

1、大豊町寺内に設立（昭和十一年）されていた講の例より抜粋

第六条 本講会ノ総口数ヲ設立主トモ參拾六株トシ毎回一株ノ掛込金額ヲ金貳拾円トシ其ノ掛込方法ヲ左ノ如ク定ム。

(一) 講金ヲ借用シオラザル子株トシ毎回取当リ者ノ落札金額ヲ以テ払込金額ト定メ其ノ金額ヲ掛ケ込マシメ壹株ノ掛金

講衆12名の収支一覧表

区分 回次	子掛の 掛 金	親となつた者の最 終回までの払込み 総計(含利息)	当籤者の受取金 額
1	匁 50.00	匁 710.00	匁 600.00
2	49.23	699.23	600.00
3	48.00	687.23	600.00
4	46.67	673.90	600.00
5	45.00	658.90	600.00
6	42.85	641.75	600.00
7	40.00	621.45	600.00
8	36.00	597.75	600.00
9	30.00	567.75	600.00
10	20.00	527.75	600.00
11	0	467.75	600.00
12	0	407.75	660.00
計	407.75	7,261.21	7,261.21

文政4年設立、出資金一株に付50匁
利息年2割、人員12名
受取金600匁 = 50匁 × 12(名)

○抽籤による場合の例

これは文政四年(一八二一)に設立した頼母子講であるが、当時は入札制以外に抽籤により取当り者を決定したものもあったようである。そして取当り者の受領金額は最終回時を除きすべて同一金額となっている。その収支一覧を示すと次表のとおりである。

ただし講衆十二名、一株の出資金は八錢五十匁、利息は年二割の定めである。

式拾円トノ差額ハ其ノ儘子株ノ所得トシ子株ニ対スル利益金ノ分配手数ヲ省略スルモノトスル。

(二) 講金取当既落者ヲ親株ト称シ毎講会金式拾円宛無利息ヲ以テ払込ムモノトス。

注 1、右の場合各回の当籤者の受け取り金額は最終回を除き六百匁である。

2、第二回は親株一人が利息十匁を含めて六十匁払い込むので、六百匁から親株の払い込む六十匁を差し引いた残額の五百四十匁を残りの子株十一人で除した額が子掛けの第二回の掛け金となる。

3、第三回は親株が二人となるのでこの二人の払い込み金百二十匁を六百匁から差し引いた四百八十匁を子株の数（十人）で除した額四十八匁が子株の掛け金である。

4、以下順次これに準ずる。

5、八錢とは寛永通宝八十枚をもって銀一匁とした。

この方法によると講の設立時において、各回次の受け取り金額・子株の掛込み金額・各回次ごとに親株となった者の最終回までの払い込み総額などすべて明瞭となっていて、入札方式よりも安定していたことがわかる。

頼母子講と利殖 頼母子講は相互扶助の理念から発足し、かつ、地方の金融機構の一つとして社会に重用され、しかも、経済社会に大きく貢献をした。また、これが運用は講衆の合理的な利殖の方法として活用され資

産増成の一助となったことも見逃せない。

すなわち、資金の需要と供給のバランスによって講が運営され双方ともに受益を被ったのである。殊に入札制でその講衆の中に資金需要の希望者が多い場合は、競合のため当然入札額が低下するので資金供給者（子株）は運用利回りが高くなり、落札者の実質利息負担額が高くなるのは理の当然である。

講金の借り入れと借用証書 抽籤または入札の方法により取当り者が決定すると、同人は講金を借用（最終回次は不要）する。この場合の借用証書の額は受け取った金額（石高）にかかわらず今後親株として支払うべき残債額とする。

すなわち、一株の出資が米四斗で利息年二割の場合は、利息の八升を加えた四斗八升に以後最終回までの年数を乗じた額とした。また、借用証書はその属する講の規定に基づいて作成され、その名あて人はその講の取締人とした。

次に挙げる借用証書の一例は、講の設立後相当回数を経過したものである。

米借用証書

一、米五石六斗也

印
紙
銭

但シ大正三年一月五日借用元米ニシテ返済ノ儀ハ全四年一月五日ヲ第一期ト定メ大正十七年一月五日迄拾四年間
割賦元米四斗ニ対シ年式割ノ利息ヲ加ヘ元利共四斗八升宛持参返辦可仕候。拙者共ニ於テ割払米壹ケ年タリトモ
返済滞リタル時ハ割払契約ヲ取消シ元利米全部片時ノ御請求ニ応ジ即時返辦ノ契約
此ノ抵当

長岡郡西豊永村安野々字西屋敷拾四番地

一、畑 貳拾九坪

外参筆 七畝拾六步（明細省略）

右土地ヲ抵当ニ供シ前記米額正ニ借用申出確実也。則チ辨済方法ハ但書ニ基キ速ニ返済可致候。若万一期限ニ至払方相滞
リ候時ハ右抵当物件売却シ其ノ代金ニテ不足ヲ生ズル時ハ保証人ヨリ補充シテ聊カモ御損程相掛間敷且ツ又本債務ニ対シ訴訟
提起ノ節ハ住所ノ如何ニ不拘高知区裁判所ヲ以テ管轄トスルコトヲ合意致シ置キ候。依テ土地抵当權設定米借用証書如斯。

大正参年壹月五日

借主 住所 氏名 印

保証人 以下二名 印

長岡郡東本山村和田四拾七番屋敷

原 辻之助殿

なお、昭和初年ごろから講の監督権は警察署長の分掌することとなり、講会設立に当たっては講会規約案を添えて
設立許可願を地区警察署長に提出しその許可を必要とした。

2 萱 講

昭和の戦前のころまでは、大豊地方の農家の屋根はほとんど萱葺（草葺）であった。この萱葺の屋根は普通三十年



大畑井部落の普請講規約

本町大畑井に残る普請講の規約を掲げておく。

大畑井部落普請講規約

明治四十一年十一月十一日

本家（おもや）普請規約証

第一条 本組合ハ十七名ヲ以テ組織ス。

第二条 本講ハ萱五メ以上四十メ以下。縄五繰以上十繰以下トナシ右範囲内ニテ当番承諾ヲ得ル筈。

第三条 萱刈時期ハ十一月二十日ヨリ二十日間トナシ、尤モ萱刈前ニオイテ会員中ノ協議ヲ終ル筈。

間ぐらいはもつことができたが、年を経るに従い葺草が腐って雨漏りがするようになる、いわゆる「葺替」をした。

この場合、大きな家では屋根の四方全部を一度に葺き替えることは、資材である萱の不足や労力などのこともあって、家の前側、後ろ側あるいはこびらなど二―三回に分けて葺き替えられることが多かった。また、一般の場合、家の前側や西側は日当たりがよくて腐り方も少ないが後ろ側となると全く反対であったので、その腐植の程度によって自然に部分的に葺き替える結果にもなっていた。

家の葺き替えはその家庭にとっては大変な大仕事であったが、その資材である萱の準備にも苦労した。このため農家は毎年萱を刈っては蓄えておかなければならなかった。萱は十分乾燥させてこれを家の天井（俗につし）に貯蔵して置いて使用したのであるが、それにしても膨大な萱の量はその家のものだけでは到底不足するので、隣近所が相互扶助の建前で普請講が設立された。

第四条 人夫ハ三人役ハ附行厨（弁当持参）トナシ普請落成スル迄ハ組合デ使役スル筈。

第五条 普請希望者ハ旧七月中ニ会員中ニ通知スル筈而シ二人以上希望者アルトキハ会員中ノ協議ヲ経ル筈。

第六条 萱ハ五尺ノ葛ヲ以テ一メトナシ縄ハ二十尋ヲ以テ一線トナシ右規定ニ不足スル者ハ返戻ノ筈。

第七条 萱メ役ハ三人ヲ置キ萱渡当日ニ於テ其ノ任務ヲ尽ス筈。

第八条 萱ハ一・二・三ノ等級ヲ附シ一等一割増、二等通常トナシ三等ハ一割込トシ、帳簿ハ通常即チ二等ニ計算スル筈。

第九条 本講ニ規定アル等級ハ取締人ノ鑑定スル筈。

第十条 縄ハ普請三日前ニ其ノ当番ヘ持参スル筈。

隠居普請規約

第一条 本講ハ萱五メ以上二十メ以下、縄三線以上五線以下右範囲内ニテ当番ノ承諾ヲ得ル筈。

余ハ本家普請ニ基ク筈

萱メ役

三 谷 定 克

西 村 義 美

隠居普請萱メ役

三 谷 定 克

西 村 義 美

取締役 西 村 熊 弥 笹 岡 房 勝

なお、この規約は昭和九年に一部改正され、更に昭和二十五年に役員が改選されているので、その大綱は昭和三十年代まで続いたものと思われる。

第三条に定められている萱刈りの時期は共有山の萱刈りのことである。

(三) 戦後政策の推移と経済動向

1 終戦直後の混乱

昭和二十年八月十五日、日本は連合国のポツダム宣言を受諾した。日中戦争から八年間の長期にわたる総力戦が終わったとき、主だった都市はほとんど焦土と化し国民はただぼう然と虚脱状態に陥った。

敗戦によって朝鮮・台湾・樺太など国土の四五%を失い、経済機構は破壊され、生産力は四〇%以上減退したという。

また、他方では終戦によって、復員者・引き揚げ者の数は六百万人にも及び食糧不足はいよいよ深刻となり、国民はただその日その日の食を求めてきゅうきゅうとするありさまであった。

2 占領軍の経済民主化政策

占領初期における連合軍の対日管理政策は我が国の戦争能力の破壊と政治・経済の民主化推進に重点が置かれた。このため完全な武装解除と、軍事機構の解体、軍国主義の排除、軍事力を支えてきた経済基盤の破壊が徹底的に推進された。他方、政治・経済・社会などのあらゆる分野において封建性を打破し、平和的で民主主義的な社会をつくるための諸政策が相次いで実施された。

経済民主化の第一着手として、戦時統制機構が廃止され、戦時中我が国の経済を動かしてきた巨大な統制機構は、昭和二十年九月における外地銀行・戦時特別金融機関・各種営団など百十六機関の閉鎖、並びに二十二年八月におけ

る各種統制会社・統制団体など、九百七十一機関の閉鎖によって崩壊した。

更に経済民主化の最大の措置として、財閥の解体が実施され、二十年十月一日、三井・三菱・住友の各本社、安田保善社など四大特殊会社を含む十五財閥に解体指令が発せられ、資産の凍結が行われた。財閥解体の担当機関である特殊会社整理委員会は、二十一年八月以降四次にわたって特殊会社の指定を行い、その持ち株の処分によって系列会社への支配力は失われた。

財閥の解体と並行して、企業の独占体制を防止するため、二十二年四月に独占禁止法が制定された。これは我が国の大企業の弱体化を意図したもので、取引上の独占的支配を排し、その運営機関として公正取引委員会が設置された。この法律の施行によって、金融機関は株式投資について厳格な制限が付され、また、従来慣例として行われてきた銀行間の金利協定も二十二年十月以降廃止された。

金利水準の安定維持については、二十二年十二月臨時金利調整法が施行され、大蔵大臣が最高限度を定めることとなった。

昭和二十二年十二月、過度経済力集中排除法が公布施行された。独占禁止法が将来における企業独占形態の発生を防止しようとするものであるのに対し、これは既存の大企業を前もって分割し資本を分散しようとするものであった。

その内容は極めて厳しいものであったが、アメリカの対日占領政策の転換によって、集中排除の方針も大幅に緩和されて、電力会社はか二十八社だけが法の適用を受けるにとどまった。

このほか、占領政策による大きな民主化への措置として、農地改革・労働運動の解放などが行われた。いずれも我が国にとっては歴史的な大改革であった。

3 悪性インフレの亢進

戦時末期から潜在していたインフレーションは、終戦直後一気に爆発した。それは、かつて日本人が経験したことがない悪性で急激なものであった。インフレの最大の要因は、軍人・軍属に対する巨額の退職金や軍需会社への契約打ち切りに伴う戦後処理費と物資の不足であったといわれる。

昭和二十年八月から同年十一月末までの四か月間に二百二十六億円と、戦争継続中の同年四月から七月までの四か月間の百一億円に比べ実に二・二倍の臨時軍事費が支出され、しかも八月十五日から同月末までのわずか半月間に百億円が支出された。

また、市中銀行における預金の減少と貸し出し増加もインフレ促進の大きな要因となった。終戦直後の「モラトリウム」(戦争や天災など経済恐慌の際混乱防止のため、国家命令で一定期間債務の支払いを停止または延期すること)は行わないとの政府声明にもかかわらず、人心の動揺から大量の預金を引き出され、更に二十年十一月、生鮮食料品の統制撤廃による生活費の急騰や財産税を逃れようとする換物運動などによって、預貯金の引き出しに拍車がかけられた。

一方、銀行などの貸し出しは、軍需会社の従業員に対する賃金・退職金の支払い、商品・原材料買いだめなどの思惑資金等の需要が著しく増大した。このため市中銀行の資金繰りは悪化し、これを反映して日本銀行の貸し出しは、終戦時の二百七十一億円から半年後の金融非常措置令発表の二十一年二月十六日には四百四十三億円へと、また、銀行券の発行高は同じく三百三億円から六百十三億円へと急激な膨張を示した。

このように、銀行券の大增発が進行する反面、賠償問題の見通し難・財産税・戦時補償打ち切り問題の未決定・食糧不足による勤労意欲の減退などのため、産業界もまた、一段と虚脱状態となり、軍需から民需産業への転換も円滑

に運ばず生産は伸びなかった。

そのうえ、政府の統制力が著しく弱体化したため、ヤミ取引は横行し、また、公定価格の維持も困難となり引き上げが続いた。

このため、卸売り物価指数は終戦時から二十一年二月までの約半年間に二・六倍、東京消費財ヤミ物価指数は二十一年九月から二十一年二月までに二倍に急騰し、インフレの進展は生産の停滞とともに経済情勢を極度に悪化させ、国民生活は危機的な様相を帯びてきた。

4 ヤミ市の繁盛

終戦によって高知県も一時虚脱状態に見舞われたが、戦災が高知に集中し、そのほかは戦火による直接の被害はほとんどなかったため、復興への動きは比較的早く始まった。

高知市でも中心街は焦土となったものの、延焼を免れた周辺の江の口・下地・上町五丁目にはヤミ市が立ち、戦争中は姿を消していた繊維製品や食料品、その他の統制品などが取り締まりの目をくぐって店頭に姿を見せはじめた。また、米・黒砂糖・甘藷などの食料品を指して、県外からカツギ屋が繰り込み、他方、衣料品・日用品を県外から移入するヤミ商人の活躍が目立つようになった。

このヤミ商売はもちろん当時の経済統制令違反の行為には違いないが、このおかげで生き延びることができた庶民がいかに多かったかは想像に余るものがあり、いつてみれば生きるための必要悪であった。

5 農漁村の好況

こうした混乱、とりわけ深刻な食糧難の中で農漁村は時ならぬ好況に恵まれた。物々交換やヤミ値で潤い、農漁村

には新円がうなつているといわれるようになり、農村ブーム・漁村ブームという言葉さえ生まれた。

しかし、大豊方面では、米麦など主要食糧品の絶対量が少なく、このような景気は沸かなかつたが、植林を持つていた者は一山何百万円というように木材景気に大きく潤った。

とにかく、戦後は食糧増産が国策の最優先課題であつたので、農家には生産資材の配給はもとより、報奨金・奨励物資等の支給など優遇措置がとられ、農林漁業等の一次産業は最も日の当たる産業となつた。

木材も戦災復興や進駐軍用材など大量の需要があり、林業・製材業は活況を呈し、県下の農山漁村は戦後景気に酔つた。また、出版の復活とともに全国的に印刷用紙が不足し、本県の片面ザラ紙といわれる仙花紙に需要が殺到したため、伊野・高岡を中心とする製紙地帯は大繁忙に見舞われ紙景気で沸いた。この波及は当然山村の製紙原料である三極・楮・黄蜀葵おうしよくきの値段をつり上げた。

農漁村の好況に引きかえ、都市では食糧をはじめ衣料品などヤミ物資入手のための預貯金の引き出しが続き、市民はタケノコ生活にあえいだ。

6 新旧円の引き換え

昭和二十一年二月十六日、突如として経済危機突破緊急措置（食糧・物価・通貨・就業対策などの総合施策）が発表され、翌十七日勅令により、金融緊急措置令・日本銀行券預入令・臨時財産調査令が公布施行された。これら一連の措置はいうまでもなく亢進を続ける悪性インフレーションを防止し、復興に向けて生産を軌道に乗せる意図に基づくものであつた。

金融緊急措置令は、二月十七日現在で預貯金の支払いを原則として停止し、封鎖するとともに、その後一定範囲内の現金支払い並びに封鎖支払いを認めようとするものである。また、日本銀行預入令は、流通中の銀行券（旧紙幣五

円・十円・二十円・百円・二百円・千円券)は三月二日以降通貨効力を失い、これらの銀行券(旧円)の所有者は三月七日までに金融機関に預け入れさせ、その預金も封鎖預金とするものであった。

旧円に代わって新しい日本銀行券の新百円・新十円が二月二十五日から発行され「新円」と呼ばれた。そして三月二日までに旧券と等価で引き換えることとなった。

旧円と新円引き換え後は世帯主一人に付き三百円、その他一人に付き百円を限度として手持ちを許し、残りは金融機関に預け入れさせ封鎖預金としたのである。ところが新円の印刷が必要に間に合わなかったため、額面十円以上の旧券に新円を証する証紙を張り付けて新円の代用とした。これによって県内の旧銀行券の流通高は預入令実施前の二月十六日の五億八千万円から最終預入日の三月七日には九千一百万円となり一挙に八五%減少した。

なお、この措置によって日本銀行高知支店に持ち込まれた旧円の総額は四億八千九百万円であった。

これらの措置によって、さしものインフレ物価も一時落ち着きを見せ、金融機関の預貯金も封鎖預金が増加して、資金繰りは大幅に改善された。

以上のような通貨面を中心とした対策も万全ではなく、やがてまたインフレーションの台頭とともに封鎖預金の引き出しが増加した。日銀高知支店の銀行券は発行超過の道をたどり、同年九月二十七日の県内流通高は五億八千三百万円にのぼり、預入措置令実施前の水準を超え再び物価の上昇を招くこととなった。

新旧円の交換は一般庶民にとってまことに青天のへきれきであった。そして金銭の信用の将来について不安を生じた。封鎖された預金は個人一人について毎月百円を限度として引き出すことはできたが、当時の物価や生活費からいえば極めてわずかの金額であった。

また、旧円は通貨効力を失うことになるので期限内にはどうしても交換しなければならなかった。このため、いわゆる、「へそくり」もすべて洗い出されたわけである。

新円発行 昭和21年に発行された新円



昭和21年2月25日発行 (1946)



昭和21年2月25日発行 (1946)



昭和21年3月5日発行 (1946)

一般消費者	商業部門	農漁村	金融額	構成比
一八六	九二四	一、六一〇 百万円	五六・三 %	
六・五	三三・三	五六・三 %	金融機関	
合計	生産部門	金融機関	金額	構成比
二、八六〇	四〇	一〇〇 百万円	三・五 %	
一〇〇・〇	一・四	三・五 %		

当時、大豊町内での金融機関は郵便局と農業会だけであった。このため新旧円の交換や預貯金のおし入れのための人たちが毎日のように郵便局や農業会に長蛇の列となった。

昭和二十一年十二月末現在における高知県下の新円高は、二十八億六千万円で、そのうち約十六億一千万円が農漁村にあり、商業部門はヤミブローカーを含めて九億二千四百万円で一般消費者のそれはわずか六・五%の一億八千六

百万円にすぎないと見込まれた。

その内訳は前ページの表のとおりである。

7 物 価

終戦後インフレの進行で、米価をはじめ諸物価は大幅な上昇を続けた。このため昭和二十一年二月十六日には総合的なインフレ対策として物価対策基本要綱が発表され、新円が発行され、物価統制令などが公布されて新価格体系が立てられた。これは暫定的に物価水準を日中戦争前の十倍程度としたもので、増産とともに配給の円滑を図ったが日銀券発行高はうなぎ上りに増加を続けた。このため政府は八月十二日、経済安定本部とともに物価庁を創設した。次いで二十二年三月二十二日、マッカーサー書簡に基づき片山内閣は新しい物価対策に着手し、七月には経済緊急対策の一つとして新物価体系を立てた。

この基本方針は財政、企業及び家計に及ぼす影響を国民経済全体の見地から総合調整して財政及び企業経営の維持回復を策したものである。

また、実質賃金水準を維持することを目途として公定価格の引き上げを最小限にとどめたもので、その基礎物価を昭和九―十一年の平均に基準を置いてその六十五倍とし、これを上回る分には価格差補給金を支給することにした。これにより消費財の諸物価はほぼ右基準年次の六十倍程度とし、物価に織り込む全国平均賃金を千八百円とした。

そして物価庁ではこの物価改訂を機会に価格統制の確保を図るため、需給の均衡のとれた物品及び重要性の少ない物品について公定価格を廃止した。

この公定価格は二十二年七月の物価改訂によって二倍近くに引き上げられ、二十三年六月には更に二倍近く引き上

高知市内実勢物価指数推移 (高知商工会議所調べ)

昭和22年12月	100
23年6月	110
23年12月	115
24年1月	123
" 2月	126
" 3月	125
" 4月	126
" 5月	127
" 6月	125
" 7月	128
" 8月	126
" 9月	125

げられた。一方、ヤミ物価は二十一年末の放漫な金融政策と、二十三年夏の主食遅配などで二十三年の前半には二十二年一月の約二倍半近く統騰した。

しかし、通貨増発が次第に緩慢化したのと主食配給の円滑化によってその後漸次上がり方が鈍って横ばい状態となり、二十四年七月からは下落に転ずるものが多くなった。

そして、昭和二十四年九月現在の高知市内六十三品目の総合物価指数は、二十二年十二月に比し一二五%にとどまった(食料品は一三七%、衣料品は一四三%と高率を示していた)。

また、当時の実勢物価のうち主なものを拾ってみると、次のとおりである。

高知市内実勢物価表

品名	単位	価格
白米	一升	一八〇円
小麦粉	一貫	二五〇
小豆	一升	二二〇
馬鈴薯	一貫	二〇〇
りんご	百匁	五〇
生鯖	百匁	六五
醬油	一升	九〇
白下糖	一斤	一八〇
ビール	一本	一二六
綿	一反	二、八〇〇

品名	単位	価格
精麦	一升	九〇円
大豆	一升	一六〇
甘藷	一貫	九〇
蜜柑	百匁	二〇
牛肉	百匁	一七〇
煎子	百匁	九〇
みそ	百匁	一五
二級酒	一升	六四五
晒木綿	一反	二、八〇〇
綿ネル	一米	五〇〇

(昭和二十四年九月十五日現在・高知商工会議所調べ)

銘仙	一反	一、八〇〇	短靴	一足	五、〇〇〇
綿靴下	一足	一五〇	雨傘	一本	三三〇
洋傘	一本	一、五〇〇	マッチ	小一個	二・五
タオル	一枚	一三〇	洗濯石鹼	一個	二五
化粧石鹼	一個	八〇	セメント	一袋	五〇〇

また、県下の実際物価比較は、高知市を百とした場合に、豊永は百六で幡多郡方面に次いで高い値で推移した。

8 インフレの抑制

このように戦後、高進を続けたインフレも昭和二十三年半ばごろからようやく落ち着きを見せはじめた。その背景にはアメリカが占領政策の一部を転換し、我が国経済の自立を目指して多額の援助を行ったほか、財政面や復興資金制度の融資についても漸次改善が行われるとともに、銀行の融資規制もその実効を示すようになったことなどがある。

9 南海大地震と物価の急騰

昭和二十一年十二月二十一日の早暁、高知県下は大地震に襲われた。高知測候所の発表によると、震源地は潮ノ岬南南西五十^{キロメートル}の海底で震度五の強震であった。

被害は四国を中心に、近畿・中国・九州地方の広範囲に及び、その激しさは安政の大地震以来のものであるといわれた。これが南海大地震である。

特に高知県は震源地に近かったため、県下全域にわたって大きな災害を被り、道路の決壊をはじめ橋や堤防も損壊して、交通通信は寸断された。

被災者は、地盤の軟弱な海岸地域を中心に七万人を超え、死者行方不明六百七十九人を出した。家屋の倒壊・焼

失・流失は合わせて一万五千戸に及んだと『南海大震災誌』に記録されている。

大豊地方もこの地震ではほとんどの者が安眠を破られ戸外に飛び出した。また、鉄道の不通などの影響もあったが直接の被害はなかった。

しかし、この地震は戦後のインフレを加速させ、復興用建築資材をはじめ、食品・生活用品・賃金など特に高知県の諸物価が急騰した。

これは、諸物資の不足に原因するものであるがその裏には、震災の復旧に膨大な資材を要することを見越したヤミ商人や、ブローカーたちの売り惜しみ、買占めなどの行為が平然と行われるといった事情もあった。

震災前後のヤミ物価は次のようなものであった。

品目	単位	ヤミ物価		公定価格
		震災前	震災後	
しょう油	1升	円 40	円 60	円 8.00
電 球	1個	30	60	6.75
雨傘(番傘)	1本	100	130	60.00
地下足袋	1足	120	150	18.50
釘 2 吋	1貫	150	180	66.00
セメント	1袋	120	160	16.70
杉 角 材	1石	300	500	122.50
杉 皮	1坪	20	30	18.00
かわら	1枚	6	10	2.20
亜鉛鉄板	1枚	160	230	卸 26.00
資料『南海大震災誌』…高知県				

10 朝鮮戦争

昭和二十五年六月二十五日に発生した朝鮮半島での南北の軍事衝突事件が発展して、アメリカが韓国に武力援助をすることになり、更に国際連合軍の参加をみるに至って特別需要が激増した。海運・鉄鋼・自動車・ゴム・繊維品・木材などをはじめ軍需関係資材、建設資材を中心として好景気になり、在庫が一掃されたのみならず物によっ

ては生産が追いつかぬありさまとなって物価は軒並みに反発した。次いで中国軍もこの戦争に参加したので、世界的に軍備拡張の機運となり生活物資などが不足気味となった。

物価も軍需景気から一般諸物価に波及し諸商品は先高気配のうちに昭和二十六年を迎えた。

三 農地と農地改革

(一) 明治の農地改革

藩政時代の農地制度については、既に『大豊町史』上巻に詳述されているので重複を避けるが、古来、土地について「底土は禁廷様のもの、上土は領主様のもの、百姓はただ耕すだけ」と百姓たちが平常口にしたと伝えられる。これは、百姓どもの土地に対する根本的な考え方で、絶対的な土地私有の理念のなかったことを物語るものである。要するに百姓は預けられた土地を耕作して、その生産を貢物として藩主に納め、わずかな「作徳米」だけを得て生活をする、といういわば土地は利用さしてもらいものであって、所有の対象ではなかった。

藩政時代、土地は將軍家より拝領の形で、一切藩主の所有を建前とした。

しかし、実質的な私有を示す土地の売買は高受地たかうけち（本田）を除いて自由に行われていた。

高受地についても、元禄以後の貨幣経済の発達によって売買禁止の制度は次第に形がい化し、質しち地、年数売りの形で売り買いは行われていた。

明治元年（一八六八）十二月政府は、「拝領地並ニ社寺地ヲ除クノ外、村々ノ地面ハ素もとヨリスベテ百姓ノ地ナリ」

との一般原則を定め、同五年二月十五日に土地永代売買の禁を解いた。

土地の売買譲渡に当たっては、土地所有者の確証として「地券」を発行することにした（地租の項参照）。これによって、土地の官有・公有・私有の別が明らかにされ、初めて私有権が認められた。

私有権の所屬については、本田（長宗我部検地によって公認された、二十四万八千三百余石の地）^{びがえ}控の百姓はほとんどそのまま、その土地の地主となり、新田（長宗我部の検地以後に開発された農地）の場合は、役知・領地または作式を持ち小作の加持子米を収納したものが地主と認められた。一季宛・永代宛の耕作者は小作人となった。

また、従来の郷士の領地については、^{もろなり}物成米十五石五斗までは官米に引き換えられ、余り地は二分取新田（収穫の十分の二を藩庁、残り十分の八郷士取得）として郷士の所有が認められた。

（二）昭和の農地改革

昭和二十年八月十五日の終戦、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥の着任とともに、連合国の日本管理がその緒につき、国民はいや応なしに敗戦の冷厳なる事実を知らされた。

マ元帥は、日本政府に対し日本の社会秩序の民主化について次の五項の見解を示した。

一、婦人の解放

二、労働組合の助長

三、学校教育の民主化（自由主義化）

四、民衆の生活を恐怖に陥れるごとき制度の廃止

五、日本経済機構の民主化

そして十一月十二日、更に声明を發し、「すでに行われつつあり、また間もなく実施さるべき諸措置は、現在農民とその家族を、奴隷に等しい状態においている幾多の条件を、取り除くことになろう」と農地改革の将来を示唆した。

このような事情を背景として、第一次農地改革案が「農地制度に関する件」として閣議決定された。

一、自作農創設の強化、不在地主所有の小作地全部と、在村地主所有の全国平均五町歩を超える小作地とが強制譲渡の対象となること。

二、小作料の金納化

三、市町村農地委員会の刷新

これらのことを、その内容とともに十一月二十二日に決定して報道した。そして「昭和二十年十一月二十三日」現在の事実に基づいて農地改革が実施されることとなり、この日以後に小作地の不法、不当な引き揚げが行われないよう、また、賃貸借の解約、更新なども市町村農地委員会の承認を必要とし、違反者は罰則が適用されるばかりでなく、法律上無効であるとした。

要項は閣議の決定をみたが、具体的な「農地調整法改正案」の作成は困難を極めたという。土地という従来不可侵の財産権を、数多い所有者から最も穩健な方式で強制移転させることを内容とした法案であるため当然のことであつたといえる。ともかく、農地調整法案が作成され十二月四日の衆議院本会議に上程された。

ところが、十二月九日突如として、総司令部から「農地改革についての覚書」により次のような農地解放の指令が發せられた。

一、民主化促進上經濟的障害を排除し、人權の尊重を全からしめ、且數世紀に亘る封建的圧制の下日本農民を奴隷化して來た經濟的桎梏しづくを打破するため、日本帝國政府はその耕作農民に対し、その勞働の成果を享受させるため、現状より以上の均等

の機会を保証すべきことを指示する。

二、本指令の目的は、全人口の過半が耕作に従事している国土の農業構造を、永きに亘って病的ならしめて来た数多^{あまた}の根源を除くにある。その病源の主なるものを挙げれば次の如し。

1、極端な零細農形態、日本の過半数の農家が一・五エーカー（約六反）以下の土地を耕作している。

2、極めて不利な小作条件下において小作農が非常に多い、日本農民の四分の三以上が小作乃至小作であり収穫の半分、または、それ以上の小作料を支払っている。

3、極めて高率の農村金利の下における農村負担の重圧、全農村在住世帯の半数足らずが、僅かにその農業収入を維持し得ているに過ぎない程度に、負債は農村深く食い入っている。

4、商工業に対比し、格段に農業上に不利な政府の財政々策、農業金融の金利及び農業に対する直接税は商業におけるそれよりも遥かに重圧的である。

5、農民の利害を無視した農民乃至農村団体に対する政府の権力的統制、農民の利害とかけ離れた統制団体により、一方的に割当られた供出割当は、往々にして農民を飯米農乃至供出非協力、利己的農家に追込んでゐる。

日本農民の解放は、此のような農村の基本的禍根が芟除^{せんじょ}せらるるに至らなければ、進行は始まらないであろう。

三、よって日本政府は一九四六年（昭和二十一年）三月十五日までに次の諸計画を内容とせる農地改革案を本司令部に提出すべし。

- 1、不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転
- 2、耕作せざる所有者より、農地を適正価格を以て買取る制度
- 3、小作者の収入に相応せる年賦償還^{ねんふししょうかん}による小作人の農地買取制度
- 4、小作人が自作農化したる場合、再び小作人に転落せざることを保証するための制度
- 5、なお、日本帝国政府は上記項目以外において、農民の国民経済への寄与に相応したる農民の国民所得分け前の享受を保証するため、必要と認められる計画を提出すべし。

この指令によって総司令部の意図する農村民主化の方向が明らかにされ、第二次改革の要項が判明した。そしてマ元帥は対日理事会でまとめられた英国案を骨子とした最終的な改革案を日本政府に勧告している。

こうして第二次農地改革の「改正農地調整法」及び「自作農創設特別措置法」が昭和二十一年十月二十一日公布された（『高知県農地改革史』より）。

その後も一部改正され、封建的要素が一部に残されていた第一次農地改革案は総司令部の日本政府への勧告によって、抜本的に改められ画期的な農地解放となった。

農地改革の最大のねらいは、農地の解放、自作農の創設、小作農の負担軽減にあった。強制買収は「昭和二十年十一月二十三日」現在で実施されることになった。買収する農地の種類・限度及び内容の概要は次のとおりである。

一、不在地主の小作地の所有は一切認めない（農地の所有者がその住所のある市町村の区域外に所有する小作地）。
二、在村地主の小作地、農地の所有者が当該市町村の区域内で、北海道では四町歩都道府県は平均一町歩、高知県では七反歩、これ以上の小作地の所有は認めない。

三、保有限度を超える小作地、在村地主が住所のある市町村の区域内に所有する小作地と自作地の面積の合計が、北海道では十二町歩、都道府県の平均では三町歩、高知県では一町九反歩を越える場合はその小作地は買収する。

四、保有限度以上の農地は強制買収する。

五、買収された小作地は、昭和二十年十一月二十三日現在の小作人が優先的に買収することが出来る。

六、市町村農地委員会は、地主及び小作の代表者から構成する（後に中立的自作農者も加わる）。市町村農地委員会は、買収すべき農地を決定する。

七、土地移動計画が都道府県委員会より承認されると、これに基づいて政府は土地の所有権を取得しこれを小作人に売り渡す。

八、農地改革事業は、法案が総司令部より承認されてから二年間に完成させる。

九、本計画により小作人が購入した土地は三十年間政府の認める特例を除いて、処分を禁止する。

一〇、自作農を創設するために必要ある時は農地以外の土地（未墾地等）でも農地の開発に供せんとする土地、それ以外に立木、漁業権、水利の使用に関する権利及び建物、その他の工作物をも買収し使用できる。

第一次改革案は日本政府の主導によって立案されたがこれは日の目をみるに至らず、第二次改革のイニシアチブは

完全に総司令部の手にあったのである。そして第二次農地改革に対するGHQの勧告によって政府はいや応なしに、新法案の作成に当たることとなった。

この第二次改革法もその後、数次の改正がなされた。その中には次のような項目も含まれていた。

- 一、農地の賃貸借の合意解約も、市町村農地委員会の承認（当分の間都道府県知事の許可）を必要とする。
- 二、小作料の金納化を徹底するため代物弁済の規定を削除する。
- 三、農地の遡及買収に対して、昭和二十年十一月二十三日以後における不当な土地取り上げについて、旧小作人の請求により市町村農地委員会が権利回復の途を拓く。

右のようにして農地改革の法律は整備されていよいよこれが実行となったのである（『高知県農地改革史』より）。

1 農地の買収と対価支払い

買収計画は市町村農地委員会が、買収農地及びその範囲や面積については土地台帳によって具体的に定めた。

農地の価格は賃貸価格を基準として定めた。すなわち、田は賃貸価格の四十倍（全国平均反当七百五十円）、畑は同じく四十八倍（全国平均反当四百五十円）であった。このほか、農地売却者から申請があれば報償金が交付された。

この報償金は反当たり田が二百二十円、畑が百三十円であった。これは売却農地全部に交付されたものではなく、高知県では一町九反までの買収農家に限られた。

これらの買収農地の対価、報償金は農地債券で支払うのであって、そのうち、農地代金の支払いは、一世帯当たり四千元程度までは現金（封鎖預金Ⅱ戦後の経済の項参照）で支払い、残りは農地債券で支払うこととした。農地債券は年利三分六厘五毛付とし、据え置きなし二十四か年元利均等償還であった。

農地の買い受け人はどのような条件で対価を支払わねばならなかったかというと、買い受け人の希望により対価の全額又は一部の一時払いの方法も認められたが、このために農業経営資本がなくなり合理的な農業ができなくなっ

は困るので、できれば平均して対価の三割程度を一時払いさせ、残りは二十四年間に年利三分二厘の均等年賦償還とした。

これは仮に田一反歩を全国平均の価格七百五十円で買い受け、これを前記の方法で年賦払いとすれば、その年賦額は約四十円でこれに税金反当たり二十円として加算しても買い受け者の負担額は年額約六十五円程度で、小作料の平均七十円よりも少なかった。

ちなみに、大豊地方は上田^{じょうでん}でも一反歩の対価は六百円程度であったといわれる。また、昭和二十二年（一九四七）ごろのヤミ物価は記録によると、米一升六十円（公定価格五円）、麦一升四十五円（同一円六十五銭）、地下足袋一足百五十円（同十八円五十銭）等々であった。このような物価の実情や極度の食糧不足の時代でもあり、買収の対象となつた小地主にとっては極めて不満であつたと思われる。

大豊地方では小作の加持子はほとんど物納で、毎年四斗から八斗ぐらいの小作料を支払っていた。水田一反歩の代金を米一斗、あるいは地下足袋四足ぐらいの代金で買収されたわけである。

更に昭和二十四年九月十五日現在で高知県商工会議所の調査による実際物価をみると、米一升百八十円、馬鈴薯一貫二百円、二級酒一升六百四十五円、タオル一本百三十円、となつてゐる。

本法によって創設された自作農は、これを保護するために、将来年賦金の支払いが困難になつた場合には、その支払いを減免するか、あるいは猶予する道も開いていた。このようにして創設された自作農は各種の恩恵を被る代わりに、その自作を継続すべき義務があつて、もし当該自作農またはその相続人で自作農をやめるときは、政府は売り渡した価格で買い戻すことにしていた。

2 農地改革その後

土地の均分化と自作農育成のための画期的な農地解放も、時が経過してみると農業経営の理想からは程遠い農地の零細化というような問題も生じた。

それは大豊町のように農地の絶対量が少なく大地主もいなかったためでもある。また、何よりも農地改革の時期が終戦後の混乱期であり、戦争という異常事態の中で労働力の中心である、青壮年を戦争に駆り出されたためやむを得ず一時的に小作に出した土地や、地主と呼ぶにはあまりにも零細な土地所有者のものまで、昭和二十一年十月二十三日の時点で解放されたためにさまざまな矛盾点もはらんでいた。

時が経つにつれて、買取農地の売買禁止や農地転用の厳しい規制などいっしょに緩み、遺産相続の兄弟均分化法等も影響してか土地の細分化にますます拍車がかかっていった。

戦後の食糧難のころは社会の急激な民主化と、土地の解放は小作人にとってこの上ない朗報であり画期的な出来事であった。しかし、食糧難も緩和され社会も落ち着きをみせ、産業界も復興して経済面も豊かになってくると、細分化された農業では経営が次第に苦しくなり、農業から離れる傾向がみられるようになった。このために入手した農地が移動するようになったり、解放された未墾地も熟畑どころか逆に荒廃して山林化する状態をみせるようになった。時代は更に変遷して、稲作の減反政策が進められるようになったのである。

第一回市町村農地委員会の選挙は、昭和二十一年十二月二十五日に全国一斉に執行された。

高知県ではその直前の南海地震により投票が遅れた町村もあったが、大勢に支障はなかった。

委員の構成は、小作階層五人、地主階層三人、自作階層二人の計十人とし、それぞれ階層に属する選挙人により選ばれたが、立候補者が定員を超えず無投票の町村が多かった。投票を行わなかった町村数は県下百七十区のうち、小作層百二十四区、地主層百六十区、自作層九十七区であった。そしてこの委員の任期は二か年とした。

第二回市町村農地委員会の選挙は、昭和二十四年八月十八日全国一斉に行われたが、その時点では既に農地解放の

事業は峠を越していた。こうして農地の買収、売り渡しは昭和二十五年末にはほぼ完了した。

その後、二十六年に至り第十国会において農業委員会法が成立、同年三月三十一日公布となり従来の農地委員会は解消し、これに代わって市町村農業委員会が設置された。また戦後から実施されてきた農地改革の成果を維持するとともに、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図るため、昭和二十七年農地法が改正された。

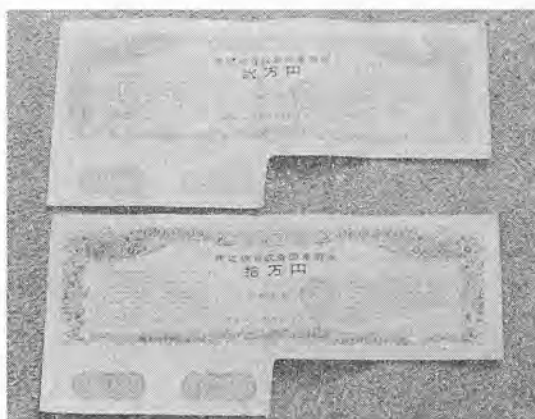
さて、この農地改革前、すなわち、昭和二十年ごろの高知県下の営農状況をみると、耕作総面積は約六万六千五百町歩、うち小作は田が約一万五千町歩で畑が約九千五百町歩であった。自作は田が約一万九千町歩、畑が約二万三千町歩で、小作の田畑合計は約二万四千五百町歩となっている。この小作の面積の大部分が農地改革によって解放されたことになった。

なお、不耕作地主は合わせて四千五百六十七人となっている。

大正三年ごろの高知県の規模別農家戸数

規模別	戸数	規模別	戸数
五反未満	三八、五六九	五町以上	一、八八七
五反以上	一四、八四七	〇町	七八四
一町	一〇、七九三	二〇町	一七六
二町	四、八四四	三〇町	四八
三町	三、〇七〇	四〇町	一三
四町	一、八〇三	五〇町	一七
合計	七六、八五一戸		

（『高知県農業改革史』より）



被買収地主に交付された証券

3 大豊町の農地解放

昭和の農地改革により解放された大豊町の農地面積等は次のとおりであった（旧村単位）。

	大杉村	天坪村	西豊永村	東豊永村	合計
昭和二年一月二三日現在 農地面積	三七三・二町	二〇五・一町	三〇三・九町	四五九・八町	一、三四二・〇町
内 自作地	二八六・一	一一七・五	二三三・六	三六五・五	一、〇〇二・〇
内 小作地	八七・一	八七・六	七〇・三	九四・三	三三九・三
買収 面積	四三・〇	七九・〇	五三・五	七八・八	二五四・三
昭和二年八月一日現在 農地面積	三八五・六	二〇五・一	三〇三・九	四五九・九	一、三五四・五
内 自作地	三三八・〇	一六五・三	二八八・六	四二六・六	一、二一八・五
内 小作地	四七・六	三九・八	一五・三	三三・三	一三六・〇
農地を買収された地主の戸数	一四一戸	一五二戸	一八九戸	二七戸	五〇九戸
内 在村	五〇	二二	九四	一九	一八五
内 不在村	八三	一二七	九〇	八	三〇八
内 法人・団体	八	三	五	〇	一六
農地の売渡を受けた戸数	二二一	三三九	二八三	三三七	一、一八〇
買収された地主の一戸当り平均面積	約反 二・〇	五・二反	二・八反	二九・二反	五・〇反
売渡しを受けた一戸当り平均面積	約 一・九	二・三	一・九	二・三	二・二

（財団法人農政調査会刊行『高知県農地改革資料集成』第十一巻より）

注 右の資料による東豊永村の農地を買収された戸数が二十七戸となっているのは隣村と比較してきん少にすぎるように思われる。

第一次農地委員 大豊町の旧村別の第一次農地委員は次の各氏であった（第二次は省略）。

天坪村

畑山潤 西岡重行 杉本豊久 中西久幸 西岡茂福 山崎在 小笠原富 藤原馨 小笠原繁春 西岡国宣
大杉村

小笠原清浩 藤田要 原時政 松岡勝美 佐々木義朝 川井清林 松岡直竹 秋山隆伝 石川昌森 飯田俊広
西豊永村

中西出清 下村金光 西村直貴 小笠原楠繁 三谷金重 北窪篤光 小笠原幸親 三谷丑郎 都築兵左
西村近美

東豊永村

三谷正則 下村承 門田穀栄 信高明重 松尾多賀男 西村二郎 小笠原徳茂 三谷茂盛 藤原秋己 西村俊夫
昭和二十六年農業委員会法が新しく制定されたことは前述したが、これは農地委員会が単に名称を変更しただけでなく内容も大いに変わっている。

新しくできた農業委員会は、農地解放の事業を推し進めてきた農地委員会と、昭和二十三年に制定されて戦後の食糧不足の時代に食糧供出等の問題を取り扱ってきた農業調整委員会と、農業生産力の増進を図り農業改良普及事業に協力してきた農業改良委員会の三者が統合された機関として今日に及んでいる。

大豊村合併以後の農業委員会の委員長の名、任期は次のとおりである。

委員長氏名		任 期		委員長氏名		任 期	
門 田	盛一郎	自	三二、三四	三 谷	正 己	自	三八、四〇
豊 永	尚 文	自	三四、三六	畑 山	善 郎	自	四〇、四三
田 辺	穂	自	三六、三八	田 辺	穂	自	四三、四四
			三三				三三

門田仁一	至自 四四、 四六、 三三	田辺穂	至自 五二、 五五、 三三
西岡清敏	至自 四六、 四七、 三三	都築弘身	至自 五五、 五八、 三三
桑名豊茂	至自 四四、 四七、 三三	上村正邦	現在 自五八、 三
吉川正一郎	至自 五二、 四九、 三三		

農地補償

農地改革によって買収された農地は極めて安い価格で買収されたため、昭和二十六年ごろから、農地解放者同盟が結成され、補償金給付の運動が行われた。解放当時一反当たり千円内外（報償金を含む）の地価は年ごとに高騰し昭和四十年代に入ると六十万円―百万円を記録するに至った。旧地主たちの運動の結果、昭和四十年「農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律」が国会を通過し同四十二年八月から給付金が交付されたが、その金額はわずかで涙金程度であった。

また、昭和三十年ごろには「農業再建協同組合」が全国的組織として設立され、旧地主による農地返還運動が行われ大豊町内でもこれに参加した者があったが、これは成功しなかった。

当時の大杉村の農地返還請求面積は八町六反八畝十一歩で請求人員は二十九人、代表者は秋山隆伝であったことが記録に残っている。

4 戦後の農地開拓と桧生部落

終戦当時、最も急を要したことは食糧をいかに確保するかということであった。

大豊地方でも、疎開者を抱え、都市に就職していたり、外地に移住した人々も村へ帰り、軍人も復員して来て、農村の人口は一挙に膨れ上がった。そうでなくてさえ主食は村外よりの移入に頼らなければならなかった山村の人々は



松生部落の開拓地

食糧確保に懸命であった。耕地の少ない家庭では、曼珠沙華まんじゅしかげの球根でつくったシレエ餅を食べて空腹を満たし、江戸時代に逆戻りしたような食生活であった。

反当収量の増加は肥料不足で急激には実現出来ないし、耕地面積の拡大にしか方法は見いだせなかった。開拓といっても山間の段々畑はすでに開き尽くされていて、標高七、八百しちひゃく以上で今まで耕作されていない土地を切り開いて生産の増強を図る以外にはなかった。

現実の食糧確保と将来の二、三男対策として、農地拡大は焦びの急として各村において取り上げられた。

東豊永村では、農業会の直営事業として柚木空村に三十町歩の開拓が計画されたことが昭和二十年十一月十四日付けの「高知新聞」に報ぜられているし、南大王開拓計画も昭和二十二年一月二十二日の新聞に報ぜられている。

西豊永梶ヶ内の小法師、大杉の松生や、川口などでも、開拓入植地ができた。当時の開拓は鍬やもっこを使用して開墾かいこんしたのでその苦労は並大抵ではなかった。

しかし、昭和二十六、七年ごろには朝鮮戦争による特需景気を境に大規模な工業生産が復活し始め、農村青少年の都市部への就職が促進されることになった。それとともに食糧事情も次第に好転し、高地や奥地で生産性の低い開拓地での農業に見切りをつけて転業する農家が増加し、開拓地は元の山林、原野に変わっていった。

当時の開拓地で厳しい立地条件の中、平地の農業に比べてそんな色のない農業経営が続けている松生に、開拓の鍬が

入ったのは昭和二十三年の春で入植戸数は二十三戸であった。

入植当時のリーダーは松尾伊勢美・三谷享・松浦義男などであった。昭和四十年九月九日の「高知新聞」には次のように報ぜられている。

年間百万円の収入を目ざして

大豊村松生開拓部落

二十年間意欲を燃やす

結球白菜は高知市場へ

〔本山〕 長岡郡大豊村松生地区に開拓部落が開かれてから二十年。初めは県外からの引き揚げ者ら二十三世帯が入植したが、あまりの貧しさに見切りをつけ、その後十一世帯に減った。しかしその十一世帯は歯を食いしばって苦難を乗り越え、いまでは一戸当たり二ヘクタールの田畑と五ヘクタール前後の採草地や山を持ち、年間の総収入百万円を目ざしてがんばっている、これは県下のいくつかの開拓部落の中でも、成功したケースとして注目されている。

。松生地区には終戦直後の昭和二十一年から二十三年にかけて戦災者や引き揚げ者などの二十三世帯が入って来た。知人を頼ってきた県外の人たちが多く、国などの補助もあつたが、ほとんどが着のまゝの状態で、生活は非常に苦しかった。わずかな土地を開こんで農作物を作っても、標高六百メートルという高地で、土地は痩せ、気候的な関係もあって収穫は少なかった。また、大杉地区から松生へ通ずる道も幅一メートル足らずの山道があるだけで、荷物の運搬など、約四キロメートルの坂道を負い上げなければならなかった。もちろん電灯はなく、ランプで、子供たちは勉強どころではなかった。こうした暗い生活に見切りをつけ、開拓部落から脱落して行く者もあり、数年後には松浦義男さん（四一）ら十一世帯になってしまった。

しかし、苦しい生活にもめげずみなで「松生開拓農業協同組合」をつくり、村からの指導も受け農作物の研究を重ねてきた。開こん地も少しずつふえ、荒れた農地もだんだんと整備、今では陸稲、さつま芋、タバコ、結球白菜など平たん地と変わらないほどの収穫があがるようになった。

。三十一年までに車の通れる開拓道ができやっと電灯もとまるようになった。現在は一戸あたり二ヘクタールの田畑に、五ヘクタールの採草地や山を持っている。同地区の結球白菜は高知市にも出荷、適地適作をねらいに、今年からは養蚕も本格的に始めている。各戸ともこれまでの農地の三分の二は桑園にかえ、すでに晩秋蚕も飼育を始めている。共同蚕室も建築中で将

来はだんだんとふやし、一戸あたり年間の総収入百万円を見込んでいる。

開拓地に入って二十年目のいま、ようやく生活も安定し、新しい農村づくりにみんなが意欲を燃やしているが松浦さんは「戦後二十年間、口には言えないいろいろな経験をした。いま一人の農民としてやっとスタート台に立ったところで、まだまだ試練は続くだろう。」と苦しかった過去をふりかえり、これからの抱負を語っている。

。県下には同地区のほかにも開拓部落はあるが松生は成功している代表的なケースで西岡大豊村長は、「研究も盛んで、一般農家より広い土地を持っているので新しい農村経営への切替えもスムーズにいつているようだ。最近はとくに養蚕に力を入れているが、将来大いに期待出来る。」といっている。

昭和四十二年の同新聞には、養蚕農家十戸で一戸三^{ヘクタール}の桑園、年収三百万円を目指している、という記事があるが、その後は養蚕業の不振もあって五十八年には養蚕農家は四戸となった。残った養蚕農家は経営規模を拡大し、大型機械の導入によって生産増大を図り、その結果、年間の収繭量が二千^{グラム}を超える農家も出ている。養蚕業界の不振の時期にあって養蚕専業でこれだけの実績を上げるとは並大抵の努力ではない。低地の農家のほとんどが飯米農民若しくは兼業農家になり、年間の半分以上を土木工事の日雇いに出ている現状では傑出した存在である。

また、花き栽培を始めた農家も二戸あるが、いずれも五十^{メートル}前後の本格的なハウスを造り、鉄砲百合・フリージア・トルコ桔梗^{ききよう}などを栽培し、遠くは仙台から東京・松本・名古屋・大阪・神戸・岡山など全国各地の市場に年中出荷している。しかし、花き栽培者にとって唯一の悩みは町内に協業者の少ないことである。

四 各種産業団体

(一) 農会と産業組合

明治の地租改正以来、農民の困窮がひどくなると政府は生産増強のため、勸農政策を進めるとともに、農民の福利増進のため農業団体の設立を図った。最初に設立したのが、明治十四年の農会である。

その後、明治二十六年元高知県知事の北垣国道は農会を府県農会・郡農会・町村農会と系統的に組織化した。

明治三十二年農会法が成立し、同年六月公布された。明治三十三年九月一日には産業組合法が施行され、同三十八年二月には大日本産業組合中央会が創設された。それ以来、農会と産業組合は両立して農政指導と福利増進を図ってきた。

産業組合が全国的に普及・発達したのは、大正時代のこと、大正十二年十二月二十日に産業組合中央会が設立され、昭和二年五月には中央金庫から産業債券が発行されるようになり、産業組合は農山村の経済活動に寄与した。高知県下で最初に産業組合が設立されたのは明治三十八年で、同四十三年末現在の県下の組合数は五十組合となっている（『高知県史』上巻）。これによると、天坪信用組合（無限責任）が明治三十八年六月に設立されている。これは県下で二番目に設立された組合である。

以来、産業組合は年とともに大体順調な発展をたどり、県を単位とする県信用組合連合会が生まれ、大正十年三月には県信用販売購買利用組合連合会も設立された。

産業組合は信用事業を基礎として、特に農山村に普及発達した。当時、頼母子講たのもしこうや個人金融以外の金融機関に恵まれなかった農山村の唯一の金融機関として重宝がられた。産業組合の発達は勤儉貯蓄の風を助長するだけでなく一般の協同精神をも培い、好影響をもたらした。

太平洋戦中、経済統制が行われるようになって、昭和十八年四月、産業組合と農会を中心に養蚕、畜産、茶業などの農業団体の統合を図るため、高知県農業会が設立された。続いてその下に郡農業会・町村農業会が設立され農会は廃止された。

終戦後の昭和二十年十二月九日の農民解放に関する総司令部の指令に基づき、農業会は同二十三年八月十四日まで解散することになり、同二十二年十二月十五日に施行された農業協同組合法によって、農業協同組合として新しく発足した。

1 農会の活動

産業組合法より一足早く成立した農会法（明治三十二年）に基づく大豊地方の農会活動は極めて活発で、当時の殖産振興に大きな足跡を残した。その活動の一環として農産物や和紙、畜産の品評会などが盛んに行われその勸農政策とともにその実を上げた。

特に東西豊永村農会は長岡郡（当時の長岡郡は二十四か町村）の中で成績優良の故をもって郡農会長から表彰を受け、優秀旗を授与されている。往時の「土陽新聞」によると、東豊永村が三回、西豊永村が二回の実績を上げていることが認められる。

それによると、東豊永村農会が農事改良事業の成績優秀として、長岡郡農会長から第三回目の表彰を受け、大正八年四月一日優秀旗授与式が行われた。当日は東豊永落合にて県知事（柿沼竹次）代理をはじめ郡長代理、隣接村長、

農会長、村内有志多数が参加して盛大に行われた。時の農会長は氏原直誠であった。

また、西豊永村農会の大正六年度（二回目）の優秀旗授与式は同七年四月十四日、同村川戸尋常高等小学校で行われた。参加者は一般の者も含め五百人を超え、祝宴は夜の十時まで続いたと記されている。

時の農会長は西村自登、村長は都築兵左であった。

東豊永村農会

東豊永村農会の創立についての詳細は不明であるが、川井の三谷馬太郎家に残された明治二十七年六月七日付けの文書に、東豊永村農会長小笠原永晴とあるので、この当時、すでに東豊永には農会が設立されていたことがわかる。

明治における農会の増産、改良の指導は村勸業係が当たり、秋山楠藏の名が高い。明治末期から大正にかけて農会技師として小笠原寅之助がおり、郡農会から三回の優秀旗を授与されている。

昭和の初め、山崎直寛が農会の指導に当たっていたが今次大戦に応召されたあとを受けて、日下村の人、戸梶稻雄が赴任した。同技師は落合に種鬼場を設けるなど、その業績はまことに見るべきものがあつたが農会が農業会に組織変更したのを機会に退職した。

判明している歴代農会長は次のとおりである。

明治二十七年当時 小笠原 永晴

明治四十三年当時 三谷 亀松

大正七、八年当時 氏原 直誠

都築 馬太郎

小笠原寅之助

2 産業組合の設立状況

産業組合の設立状況について往時の「土陽新聞」は次のように報じている。

一、全国の産業組合と高知県

我が国における産業組合は、近時長足の発達を遂げ本年六月末現在総数は六千七百三十組合にて、就中^{なかずく}その最も多きは兵庫県の四百三十一組合、群馬県の四百九組合等にして、組合増加の割合は昨四十二年中に於ては、設立申請者一日に三・六組合なりしに、本年は一躍して七組合強、即ち二倍に達せり。翻^{かえり}つて本県の状態を見るに産業並に経済上該組合の必要頗^{すこ}る多く、地方有識者は当局の指導奨励と相俟^{あひま}つて之が設立にありと雖も、その発達は遅々として僅かに今日までに設立許可を受けしもの五十組合に過ぎざるも、是等組合は設立後日なお浅き^{かかわ}に拘らず、組合員は其の恩沢に浴すること多大なるものあり。今、各郡市の組合数を列記せん左の如し。

安芸郡 五 香美郡 七 長岡郡 三 土佐郡 一 高岡郡 一八 幡多郡 八 高知市 一

(明治四十三年九月十六日付け)

また、大正七年十二月末の調査によると、県下の産業組合数は百三十二組合で、そのうちの百十二組合の調査結果は、組合員数約一万四千四百人、出資総額約二十四万三千円(払込済出資額約十二万七千円)となっている。

この内訳は信用販売購買組合が最も多くて三十八組合、次いで信用組合が二十三組合、購買販売組合が十八組合となっている。

このような産業組合の設立状況の中で、大豊地方のそれはどうであったか、その誕生前後のもようの一部を「土陽新聞」から拾ってみた。

これらの記事によって、往時の住民たちの産業組合発展のための努力と期待が読みとれよう。

一、天坪産業組合(信用)

無限責任

設立 明治三十八年六月

(組織・目的・出資口数等詳細は不明)

二、東本山村産業組合

名称 有限責任東本山村信用組合

組織 有限責任

事務所 長岡郡東本山村日浦七百七十三番口号地

目的 組合員ノ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト。

設立許可年月日 明治四十四年四月七日

出資口数 三百七十口

出資金 壹口ノ金額拾円

出資払込ノ方法 第一回ノ払込金額ハ壹口ニ付壹円トシ第一回払込後ハ剰余金ヨリ払込ニ充ツルモノノ外、毎年十一月三十日迄ニ出資各口ニ金壹円宛払込ムモノトスル。

理事氏名 門脇恒実(中村大王) 森喬木(磯谷)

三浦久吾(和田) 酒井馬吉(中村大王) 永野寛次(日浦)

橋本勝茂(杉) 佐々木浜五郎(穴内)

監事氏名 安松良驥(杉) 朝倉周威(目付)

存立ノ時期 設立許可ノ時ヨリ向フ二十年

右明治四十四年四月二十日登記

高知区裁判所杉出張所

三、川井産業組合

名称 有限責任川井校下信用販売購買組合

組織 有限責任

事務所 長岡郡東豊永村川井十八番屋敷

目的 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便ヲ得セシメ、並ニ組合員ノ生産シタル農産物ノ委託販売及生計ニ必要ナル物品ヲ購買シ之ヲ組合員ニ売却ス。

設立ノ年月日 明治四十四年六月十五日

出資 資 壱口ノ金額拾円也

出資払込ノ方法 省略

理事氏名 平石男守（中内） 大坪兼馬（川井） 小笠原道吾（大滝）

監事氏名 上村吉弥（川井） 森下豊次（大滝）

存立時期 貳拾年

右明治四十四年十月四日登記

高知区裁判所 豊永出張所

（明治四十四年十月七日付け）

四、永渕産業組合

名称 有限責任西豊永村東部信用販売購買組合

組織 有限責任

事務所 長岡郡西豊永村永渕五百四十一番地

目的 省略

設立許可年月日 明治四十四年九月二十六日

出資 資 壱口ノ金額拾円也

出資払込ノ方法 省略

理事氏名 北村磯威（永渕） 北村政重（柳野） 北村貞行（永渕）

監事氏名 北村菊義（永渕） 北村梅久（永渕） 北村茂六（永渕）

存立時期 拾ヶ年以内

右明治四十五年三月二十六日登記

高知地方区裁判所 豊永出張所

(明治四十五年三月二十九日付)

五、三谷産業組合

組合定款変更

長岡郡東豊永村三谷信用販売購買組合に於ては、組合総会の決議により組合定款変更につきこれが認可を知事に申請したり。

(大正六年三月三十一日付け)

六、東豊永産業組合統合について

長岡郡東豊永村農会は、同村に於て信用販売購買の各産業組合、五組合あるを統一して一つ又は二組合となす計画にて、その講話会を二月十九日より三月四日迄の間に同村六箇の小学校にて開会する由にて、講師派遣を申請せり。

(大正七年一月十八日付け)

七、天坪信用購買組合設立会

長岡郡天坪村に於ては、同村信用購買組合設立総会を去る十四日午後二時、馬瀬尋常小学校に於て開催せり。会する者百五十余名、西岡村農会技手設立に関する経過の報告をなし、続いて戊申詔書の奉読あり。池田氏仮議長として定款を附議し、西岡技手逐条その説明を為し満場一致を以てこれを議決し、更に役員の選挙を行って左記の諸氏当選、それより山本郡書記、吉川主事の二時間に互る講話あり。最後に西岡技手の組合長当選の挨拶に併せて将来の希望を述べ午後六時閉会せるが、同組合は村一戸を区域とし、加入者既に二百五十名、六百口に達し村会議員、学校職員、役場員有志等の密接なる連絡ありてほとんど理想的なものなり。

役員の当選者は次のとおり

理事 小笠原高義 大石巖 畑山達三郎 西岡理 岡林龍次 徳岡鶴次 山崎徳治 松村栄五郎 野中国馬
監事 池田孫七 溝渕森太郎 杉本栄

(大正七年四月十七日付け)

八、天坪・西豊永産業組合設立

長岡郡天坪村小笠原高義氏外三十四名より天坪村信用購買組合設立を、また同郡西豊永村都築兵左氏外百六十名より西豊永村信用購買組合設立を知事に各申請せるが、何れも有限責任として、その目的は両者共左の如くなりおれり。

- (一) 組合員に産業に必要な資金の貸付及貯金の便を得せしめること。
- (二) 組合員に経済の発達に必要な資金を貸付けること。
- (三) 加入予約組合員と同一の家に在る者、公共団体、又は営利を目的とせざる法人、若しくは団体の貯金を取扱うこと。
- 四 組合員の産業又は生計に必要な物品を購入し組合員に売却する。

(大正七年五月二十八日付け)

九、天坪村信用組合解散申請

長岡郡天坪村信用組合は解散の決議を為し之が認可を知事に申請せり。

(天坪信用購買組合設立のため)

(大正七年六月二十二日付け)

一〇、大杉村信用組合総会

長岡郡大杉村信用組合は、近時理事者の熱心なる活動と組合員の自覚により非常なる発展を見るに至り。貯金は前年度末の約二倍に達し剰余金も前年度の約二倍を得た。

本月十五日穴内小学校に於て、第九回通常総会を開き左記事件を附議する筈。

当日は余興として大福引(一等一人、玄米一俵、二等二人、復興貯蓄債券二枚宛、三等同上一枚宛)、煙火、児童劇の催しもある。

- (一) 大正十四年度財産目録、貸借対照表及事業報告並剰余金処分案承認の件
- (二) 借入金及貸付金最高限度額決定の件

- (三) 余裕金預け先の件
- (四) 加入金決定の件
- (五) 川口、立川に定期出張所設置の件
- (六) 農業倉庫建設の件
- (七) 役員選挙の件

一一、東豊永産業組合設立総会

長岡郡東豊永村に於ては、先年来一村を統一せる産業組合の議ありたるが、今般同村西峰、三谷、八川を除き有限責任信用組合設立に決し、組合員三百名、出資七百余口の引き受けを経たるを以て、客月二十九日吉川主事を聘して創立総会を開催せり。会する者村役場吏員、村会議員、学校教員、有志八十名、定款の議決をなし続いて左記の役員を選任し、直に設立者の調印を求め不日果に是が許可申請することとなれり。

理事 吉川潔臣 西村富太郎 小笠原忠晴 氏原尚誠 上村猛男 三谷隆俊 小笠原寅之助
 監事 西村常男 西村堯綱 三谷徳次

(以上の各項は「土陽新聞」より)

一二、東豊永全産業組合の統合

多年懸案であつた一村一組合の機が熟して大正七年設立の中央地区組合に、西峰・三谷・八川の三組合も大正十二年九月二十八日をもって合併統合して新発足した。

なお、西峰信用販売購買組合の創立は大正元年、歴代組合長は次のとおりであつた。

初代 三谷亀松 (大正元年)

二代 笹岡賀信 (大正四年)

三代 三谷哲郎 (大正九年)

四代 高木楠馬 (大正十二年)

また、八川信用販売購買組合の創立は、大正二年で初代組合長は小笠原千尋であった。

東豊永産業組合の歴代組合長らの氏名は次のとおりであった。

初代組合長 佐野松五郎 (南大王) 創立時より

二代 秋田伊三郎 (粟生) 昭和三年六月より

専務 高木定盛 (西峰)

三代 上村猛男 (三津子野) 昭和七年より

専務 門田仁一 (西峰)

常務 高木定盛 (西峰)

四代 三谷隆俊 (川井) 昭和十一年より

五代 吉川潔臣 (岩原) 昭和十二年より

専務 高木定盛

常務 三谷進一郎

さて、東豊永産業組合も一村一組合の理想は実現したが、発足当時、購買販売に主力を置いた時期は、組合員の認識不足や理事者の不慣れもあってとかく業績は上がらなかった。二代目組合長秋田伊三郎になって、多額の預金をしてこれを運営資金としたので、組合員の信用が高まり信用事業、購買、販売ともに経営が安定した。

昭和十五年度の事業報告によると、

一、組合員数 九〇三名

二、損益計算

利益合計 二四、五八九円六四銭

損失合計 二〇、九八一、五〇

差引剰余金 三、六〇八、一四

三、昭和十五年度末預金残高

一四万五千四七三円六一銭

四、理事 吉川潔臣 高木定盛 秋田伊三郎 氏原芳信 上村猛男 三谷軌秀 小笠原豊一 笹岡福松 笹岡福治

小笠原芳春 西村盛

監事 門田仁一 朝倉寛一 永盛応重 下村博保 小笠原知見 笹岡正幸

そして、昭和十八年産業組合と農会を中心として、これに養蚕、畜産等の組合を統合し農業会に組織変更された。

産業組合一覽

(大正九年調べ)

名 称	所在地	設立許可年月日	組合員	出資口数	出資一口金額	出 資 金	払込済出資金
(有)八川信用 購買組合	東豊永村 八川	大正二年 一月八日	三六人	三六口	一〇、〇〇円	三六〇、〇〇円	三六〇、〇〇円
(無)天坪村 信用組合	天坪村 馬瀬	大正七年	五三二	一、一八四	五、〇〇円	五、〇二〇、〇〇円	二、一一四、〇〇円
(有)西豊永村 信用購買組合	西豊永村 川戸	大正七年 六月五日	七四六	一、〇八四	一〇、〇〇円	一〇、八四〇、〇〇円	六、七四六、〇〇円
(有)三谷信用 販売購買組合	東豊永村 西峰	大正二年 三月二十九日	一九一	二二〇	五、一〇円	一、一〇〇、〇〇円	一、一〇〇、〇〇円
(有)西峰信用 販売購買組合	東豊永村 西峰	大正元年 十二月十二日	一八七	二二五	五、〇〇円	一、〇七五、〇〇円	一、〇七五、〇〇円
(有)岩原信用 販売購買組合	東豊永村 岩原	大正二年 十一月二十一日	五二	五五	一〇、〇〇円	五五〇、〇〇円	一一五、五〇円

名 称	事 務 所 所 在 地 所	設 立 許 可 年 月 日	組 合 員	出 資 口 数	出 資 一 口 金 額	出 資 金	払 込 済 出 資 金
(有)川井校下信用 販売購買組合	東豊永村 川井	明治四十四年 六月十五日	四六	四九	一〇、〇〇	四九〇、〇〇	四九〇、〇〇
(有)東本山村 報徳信用組合	東本山村 日浦	大正六年 三月六日	九八七	一、六五六	一〇、〇〇	一五、六五〇、〇〇	七、八九二、〇〇

このほかに東本山信用組合（明治四十四年設立）・保証責任大杉村報徳信用販売購買利用組合（昭和十二年設立）・東本山村立川購買組合（大正四年設立）等があった。

3 農業会と農協の発足

東豊永村

昭和十八年十二月、農業団体の整理統合令によって農業会が設立された。東豊永では初代会長に吉川潔臣が就任し、昭和十九年四月十九日に総会を開催し重要案件を成立して機構を整え名実ともに発足した。

農業会は発足してからわずかに足かけ六年間ではあったが、戦中・戦後の困難な時期に農民の指導機関として責務を果たした。昭和二十年十二月九日の農民解放に関する総司令部の指令によって解散し、新しく農業協同組合として発足することになった。

歴代農業会長は次のとおりである。

初代 吉川 潔臣 昭和十八年十二月八日より昭和二十一年三月三十一日まで
 二代 三谷 泉水 昭和二十一年四月一日より昭和二十二年三月三十一日まで
 三代 下村彦之進 昭和二十二年四月一日より昭和二十三年三月三十一日まで

東豊永農業協同組合は、昭和二十三年三月二十五日設立認可、同年四月十六日設立登記を完了して発足した。設立当時の役員は次のとおりである。

組合長理事 平石磨作太郎 専務理事 三谷盛清 小笠原徳茂

昭和三十二年二月四日開催の通常総会において従来の理事十二人を七人に減員した。

昭和五十二年四月一日、大豊町農業協同組合に合併した。

歴代組合長は次のとおりである。

平石磨作太郎 昭和二十三年三月二十五日就任

高木 定盛 昭和二十六年七月二十八日就任

吉川 正一郎 昭和四十一年二月二十五日就任

西豊永村

農業会を解散して、新しく農業協同組合を設立するときに、当時の農業会会長であった都築兵左は、従来どおり村内を統合した一つの農協を設立しようと努力したが、地理的条件や住民感情もあってついに村内に二つの農協が創立された。すなわち、西豊永農協と大田口農協である。

西豊永村農業協同組合の設立総会は、昭和二十三年一月十六日に西豊永小学校（川戸）で開き、定款を承認し、組合長に上村儀治、専務理事に上村儀定を選出した。

営業区域は、大久保・大砂子・永刈・柳野・上桃園・下桃園・連火・川戸・西久保・東梶ヶ内・安野々・西土居・佐賀山の各集落であった。

同農協は、昭和二十三年三月高知県知事の設立認可を受け、同年五月二十六日設立登記を行った。

事務所は同村下、土居に置くこととなったが、財産を継承する西豊永農業会の事務所は船戸に在ったので、大田口

農協と財産分割の協議を行った。

その結果、農業会の建物の一部を下ノ土居に移転し、当時の村役場の南側に改築して事務所とし、信用、販売、購買、利用、生産指導等の事業を開始した。

昭和三十五年、当時の組合長森下義秀が交通事故で急逝し、後任組合長を選任して経営を続けていたが、未経験な

のため運営が困難となり、やむなく事業を中止した。

組合再建のため二回にわたり役員の選出が行われたが、事業を開始するまでには至らなかった。

昭和四十二年、大豊農業協同組合合併により、他の三農協とともにその組織に加わった。

歴代組合長は次のとおりである。

初代	上村儀治	下桃原
二代	山本栄嗣	佐賀山
三代	森下義秀	東梶ケ内
四代	都築常義	安野々
五代	上村憲正	上桃原

大田口農業協同組合の創立総会は、昭和二十三年一月二十三日に開かれた。その認可申請書は次のとおりになっている。

農業協同組合法により、西豊永村大田口農業協同組合を設立しましたから、御認可を得たく、別冊定款、事業計画書及関係書類を添えて申請いたします。

昭和二十三年一月廿七日

高知県知事

桃井直美 殿

この申請に対する認可書が写真のように残されている。
これによって、昭和二十三年五月十九日、設立登記が行われた。

名称 西豊永村大田口農業協同組合

事務所 長岡郡西豊永村船戸字久保田五十四番二地

地区 長岡郡西豊永村大字上東、中屋、黒石、

庵谷、船戸、西梶ヶ内、奥大田、寺内、

下ノ土居字福井

目的 省略

出資ノ口数 四百十九口

払込ミタル出資ノ総数 六万七千四拾円

出資一口ノ金額 金貳百円也

出資払込ノ方法 省略

役員名 省略

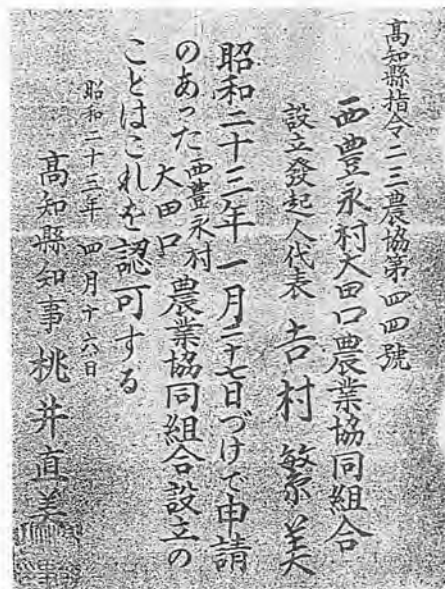
歴代組合長

長岡郡西豊永村船戸字久保田五十四番二地

西豊永村大田口農業協同組合

発起人代表 吉 村 繁 美

外二十三名連署



大田口農協の設立申請許可証

初代 釣井定利 寺内

二代 大利雪中 寺内

三代 佐々木義美 寺内

二代目組合長大利雪中は、昭和二十四年就任以来同四十二年まで長期にわたって運営の衝に当たった。昭和四十二年、大豊町農協合併により他の三組合とともに参加した。

大杉村 明治四十四年三月発行の『高知県長岡郡東本山村々は調査書』によると、農業協同組合の前身である「農会」について、次のように記述されている。

「農事ノ改良發達ニハ維新以来各自ニ意ヲ用ヒ来リ系統の機關ヲ有セザリシガ、明治三十一年農会令發布スルヤ、今年八月九日、三浦久吾、永野寛次、佐々木浜五郎ノ三氏創立委員トナリ村農会ヲ設立シタ。会長ニ森喬木氏就職シ、農事ノ改良ニハ系統ヲ追ッテ指導シ、爾来会長ニ橋本幸彌、佐々木浜五郎氏就職シ以テ明治四十一年ニ至レリ。

而シテ同年度ニ於テハ農会諸種ノ改善ヲナシ、新ニ専任技手ヲ置キ、種苗ノ改善、病虫害ノ驅除各種品評会ノ開設貯穀害虫ノ驅除講習講話ノ開設、農事統計ノ調査等ヲナサシメツツアリ。

同四十二年三月ニ至リ会長長門協恒夷氏、副会長朝倉周威氏ニ改選シ以テ今日ニ至レリ。

これによって農会の設立とその変遷及び事業内容の大略を知ることができる。

この時代になると戊申詔書の影響などもあって、農業関係にまで精神的な面が全国的に強調されるようになった。その精神的支柱としては報徳精神が採用され、各村に報徳会が設立されている。東本山村においても例外ではなくそのいきさつについて、前記『東本山村々は調査書』には次のように述べている。

自治ノ改善ヲ計ラシニハ各自精神ノ修養ヲナシ、道徳経済ノ調和、教育、産業ノ發展ヲ期シ、一般社会風習ノ改善ヲ計ラザルベカラズ。

本会ハ二宮尊徳先生ノ遺訓ヲ基礎トセル報徳教ニ依リ、明治四十二年八月之ヲ起シ會員ヲ募集シテ自治ノ改善産業ノ發展ニ力ヲ致セシニ、村民ハ皆本会ノ主旨ヲ遵守シテ、今ヤ着々改善ノ域ニ達シツツアリ。

更に報徳会規定第一条においては、

教育勅語、戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉^{じゆんぱう}シテ精神教育ヲ奨メ、広ク道德、経済ノ調和、自治ノ作興、教育産業發展其他一般社会ノ改善ヲ期スルヲ以テ目的トス。

として、この会の設立趣旨が明確にされているが、その役員構成は会長一名、副会長一名、理事六名、幹事各集落三名以上五名以下と第四条で規定されている。しかし、だれがその役員に就任したかは明らかでない。

大正六年三月六日には、有限責任として大杉村報徳信用組合が発足し、事務所を大杉村日浦に置いたことがわかっているが、それ以上のことを明らかにすることはできない。ただ、諸般の事情から考えて、大杉村報徳信用販売購買利用組合がこのとき発足したようであり、役員についても、東本山村々は調査員を務めた門脇恒実村長・朝倉周威・久保英気助役などの人々が大きく関与していたようである。

また、戦前から戦後にかけて、村政にたずさわった人々の話によると、森末永が相当長くこの組合の組合長をしていたという。

昭和十八年十二月、農業団体の整理統合により、大杉村農業会が設立されたが、初代会長には組合長であった森末永が選任され、引き続いて農業団体の指導に当たった。また、農業会の仕事は穴内佐々木害が専務として受け持った。

そのころの農業会の事務所は、今の役場の玄関に当たるあたりにあり、その南側に役場があって、屋内は自由に行き来ができた。また、信用及び購買に関する仕事の事務所は現在のひばり会館の位置にあって二つに分かれて仕事をしていった。後に事業不振に陥ったとき、現在の役場玄関の位置にあった事務所は役場に売り、昭和二十六年ころ北側の事務所に合併した。

昭和二十三年七月、農業協同組合法の施行に伴い、大杉村には大杉農業協同組合及び立川農業協同組合が設立さ

れ、昭和四十三年四月、大豊町農業協同組合として統合されるまで続いた。

大杉農業協同組合

初代組合長 秋山正隆

専務 小林茂樹

常務 西谷昇

二代組合長 秋山重実

専務 西谷昇

三代組合長 三浦恒

専務 西谷昇

四代組合長 森山茂貴

専務 秋山勉

立川農業協同組合

初代組合長 鈴木友茂

二代組合長 田辺穂

専務 小笠原陸恵が一貫して就任

昭和四十三年四月、第一次の合併により大豊町農業協同組合が誕生、昭和五十二年四月、第二次の合併によって現在に至っている。現在の事務所は大豊町高須二百三十三番地にある。

天坪村

昭和十八年三月、天坪村産業組合と農会が統合して天坪村農業会が発足した。

当時の会員数は約五百八十人で、理事十一人、監事三人が選出された。

歴代の会長は次のとおりであった。

初代	西岡茂義	就任昭和一八年三月
二代	西岡隆福	〃 〃 二一年三月
三代	岡林大佐美	〃 〃 二一年八月
四代	西岡隆福	〃 〃 二二年四月

天坪村農業協同組合は、昭和二十三年三月二十三日に県知事の認可を得て、同年六月十四日設立登記を完了した。これによると、所在地は大豊町馬瀬四百四十二番地の二と定め、出資口数は四百三十八口、出資金総額は八万七千六百円（一口の金額二百円）となっている。

役員は理事十二人、監事三人で営業区域は旧天坪村一円と香美郡の一部を加えて発足した。その後、昭和三十一年南部五部落が土佐山田町に編入されたが、営業区域はそのままに現在に至っている。

大豊町にあった、大杉・立川・大田口・西豊永・東豊永の各農協はすでに合併して、大豊農協として運営されているが、天坪農協はこれに参加せず独立で運営している。

現在の職員数は十三人でほかに理事二人が常勤している。

歴代の組合長は次のとおりである。

初代	門脇 誠郎	昭和二十三年三月二三日就任
二代	坂本 深喜	〃 二四年四月一五日
三代	北村 晴喜	〃 二四年七月一五日
四代	坂本 深喜	〃 二八年三月一三日
五代	佐藤多磨呂	〃 二八年九月 一日

六代	岡林 太幹	〃	三四年四月 二日
七代	西岡 清巖	〃	四二年二月二八日
八代	岡村 千年	〃	五一年三月一五日

4 大豊町農協の合併

戦後、農業協同組合法の制定により、農業会は農業協同組合として発足した。しかし、戦後の不安定な経済状態の中でその経営は苦しく、赤字決算の組合が続出し、大豊町内でも西豊永農協などでは赤字決算のために、個人的な保証を行ってや々と必要な資材を業者から購入できる状態であった。

こうした中で、昭和二十八年九月一日には町村合併促進法が制定されて、隣接町村の合併が図られ、これに伴って農協も合併すべきだとの気運が起ってきた。

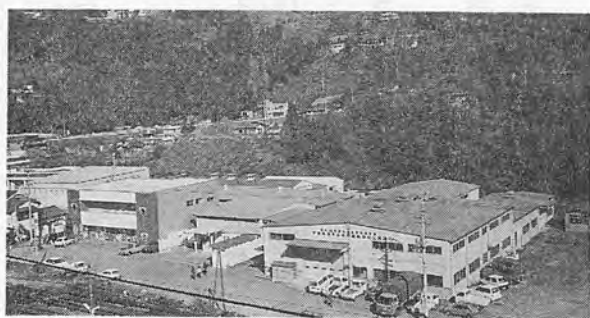
昭和三十一年三月、整備促進特別措置法が制定公布され、また、この年から新農村建設総合対策が実施され、補助事業実施主体として農協が選ばれたが、二つ以上の農協が同一地域内にある場合はいずれか一つが選ばれ、他のものは間接補助事業者とされた。

更に、昭和三十五年、農林省は農協組織整備調査を実施したが、この内容は合併に関連したものが多く、実質的にはほとんど合併調査であった。こうした経過を経て政府は農協合併の方針を固め、昭和三十六年三月三十一日、農業協同組合合併助成法を成立させ、本格的な指導に乗り出した。

こうした全国的な動向に大豊町も無縁ではなく、昭和三十七年十二月二十七日に開かれた大田口農協の役員並びに運営委員会合同会議で合併問題が討議された。したがって、昭和三十七年ごろから町内各農協で合併問題についての論議が起こっていたことがわかる。



大豊町農協の本所



大豊町農協集出荷貯蔵処理加工施設

また、昭和四十年十二月十八日の大田口農協役員会で、十二月十三日に開かれた村内農協合併推進委員会の状況が報告されているから、このころにはかなり本格的に合併問題が研究討議されていたものと考えられる。

しかし、この推進委員会は諸種の事情から解散し、その後の合併につながることはできなかった。その主たる原因は各農協のそれぞれの事情によったようで、特に赤字決算農協との合併は大きな障害になったであろうし、また、本所をどこに置くかということも組合員の大きな関心事であった。

昭和三十九年三月三十日付けの大田口農協から大豊村農業協同組合連合組合長あてに出された、村内農協合併に関する答申には次のように述べられている。

右のことにつき昭和三十九年二月二十七日当組合役員運営委員並に地区出身議會議員、その他一般有志三十四名参集審議の結果左記の通り決議したので通告いたします。

記

大豊村役場に大豊村農協合併仮事務所を設置し、六ヶ月以内に大田口に合併農協本所を設置する条件により農協合併に賛成する。本所設置の利点

- 一、現在大田口農協は将来発展する本所並に付帯する施設の敷地を有する。
- 一、農業指導所、県の各機関が存する。
- 一、大豊村の中心部に在り交通機関の要衝である。

その他の各地でも合併に関する会合は数多く開かれ努力が重ねられたが、この時点でもまだ合併は実現するまでには至らなかった。

その事情について、昭和四十年十二月二十五日の大田口農協役員運営委員合同会議では次のように述べられている。

昭和三十七年農協合併審議会の発足当時から、昭和四十年十二月二十三日までに開催された審議会の経過状況を組合長が報告。村内各単協の合併に対する機運が盛り上っていなかった旨を説明し、合併臨時総会の無期延期になった旨に付各位の了承を求めた。

こうして合併は一度見送られたが、農協合併助成法の三か年延長といった客観的情勢もあって、昭和四十二年三月三十日、村内各農協の組合長・常勤役員会において合併に関する意思統一を行い、同年八月一日に合併推進委員会を結成して再び合併に動き出した。

この間、合併農協の共通して取り組む一つの事業として東豊永天神の堰堤えんていを利用して小水力発電を行い、四国電力

に買ってもらおうとの議が起こった。調査設計もできたが、四国電力との価格差が大きく実現をみるまでに至らなかったなど、当時の人々の苦心の努力がみられる。

同年九月からいよいよ経営計画書の作成と審議が始まったが、十一月二十日になって東豊永農協から役員会内の意思不統一により同一時点での合併ができない旨の申し出があった。

しかしあくまで五農協で合併すること意思統一を行い十二月二十日、予備契約書に調印、各農協はそれぞれに集落ごとの座談会を行うなどして組合員の理解を得て、昭和四十三年二月二十日に大杉・立川・西豊永・天坪が、二月二十八日には大田口農協がそれぞれ合併総会を開いた。

大杉農業協同組合第二十回通常総会（合併総会）で、報告に立った組合長森山茂貴は合併に至るまでの経過を次のように述べている。

さて農協合併問題につきましては、既に御承知の通り過去に於いて推進協議会を設置して先進地を視察検討した結果合併の合意点に達し、昭和四十年十二月二十七日を合併総会日とすることに六農協が歩調を揃えて参りました。

しかし、同月二十四日に至り一農協の歩調が乱れ、残念ながら延期の止むなきに至っておりますが、合併促進法の三ヶ年延長と共に、昭和四十二年六月十六日村当局及び県並に中央会の合併推進本部の方々の御指導と御協力を得まして、村内六農協の常勤役員会の結果再度合併の方向がまとまりました。

各農協共に役員会を開いて各三名の合併推進研究委員会を選出、さらに各組合の常勤非常勤全役員並に有志等によって県下の合併先進地安芸農協本所支所の運営状況を視察し、また各農協では委員会及び常勤役員会を十数回にわたって行い大同合併することに意見が一致……（後略）

この報告の後、合併案は承認された。しかし、同じ日に行われた合併総会において、合併を推進してきた天坪農協は組合員に土佐山田町の住民が多数いたこともあって否決された。

したがって、当初計画された東豊永・西豊永・大田口・大杉・立川・天坪の六農協による大同合併案は前年末の東

豊永の脱落、天坪の否決によって、四農協の合併となった。

そこで改めて四農協の合併について、合併農協設立委員会を設け委員長に鈴木友茂を選任し数回の会合を重ねた。

このような過程を経て昭和四十三年四月二十五日、県知事の設立認可書が交付された。

合併時の各農協組合長は次のとおりであった。

組合名 組合長理事名

大杉農業協同組合 森山 茂貴

立川 " 鈴木 友茂

大田口 " 佐々木義美

西豊永 " 上村 憲正

その後、東豊永農協は諸種の事情により赤字決算を重ねてきたため、町当局の指導援助を受ける一方、組合員の中にも大豊町農協への合併の議が起きて、昭和五十二年三月三十日の午前中に開かれた役員会で合併基本どおり負債の持ち込みはしない、を条件に合併することになった。同日午後開かれた大豊農協設立準備会の役員会には東豊永農協の理事・監事も出席し、ここに初めて今日の大豊町農業協同組合が出来上がった。

合併後の歴代組合長は次のとおりである。

初代 森山 茂貴 昭和四十三年五月二日より昭和四十七年三月五日まで

二代 田辺 穂 昭和四十七年三月六日より昭和五十年三月二日まで

三代 吉川 茂行 昭和五十年三月三日より昭和五十九年三月一日まで

四代 秋山 勉 昭和五十九年三月二日より

専務理事

就任年月日

佐々木義美 昭和四三年五月二〇日

吉川 茂行 “ 四七年三月 六日

秋山 勉 “ 五〇年三月三〇日

宮内 優 “ 五九年三月 三日

(二) 森林組合

我が国の森林資源を保護育成するため、民有林に対して初めて行政施策を制定したのは、明治三十年の森林法が最初である。

この法律は森林の荒廃を防止し、木材資源を育成するため、民有林に対して営林方法を指定したり、保安林の創設、森林警察制度の導入、火入れの制限、積極的な造林命令など森林の保安と機能保持を目的としていた。

しかし、その後の木材需要の激増に対処するためには、このように消極的な監督や取り締まりから一歩前進して、森林の計画的施業を積極的に推進することが必要となってきた。

そこで最初の森林法が定められて十年たった明治四十年に、森林所有者の形態に応じた森林施業を積極的に推進するため、次のような点が改正されている。

公有林についてはそれぞれの施業案や施業要領の作成を積極的に行わせるとともに、行政庁の指導監督の権限を強化した。一方では一般私有林についても画期的といえるような森林組合の制度が新設された。

一定地域内の森林所有者により森林施業その他、森林の維持育成に必要な事業をより集中的に、また、効果的に行うための団体組織として、森林組合の制度が創設された。

これらの森林組合は目的によって四つの組合に分けられ、それぞれの事業を行うことになった。

造林森林組合 国土保安、森林の荒廃防止または荒廃森林の回復のため協同の造林を行う。

施業森林組合 所有を異にする森林について協同の施業を行う。

土工森林組合 林産物の運搬に必要な林道等の開設維持を協同して行う。

保護森林組合 森林の火災、盗難、害虫等の危害防止を協同で行う。

このような四種類の組合を設立することが認められたが、これが我が国において森林組合が制度として認められた最初である。

しかし、その当時、森林組合を設立するには、一定地域の有資格者の三分の二以上（所有森林面積の三分の二以上）の同意がなければならず、しかも設立が認可されると、その地域内の組合員有資格者は自動的に組合員となる、強制加入制度の組合であった。

このような組合は公共利益が優先し、国の施策的な面が強く、私有林所有者の自発的な契機によるものでなかった。この組合の設立は極めて少なかった。

しかし、明治四十四年に始められた森林治水事業の発足によって、民有林行政の急速な進展をみることになり、特に植林奨励補助に加えて、森林組合設立奨励の積極的な施策によりようやく、全国的に森林組合設立の気運が高まってきた。

本町でもこの時期に各地で森林組合が設立されたはずであるが記録が見当たらないし、登記所の閉鎖登記簿にもない。時代が少し下って昭和四年から十一年にかけて次の三つの保護・土工森林組合の記録がある（登記簿謄本）。

○ 名称 大田口 保護土工森林組合

事務所 長岡郡西豊永村大字川戸百三十番地の三

目的及事業 森林荒廃を防止しその保護利用をして国土保安に適合せしめ並に森林産物の搬出の施設を為すを目的とす。

事業

- 1、盗難、火災の防禦
- 2、病害害其の他有害動物の駆除予防
- 3、苗木の養成並に購入斡旋
- 4、造林及立木竹伐採の指導監督
- 5、林産物の改良及組合員の委託による販売斡旋
- 6、木炭倉庫の建設並に維持
- 7、林道の開設並に維持

設立年月日 昭和四年十二月十三日

出資又は費用分担の方法 費用分担の割合は組合員所有の森林面積に比例して之を定むるものとする。

地区 長岡郡西豊永村大字奥大田（字略）

理事（住所略） 桑名正仁 豊永福弥 秋山鹿美 山中唯市 豊永春次 三谷丑郎 吉川宗信

監事（住所略） 秋山正成 上村駒吉 北村 修

○ 名称 梶ヶ森保護土工森林組合

事務所 長岡郡西豊永村庵谷七百九十七番地

目的及事業 略

設立年月日 昭和十一年三月九日

略

理事（住所略） 吉村孝吉 白石正一 溝渕利明 溝渕利清 吉村勝海

監事（住所略） 白石正繁 吉村利盛 秋山正輝

○ 名称 東豊永村保護土工森林組合

事務所 長岡郡東豊永村八畝三百八番地

略

設立年月日 昭和十一年七月六日

理事（住所略）

西村春利

笹岡正幸

三谷信芳

西村俊夫

笹岡福松

西村竹馬

笹岡由教

監事（住所略）

西村幸造

笹岡徳馬

小笠原清治

明治四十四年以後大正十五年、林業共同施設奨励などの助成措置が実施されるに及び、昭和十四年の組合制度が改正されるまでには、全国で約二千六百余の組合が設立され、その加入組合員の山林所有面積は全国私有林面積の二割以上、約二百万町歩を占めるようになった。

改正森林法は昭和十四年三月公布され、同十五年九月から施行されたが、その改正点の主なところは次のようなものである。

日中戦争の拡大により戦時物資の需要が急速に増大し、それに対処するため、森林資源に対して行政庁の指導監督を強化する一方、経営の合理化や計画化を図ることを目的としていた。

森林組合制度についても全面的に改正が行われ、従来の事業区分で四種類に分けられていた組合を、

① 施業直営組合

組合自ら施業を実施する。

② 施業調整組合

組合員の行う施業を調整する。

の二種類とし、組合による造林計画を合理的に推進することを図った。

また、組合の地域を原則として、市町村の区域まで拡大するとともに、従来の任意設立、強制加入に対して、新たに地方長官による強制設立の道も開かれた。

更に組合が事業を行う場合、通常の運営費のほかに事業のための費用を出させる「出資組合」の制度を設け、これ

に林産物の販売、必需物資の購買、資金の貸し付け等の経済事業を行うことも認めた。

また、出資組合が財産をもって債務を完済し難いときに、定款で定める金額を限度として、組合員に責任を負担させる「追補責任組合」とした。

大豊町でもこの法改正の主旨を受けて、昭和十六年から十七年にかけて各地に「追補責任」の組合ができています。最初に登記した組合について述べ、あとの四組合については要点を抄出したい（登記簿謄本より）。

○

名称 追補責任大杉村森林組合

事務所 長岡郡大杉村森林組合

目的及事業 組合員の所有する森林の施業を為し森林生産の保続を図るを目的としその事業左の如し（略）

成立年月日 昭和十六年十一月四日

地区 大杉村大字（略十四部落）

出資一口の金額 十円

出資の払込方法（分割払込）

追補金額 出資一口に付金十円

出資の総口数 二千三百九十九口

出資の総額 二千三百九十九円

追補金額 二万三千九百九十円

公告の方法（略）

理事の氏名（住所略） 飯田俊廣 丁野武茂 豊永徳馬

山崎光盛 宮内善吾 山中兼美 野島信豊 森末永

監事（住所略）

桜井儀晴 飯田利男 秋山好啓

○

名称 追補責任西豊永村森林組合

△中略▽

成立の年月日 昭和十七年二月六日

出資の総額 千九百八十五円五十銭

追補金の総額 一万九千八百五十五円

理事 三谷丑郎 都築兵左 藤村信章 小笠原幸親

石川政市 他十一名

監事 西村近美 朝日直治 溝渕利明 他七名

○

名称 追補責任立川森林組合

△中略▽

成立の年月日 昭和十七年二月五日

出資の総額 二千六円

追補金の総額 二万六十六円

理事 石川隆雄 今西 一 鈴木友茂 杉本繁太郎

内田長五郎 他七名

監事 桑名益男 吉川安正 谷内多聞

○

名称 追補責任東豊永村森林組合

△中略▽

成立の年月日 昭和十七年二月二十三日

出資の総額 四千四百四十円

追補金額の総額 四万一千四百十円

理事 西村春利 西村俊夫 吉川潔臣 小松悦茂

笹岡福治 上村猛男 他四名

監事 小笠原知見 小笠原義頭 高木定盛

終戦後における日本の経済は、窮乏と疲弊の極限にあり、加えて人心も荒廃していた。その混乱の中でGHQによる強力な占領政策の影響を受け封建的な旧制度は次々と姿を消し、新しい民主的な制度に衣替えをしていった。森林組合制度もその例に漏れず画期的な変革が行われた。

すなわち、戦争中の供出などによる過伐と、戦後の急激な戦災復興による乱伐によって、荒廃した森林資源を急速に回復するために、従前の民有林行政の柱であった森林組合制度や、営林監督の制度が再検討された。

その結果、従来の森林法を廃止し、昭和二十六年六月法律第二百四十九号をもって、新しい森林法が公布され、同年八月一日から施行された。新しい森林法は従来の法を改正するという形式をとらず、旧法を廃止し新法を制定する方式をとり、内容は昭和二十五年二月の占領軍総司令部声明に影響されるところが大きかった。

新しい森林組合は協同組合原理に立脚した組織として、経済事業を行うべきであり、戦前における強制設立、強制加入等を排し、あくまで任意設立のうえに、個人の加入、脱退の自由を認めるなど、他の農業団体及び水産業団体における組合の改革と軌を一にする抜本的な改革であった。

その改正された目的、内容などを新旧法別に比較すると、おおむね次のとおりである。

目的

旧法 組合員の所有する森林について、自ら施業を行いまたは、組合員の施業を調整することにより、森林生産の保続を図る。

新法 森林所有者の協同組織により、森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、あわせて森林所有者の経済的・社会的地位の向上を期する。

森林組合の種類と事業

旧法 施業直営組合

施業調整組合

森林施業を直営又は、調整するとともに政府の経済統制に協力する事業を行うほか、出資組合にあっては追補責任のうえで経済事業を行ってきた。

新法 施設森林組合

組合員のための森林経営に関する指導や、委託を受けて行う森林の施業経営、または所有森林の経営を目的とする信託の引受け等の事業を必須事業とし、さらに組合員のための販売、購買、利用、金融等の経済事業等を選択事業として行う。

生産森林組合

組合員の資本と労働力の提供により、自ら一個の森林所有者となり森林経営を行う。

このほか、追補責任制を廃止し、地区の制限及び、一地区一組合の制限も除き、所有面積の広狭によって差のあった出資口数及び、議決権、選挙権の不平等を改めた。

大豊町ではこれに沿って、次のように森林組合が新しく設立されている。

○ 名称 天坪村森林組合

設立年月日 昭和二十七年三月二十七日

出資口数 一千四十九口

出資総額 二千六百二十七円

組合長理事 小笠原寛

解散 昭和四十年十二月十四日、長岡郡大豊村大杉森林組合、同西豊永森林組合、同東豊永森林組合と合併して、長

岡郡大豊村森林組合を設立するため解散

○ 名称 大杉森林組合

設立年月日 昭和二十七年二月七日

出資口数 一千六百七十四口

出資の総額 六千六百九十円

組合長理事 飯田俊廣

解散 昭和四十年十二月十四日（理由略）

○ 名称 西豊永森林組合

設立年月日 昭和二十七年二月二日

その後、森林組合に関する法令は、大規模の改正こそないものの部分的には、昭和二十七年、同三十年、同四十三年、同四十九年に組織や役員選出などに関するものが改正施行され、現行のような組合法規となっている。

昭和三十年、東西豊永大杉天坪の四か村が合併して大豊村が誕生したが、嶺東四か村にそれまで五か所に在った森林組合及び農業協同組合は、やがて一村一組合へと合併の機運が徐々に高まっていた。

出資の口数 三百三十八口

出資の総額 三万三千八百円

組合長理事 寺石由雄

解散 昭和四十年十二月十四日（理由略）

○ 名称 東豊永森林組合

設立年月日 昭和二十七年三月三日

出資の口数 九百三十三口

出資の総額 三万六千三百三十円

組合長理事 三谷兵武

解散 昭和四十年十二月十四日（理由略）

○ 名称 立川森林組合

設立年月日 昭和二十七年一月二十二日

出資の口数 一千三口

出資の総額 二万六十円

組合長理事 山本仁

解散 昭和四十七年九月一日長岡郡大豊村森林組合に合併のため解散



大豊村森林組合貯木場

農協については別項に詳述されているが、当時の森林組合長、

東豊永森林組合長 高木定盛、西豊永森林組合長 吉川梅行、

大杉森林組合長 森山茂貴、天坪森林組合長 岡林太幹、立川森

林組合長 猪野範隆

などの話し合いの結果、立川組合は時期尚早となったが、他の四組合は大筋において一致、昭和四十一年一月登記を完了している。

その要項はおおむね次のとおりである。

○

名称 大豊村森林組合

設立年月日 昭和四十一年一月

出資の口数 四千二百九十五口

出資金の総額 二百十四万七千五百円

歴代組合長名

初代 岡林太幹 二代 森山茂貴 三代 門田
仁一 四代 上村憲正 五代 畑山善郎

昭和四十七年九月、立川森林組合（組合長山本仁）と合併をしている。また、昭和五十一年常勤参事を常勤の専務

理事として岡林春友を選任している。

昭和六十年四月現在の出資口数八万四千九百九十六口、出資金総額は四千二百四十九万八千円である。

(三) 養蚕農業協同組合

養蚕農業協同組合の前身は、集落や町村などで組織されていた養蚕農家の団体で、器械製糸の発達に伴って繭の取り引きを有利にするために任意に結成されたのが始まりである。

初期には養蚕農家の自主的団体というよりは、製糸業者が購繭集荷の都合や繭の品質を統一するためにつくらせたものが多かった。

養蚕業が盛んだった昭和六年蚕糸業組合法（法律第二十四号）によって集落又は町村の養蚕組合は、簡易法人養蚕実行組合に改組された。

また、郡の区域で養蚕業組合を、府県に養蚕業組合連合会、更に全国に全国養蚕業組合連合会を組織して、養蚕技術員を郡、町村の組合に配置して養蚕技術の指導奨励を行い、県段階では、産繭処理の指導、乾繭保管の奨励など実質的に養蚕農家の利益を代表する団体となった。

太平洋戦争の進展により、昭和十八年農業団体系法（法律第四十六号）によって、市町村、郡、府県、全国の段階ごとに農会、産業組合、畜産組合と合体して農業会を結成することとなり、独立の養蚕業組合は解体したが、養蚕農家の結合団体である部落養蚕実行組合は、そのまま存続して農業会に加入できる団体となった。

昭和二十二年農業協同組合法（法律第三百三十二号）が制定されて系統農会が全国一斉に解散したため、新しい農業協同組合法による養蚕農業協同組合が、集落又は町村の区域で非出資の特殊農業協同組合として設立された。

この単位養蚕農協によって昭和二十三年十一月二十三日高知市で、高知県養蚕農業協同組合連合会を設立し、技術指導、繭価の協定、養蚕資材のあっせんなど行う養蚕農家の利益代表機関となった。

大豊町の養蚕農業協同組合 大豊町内の養蚕農業協同組合は、昭和二十三年十一月大杉村・西豊永村・東豊永村の三組合が相前後して設立された。天坪村は農業協同組合が養蚕部門も所管し別に専門農協は設立しなかった。

次に三養蚕農協の概略を述べる。

○大杉村養蚕農業協同組合 所 在 地 大杉村高須二百三十三番地
設立年月日 昭和二十三年十一月二日

設立当初役員 理事 十三人

監事 四人

組合長 秋山正隆 川口

初代組合長の秋山正隆は、高知県養蚕農業協同組合連合会副会長となる。

昭和四十四年ごろから大杉村養蚕農業協同組合の業績が不振となり、養蚕組合の一切の業務を大杉村農業協同組合に移した。

○西豊永村養蚕農業協同組合 所 在 地 西豊永村下ノ土居三番ノ一地

設立年月日 昭和二十三年十一月二日 理事 七人

監事 三人

歴代組合長氏名 大砂子 中西朋市、佐賀山 西村近美、永 洵 北村弘亀

大砂子 吉松久盛

○東豊永養蚕農業協同組合 所 在 地 東豊永村大滝四百九十八番地ノ四四

登記完了 昭和二十三年十月十九日 理事 七人

監事 三人

歴代組合長氏名 中 内 平石磨作太郎、三ッ子野 上村猛男、

大 平 都築 茂

上級団体高知県養蚕農業協同組合連合会に理事として選任された人の氏名（農業協同組合を含む）

副会長となった人 秋山正隆、佐々木義美

理事 平石磨作太郎、上村猛男、秋山正隆、三谷盛清、都築 茂、森山茂貴、小松俊雄、佐々木義美、北村弘

亀、吉川正一郎、吉川茂行、秋山 勉

監事 秋山正隆、岡村千年

また、同連合会は、昭和二十七年安芸・香美・嶺北・高知・幡多の六か所に支部を設置し養蚕振興を図った。
嶺北支部は川戸の小笠原松吉が支部職員に任命され、蚕業指導所に駐在したが、この制度は数年のうちに廃止された。

(四) 漁業組合

1 吉野川漁業組合

昭和六年、県の水産課が編集した『水産必携^{ひつけい}』の中の河川漁業（吉野川の漁業の項）に前掲した「河川魚族保護の必要を提唱するに至り吉野川関係町村の如きは河川魚族保護組合を設立し積極的増殖計画を樹立する機運に向いつつある状況にあり。」とあるように昭和の時代になっても、高知県の河川では漁業組合の設立されていないところが沢山あったようである。

明治三十九年制定された、高知県水産組合諸規定の中の組合定款に、

第一条 本組合は水産業の改良発達及水産動植物の蕃殖^{はんしよく}保護其他組合員の利益を図るを以て目的とす。

とあるが、これらの組合は海水面漁業による県下一円を対象とした水産組合であった。

高知県下で最初に設立された内水面の漁業組合は、大豊町旧三か村（東豊永・西豊永・東本山村）による吉野川漁業組合であった。

明治二十二年六月八日付け認可の吉野川漁業組合に關しての書類は見当たらないが、同年九月九日に前の組合規約

を改正願いたい、と幹事十六人、関係村長三人の連署で提出した書類がある。

漁業組合規約改正に付御認可願

本郡吉野川漁業組合規約の儀本年六月八日付長一第六六六号を以て御認可相蒙り候処自今別冊之通改正仕度候間右御認可被成下度此段奉願候也

明治二十二年九月九日

長岡郡西豊永村安野々十三番屋敷平民

都築利吉

同郡東豊永村八川三十七番屋敷平民

吉村弘金

同郡同村八畝五十三番屋敷平民

西村堯綱

同郡同村西峰百十四番屋敷土族

三谷可司

同郡西豊永村粟生七十八番屋敷平民

小笠原竹七

同郡同村梶ヶ内五十五番屋敷平民

秋山鹿連

同郡同村船戸五番屋敷土族

山崎儀作

同郡同村中屋十番屋敷平民

都築自親

同郡同村粟生百十四番屋敷平民

三谷金次

同郡同村黒石十八番下一番屋敷土族

曾田時中

同郡同村梶ヶ内三十一番屋敷土族

桑名正之

同郡東本山村谷十七番屋敷平民

秋山勝五郎

同郡同村葛原三十三番屋敷土族

久保信馬

同郡同村穴内十六番上一番屋敷平民

原覚馬

同郡同村日浦五十七番屋敷平民

川谷正水

同郡同村杉十五番屋敷平民

橋本幸彌

長岡郡長濱口眞澄殿

右之通り願出候に相違無之候也

明治二十二年九月九日

長岡郡東豊永村長

小笠原永晴

同郡西豊永村長山中化育代理

桑名定親

同郡東本山村長

大坪充盛

吉野川漁業組合規約

第一章 総則

第一条 吉野川漁業組合を設置するは従来漁業に係る諸般の弊害を除却し魚類の蓄殖を謀り漁業をして潮時隆盛ならしめん事を目的とす。

第二条 本業組合区域は吉野川上流（支川谷共）東本山村葛原字カヅラセより下流西豊永村大久保土阿国境に至る間を以て漁場の区域とし長岡郡吉野川漁業組合と称し其組合村及支川溪谷左の如し。

西豊永村、東豊永村、東本山村

支川穴内川は上流東本山村小川字カレ谷落合より下流（以下略）。

第三条 本業組合事務所は長岡郡西豊永村安野々十三番屋敷に設置す。

第四条 区域両端は勿論其他見易き処に標札を掲ぐるものとす。

第五条 証標料徴収方法は左の科目に依る但半途漁業者と雖も証標料を減ずることなし。

一等 一ケ年 金五円

但鵜一羽

二等 同 金三十五銭

但やな、瀬張、サクラいだ、籠漬の類

三等 金二十五銭

※以下第六条から第四十三条まで規制事項や会議・役員等

の事が細かに書かれているので主な項目を挙げておく。

組合役員に関する件

会議に関する件

会計に関する件

組合の収入に残金が出来ると村の教育費に寄付する件

薬剤使用禁止の件

その他禁止制限の件

組合員の加盟脱退の件

その他鑑札や雑則等が制定されている式号様式（鑑札）

長四寸幅式寸五分

番号

明治何年何月何日ヨリ

明治何年何月何日限り

何等漁業員証票

何県何郡何村何番族籍

何ノ誰

年令

長一第八〇二号

長岡郡西豊永村

都築利吉 外十五名

明治二十二年九月九日吉野川漁業組合規約改正願の赴認可候事

明治二十二年九月十二日

高知県長岡郡長

浜口眞澄

明治二十二年といえは我が国の地方自治にとって明治維新に次ぐ大変革を遂げた年でもある。すなわち、大豊地方ではそれまで群小の五十九（東豊永十六、西豊永十七、東本山十五、天坪十一）あった村々を合併して、四つの村にまとめられた年で、このような大改正は全国的な規模で行われている。

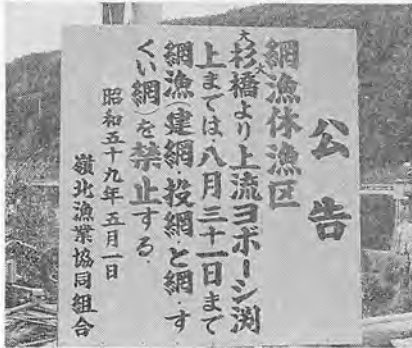
昭和三十年に現大豊町が旧四か村を合併したときでさえ、お互いの利害得失を考え久しく論争が行われたことから

も推量されるように、このときもさまざまな思惑を秘めた陳情や紛争があり、それを証する古文書も残されている。

そのようなとき、しかも大同合併の騒ぎも鎮静しないさ中の六月に東豊永・西豊永・東本山の三か村が合同して漁業組合を設立したことは大に意義のあることである。

また、この組合に吉野川の名を冠したことは、他の町村特に漁業の進んでいたと思われる、本山町・土佐町よりも先んじて、漁業組合を設立したことがうかがえる。

この漁業組合が設立された当時の組合員数や、鑑札の等級別の人員などを証する資料が見



嶺北漁業協組のあ
る漁業センター
(本山町)④と大
杉駅前告示板⑤

当たらないのは残念である。昭和の初めの統計では本業者二十四人、副業者二百四十三人、従業者四十五人、遊業者千三百八十四人、合計千六百九十六人とある。しかし、これは本山町・土佐町・大川村を含む数である。ここで従業者というのは鵜飼^{うかい}いや建網火振りのときの舟のこぎ手を指すのである。

昭和も十年代になると日中戦争や太平洋戦争が激しくなるにつれて漁業に従事できる壮年者が少なくなり、漁業組合も有名無実となっていた。

しかし、許可漁業は市町村を窓口として県から木札の裏に高知県と焼き判を押し、表に番号と許可漁業の種類などを記入した鑑札を発行していた。

2 嶺北漁業協同組合

太平洋戦争が終わり敗戦後の混乱期に、復員した壮年者がにわかに、村や町にあふれ食糧難にあえいでいた。一時は敗戦の衝撃から虚脱状態となり、道徳倫理も地に落ちたとき、河川もその被害を受け、ダイナマイトによる密漁や劇毒物を川に流した時期もあった。

ようやく人心も落ち着き、社会も秩序を取り戻しはじめた昭和二十三年十二月、新しい水産業協同組合法が成立し、翌二十四年十二月、新漁業法が制定された。

当時、嶺北地方には漁業組合はなく、各個ばらばらの状態であったが、漁業従事者の地位、経済などを向上させるための組合設立の声が高まり、本山町の高橋春道・森下武喜などの提唱によって、嶺北管内十か村の有志が集まり、知事の認可を受け、昭和二十六年五月七日嶺北漁業協同組合を設立した。時に正組合員四百三十五人、準組合員九百八十八人、合計千四百二十三人であった。

設立時の地域別組合員数

地区	役員及組合員数	役員		組合員数			備考
		理事	総代理	正	準	計	
本山町	五		七	六四	一二二	一八六	
吉野村	四		五	一八	一三五	一五三	
田井村	五		五	四八	八四	一三二	
森村	四		五	一三	七六	八九	
地藏寺村	三		三	五六	四	六〇	
大川村	三		三	一七	八九	一〇六	
大杉村	五		七	八九	一四一	二三〇	
天坪村	二		二	一五	一六七	一八二	
東豊永村	五		七	三一	八一	一一二	
西豊永村	四		五	八四	八九	一七三	
計	五一		五一	四三五	九八八	一四二三	

- (3) 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管または販売
- (4) 水産動植物の繁殖保護その他の漁場利用に関する施設
- (5) 組合員の漁業に必要な設備に関する施設
- (6) 組合員の福利厚生に関する施設
- (7) 水産に関する経営および技術の向上ならびに組合事業に関する、組合員の知識の向上を図るための教育ならびに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

- (8) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

第三条 この組合は、嶺北漁業協同組合という。

第四条 この組合の地区 略 高知県の吉野川全般を六地区に分轄

嶺北漁業協同組合定款

第一章 総則

第一条 この組合は、組合員が協同して、経済活動を行い、漁業の生産能力をあげ、もつて組合員の経済的・社会的地位を高めることを目的とする。

第二条 この組合は組合員のため次の事業を行う。

- (1) 組合員の事業または生活に必要な物資の供給
- (2) 組合員の事業または生活に必要な共同利用に関する施設

第二章 組合員の資格、手続、出資、脱退等
 第十七条まで 略

第三章 出資、経費分担および積立金等

第二十六条まで 略

第四章 役職員

第三十七条まで 略

第五章 総会および総代会

第五十七条まで 略

第六章 業務の執行および会計

第六十一条まで 略

第七章 剰余金の処分および損失金の処理

第六十四条まで 略

歴代組合長及び参事名

組合長名		就任年月	退任年月	参事名		就任年月	退任年月
高橋	春道	昭26・5	昭32・5	森下	武喜	昭26・5	昭32・5
今西	芳久	" 32・6	" 36・5	塩田	潤一郎	" 32・6	" 45・6
杉本	雄勢	" 37・6	" 52・12	岡林	良治	" 45・7	" 56・7
富村	幸彦	" 53・1	" 55・5	谷	森明	" 56・8	" 56・9
飯田	正福	" 55・6	" 60・9	小笠原	精一	" 56・9	" 57・4
岡林	良治	" 60・9	" 60・9	和田	幸雄	" 57・5	" 57・4

役員数の変遷(理事)

昭和二十六年 四一人
 " 二十九年 四〇人

昭和三十一年 三一人
 " 三十五年 三三人

“ 四十七年 一五人

許可漁業件数の変遷

漁業種別	時期
火光利用建網	昭和31年月 9月36年月 8月
建網漁業	昭和38年月 9月48年月 8月
瀬張漁業	昭和48年月 9月58年月 8月
鵜飼漁業	昭和58年月 9月以降 現在
うぐい建網	

注 建網に貼とうぐい（いだ）の区別があったものが昭和三十八年九月以後無くなった。

(五) 農業共済組合

終戦後の経済の混乱と国民の衣食住への不安を解消するためには、第一次産業の振興が最大の急務とされていた。そこで農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし、農業経営の安定を図り、農業生産力を発展させるために昭和二十二年十二月十五日、農業災害補償法が公布施行された。

この災害補償法は農業経営者から一定の掛け金を徴収し、被災者に補償を行うもので、この事業を農業共済組合を通して行わせている。

この事業の種類を水稻、養蚕及び畜産とし、それぞれ下限を定めそれ以外を強制加入としたところに、この事業の特徴がある。すなわち水稻は十五[㍻]以下、養蚕は〇・五箱（卵量五[㍻]）以下は任意加入であり、畜産は牛を主体として義務制である。

その他にも園芸施設などの任意加入制度があるし、また、建物の火災共済も任意加入として昭和二十四年ごろから取り扱いを始めている。

この法令をうけて嶺東四か村では次の共済組合が設立されている。

○名称 東豊永村農業共済組合

設立年月日 昭和二十三年三月二十七日

初代組合長 平石磨作太郎

合併時の組合長 朝倉 寛一

○名称 西豊永村農業共済組合

設立年月日 昭和二十三年三月二十七日

初代組合長 小笠原薫光

合併時の組合長 森下 義秀

○名称 大杉村農業共済組合

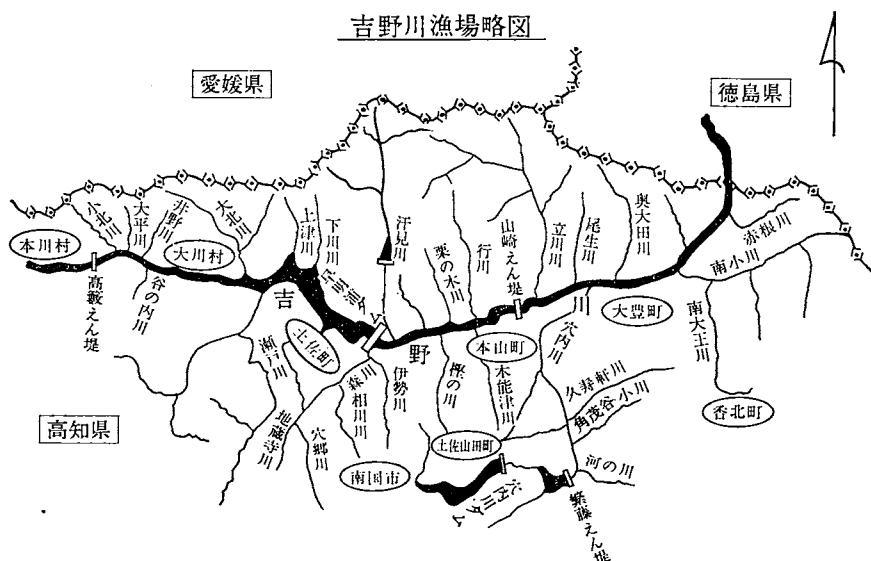
設立年月日 昭和二十三年五月八日

初代組合長 三浦 恒

合併時の組合長 秋山 重実

○名称 天坪村農業共済組合

吉野川漁場略図



あまご解禁 3月1日

あ ゆ解禁 本流6月1日

支流7月1日

河川内で魚類を採捕する場合は、漁業法、水産資源保護法、高知県漁業調整規則等が適用され違反したときは処罰をうけ、かつ損害賠償の責を負うことがある。

設立年月日 昭和二十三年六月二十四日

初代組合長 門脇 誠郎

合併時の組合長 佐藤多磨呂

これらの共済組合は昭和三十年の町村合併に伴い、統合合併をすることになり、昭和三十三年十一月二十三日、大豊村農業共済組合として発足している。

歴代組合長名

氏名	出身地	期	間
初代 佐藤多磨呂	本村	昭和三十三年三月三十一日まで	
二代 森山茂貴	高須	昭和三十三年四月三十一日まで	
三代 秋山重実	穴内一	昭和三十三年五月三十一日まで	
四代 上村周一郎	三津子野	昭和三十三年六月三十一日まで	
五代 松岡勝英	穴内一	昭和三十三年七月三十一日まで	

事業の推移

① 水 稲

年度	戸数	面積	農家負担掛金	共済金	備考
三三	一、九四三	五七、九〇〇 ^{アル}	七〇三、五〇五 ^円	四七九、九六〇	昭和四五年より休耕転作
四五	一、七二四	四八、二四〇	六二五、八三六	一七、二四〇、九〇〇	始まる
五八	一、一二七	二八、三四〇	六、八〇二、九九八	二、一八八、三七五	

② 麦

年度	戸数	面積	農家負担掛金	共済金	備考
三三	一、七二四	二五、五四〇 ^{アール}	一八一、七二六 ^円	二六三、〇四〇	四五年より中止

③ 蚕 繭

年度	戸数	箱数	農家負担掛金	共済金	備考
三三	二、二九一	三、一二六	四三〇、三一六	六四三、六一七	
四五	二、一四九	三、三五八	五九〇、五〇五	三六一、九五〇	
五八	九五九	一、八六八	一、八一九、一八五	一、一八九、四〇〇	

④ 家 畜

年度	牛	馬	山羊	掛金	共済金	備考
三三	六三八	三六	一九	二七四、八八九	三二〇、〇〇〇	
四五	六七四	一四	〇	四〇五、五〇九	一、五六四、三六三	
五八	二三八	〇	〇	九三五、六一〇	九三、四九〇	

⑤ 建 物

年度	戸数	加入金額	掛金	共済金	備考
三三	六八	一、七四六 ^{万円}	五二、三八〇	五〇〇、〇〇〇	
四五	一、〇一五	八八、九八五	一、四六九、七五〇	一三、一八〇、〇〇〇	
五八	一、三二三	八〇九、三五〇	三、八七〇、一五〇		

⑥ 園芸施設

年度	戸数	棟数	掛金	共済金	備考
五八	一四	七八	三二九、三一九	八、〇五四、七九五	五八年開始

(六) 商工会

商工会の起源については、明治十年渋沢栄一・岩崎彌太郎など東京の財界を代表する十人の商工業者たちによつて時の政府に「商法会議所設立の儀願書」が提出され、翌十一年認可されて設立したものが最初である。

この商法会議所は民間の任意団体であり東京府という行政区域を共通の基盤とする、商工業者の地域団体でもあった。その後、このような地域団体が全国各地に誕生していった。

これらの中には一都市を区域とするものや、全県一円を区域とする大規模のもの、また、内容などもさまざまなのがあった。

そこで政府としては府県を通じて統制できる商工団体が望ましく、商工行政の推進にあたって意見をきくことのできる諮問会に、その機能を限定するため、明治十四年太政官布告^{だじょうかん}によつて、農商工諮問会規則が公布され、初めて官の制約を受けることになった。

しかし、農商工諮問会による全国画一的な勸業行政に対しては地方からの反対が強く、府県会等でも予算の削減などが相次いだため、明治十六年になって太政官布達を出し、勸業諮問会制度に改めた。ここでは「各地方の便宜に従ひ……設置することを得」とされたために、全国各地に農業会・商業会・工業会等、また、商工会・商談会・商法会

議所等が設置されていた。

それらの会はいずれも商工業に関する改良発達を図り官庁の諮問に答え、意見を陳情し、時勢に適應するため審査研究し、又は地方に利害を及ぼす紛争の調停などを目的としたものであった。

明治十七年、同二十三年商業會議所条例が制定、改正されそれまで自然発生的に設立された商業會議所を府県段階で認可するにとどまっていたものを組織統合して、政府が統制把握しやすいように改組された。この当時は「商業者と称するは、商取引の各部類に属する商人及び作業人をいう」と商業者の中に工業者を含むのが通例であった。

このように明治中期から大正期にかけて、府県令による商工会規則が制定され、各地の商工会が活動を続け、昭和二年高知県下の商工会数は三十一、会員数三千百八十二人となっていた。

また、これらの商工会は県庁所在地にある商業會議所が中心となって、商工会相互の連絡と親ほく、そして団結を目的として都道府県商工会連合会が結成、組織されている。

昭和二十年、終戦とともに戦時下の統制経済は廃止され、自由化になると、中小企業も活動を始め、戦後の経済復興の一翼を担ったのであるが、物資の欠乏やインフレによる資金不足などで苦難にあえいでいた。

政府は中小企業政策として昭和二十一年にまず、商工協同組合法を制定して戦時下の統制組合を協同組合に組織替えをし、その資金対策として昭和二十四年国民金融公庫法、同二十六年相互銀行法・信用金庫法によって無尽会社と信用組合を法的に強化し更に、同年商工組合中央金庫が個人融資まで行えるようにした。また、二十八年中小企業金融公庫法等を制定して資金の安定化を促進した。

一方、戦後の商工会は商業協同組合の発展的解消によるもの、中小企業相談所を母体とするもの、商工振興会や商店会を母体とするものなどによって復興発展していった。

昭和三十五年の第三十四回通常国会において、中小企業業種別振興臨時特別措置法と商工会の組織に関する法律が

制定されて組織や活動が強化された。

続いて都道府県商工会連合会と全国商工会連合会の法制化が行われ、その組織はますます強固なものとなり現在に至っている。

商工会と商業会議所は両者いずれも、地区内商工業の総合的な改善、発達を図るために商工業者の業務、税務、金融等にわたる相談、指導などの事業を行うものであるが、商業会議所ではその上に、原産地証明、商業紛争の調停なども行い、副次的な目的として社会一般の福祉の増進に資することまでうたっている。また、地域的にみると、商業会議所は県庁所在地及び都市部で結成され、商工会は郡部（町村）で活躍している。

大豊町商工会

昭和三十五年、通常国会において商工会の組織に関する法律が制定され、従来の商工会組織がますます強化されるとともに、未組織の町村にも数多くの商工会が結成された。

大豊村においても次の二十人が発起人となって昭和三十五年八月四日、大豊村役場会議室において大豊町商工会を創立した。

発起人氏名	杉本勇盛	江藤春満	豊永正頼	杉本 保	中沢美寿	中西忠男	都築美治	門田仁一
役員名	秋山弘安	西村 盛	佐藤友重	八木正甲	秋山秀実	小林秋義	野島孝彦	
会長	杉本勇盛							
副会長	八木正甲							
〃	中沢美寿							
創立当初業種別会員数								

建設業	七	製造業	一八	卸売業	九	小売業	一六七
運輸業	四	サービス業	三一	金融業	三		
合計	二三九						

創立当初は大豊村役場の一室を借り受け事務室とし、経営改善普及員一人、補助職員一人で発足した。



大豊町商工会の事務所

昭和五十二年四月、事務室が手狭になったため農工センターとともに現在地に建設された。事務室を含めて四室と資料、湯沸かし室など計百七十七・二平方メートル、総事業費千九百三十万円であった。

財源内訳

県補助金 八〇〇万円
町補助金 四〇〇万円
自己資金 七三〇万円

歴代役員名簿

昭和三十五年		昭和三十八年		昭和四十年	
会長	杉本 勇盛	会長	杉本 勇盛	会長	杉本 勇盛
副会長	八木 正甲	副会長	中沢 美寿	副会長	野島 孝彦
"	中沢 美寿	"	小松 秋義	"	上村 由雄
昭和四十二年		昭和四十四年		昭和四十八年	
会長	秋山 弘安	会長	西村 育夫	会長	西村 育夫
副会長	藤原 一	副会長	杉本 正盛	副会長	岡田 忠孝
"	西村 育夫	"	樋口 喜三	"	栄枝 善寛
昭和五十年		昭和五十四年		昭和六十一年	
会長	山中 良守	会長	山中 良守	会長	小林 稔雄
副会長	岡田 忠孝	副会長	岡田 忠孝	副会長	岡田 忠孝
"	栄枝 善寛	"	上村 高重	"	秋山 弘安

注 役員任期は三年であるが再任の年度は省略した。

昭和五十九年三月現在業種別会員数

建設業	三七	製造業	一一	卸売業	七
小売業	一五〇	運輸業	七	サービス業	三八
金融業	三	其他	一五		
合計	二六八				
総代定数					
天坪地区	五	杉地区	七	高須地区	一〇
立川地区	二	穴内地区	四	大田口地区	七
船戸地区	七	豊永地区	一〇	落合地区	八
東部地区	五			西峰地区	
合計	六五				

高知県の商工会数と会員数及び組織率は次のとおりである（昭和五十六年現在）。

高知県商工会数 四三

業種別商工業者数及び会員数

商工業者数	業種	建設業	製造業	卸小売業	金融保険業	不動産業	運輸通信業	電気ガス業	サービス業	その他	合計
七三	七三	一、九七九	一、九三三	七、五五五	八三	八	二六九	八	三、三三	六四	一六、二四五
四	四	一、四三三	一、四三三	五、三〇二	四六	八	一四七	七	一、八七三	三六五	一〇、六八九
五・八%	五・八%	七・三	七・五	六六・八	五・四	三三・二	五・九	六・一	五九・八	五五・〇	五五・八